

石油税の廢止に付き一圓の割合を以つて課税されて居つたが大正十二年四月限り廢止された。蓋し其収入は年額百數十萬圓乃至二百萬圓に止まる一方に内國石油に對する外國石油の競争の劇烈なる際特に内國石油に物産税を賦課する理由を存しないからである。

第八節 消費税其三、海關税

海關税の發 或る物資が他國に向つて一國を出でんとする時又は他國から一國に運入らんとして其國の國境なり或は特定された境界線なりを出入しよとする場合に其物資に對して賦課される租税を海關税と云ふのであつて租税の起源から見れば内國物産税よりも古いことが認められる。蓋し此種の租税は一國に貿易が行はれて以來賦課されたものであり漸次發達して今日の如き重要な地位を占めるに至つたのであつて而して他の諸税の發達した今日に於ても國庫に豊富なる收入を供へる一事から云へば依然として其地位に淪る所を見るに至らないのである。

海關税の形態として最も原始的のものは所謂通過税であつて一國の領域に入

海關税の一
種としての
通過税

つて更に他國に移される爲めに其領域を出づる場合に出入共に通過税の賦課されることは古來稀れなりとしない。嘗に一の國家に於て行はれるばかりでなく野蠻未開の地方に於ても會長は自己の支配する領土を出入する物資の通過に對して料金を徴收することがある。然らば斯る通過税が中世紀から夙に行はれたことは當然の數であつて其理由とする所は君主が領土内の行政を掌つて領土内を通過する商人や其携帯する物資に對して人命並に財産に關する保護を與へ道路橋梁の設備を完成して商業取引の便を備へる以上は之に對する料金の意味に於て通過税を賦課することを至當とするの一事に存したのである。而して其後斯る有形的設備の完全に行はれないに拘はらず通過税の依然として賦課された場合もあり斯る場合には通過税は料金に非ずして純然たる租税の形態を備へたものと見へる。然も通過税の行はれた時代は必ずしも永

通過税廢止
の理由

續せず殊に十九世紀に入つて殆ど其跡を絶つに至つた。蓋し通過税の賦課されるや單に國庫の收入のみを其目的としたものではない、一國附近の外國市場に於て諸外國の物資が自國を通過し來つて其外國に輸送せら

れ、斯くて自國の物資に對する競争を劇烈ならしめる虞れのある場合に、通過税を賦課するとに依つて、自國物資に對する通過貨物の競争を挫折させ、自國の貨物をして競争上、有利なる地位に立たしめようと云ふ商業政策上の目的を存したのである。然しながら近代に至つて、運輸交通の機關整頓し、其便宜の著しきに至つた場合に、一國が外國貨物の通過に困難を加へたならば、其貨物は直に他の通路を経由して、目的地へ輸送され、通過税に依つて、輸送を困難ならしめた効果は遂に之を見るを得ざるに至るであらう。嘗に然るのみならず、通過税に依つて、通過貨物に負擔を蒙らしめたならば、一國內に外國物資の集中し、經由することを妨げ、其結果として中繼貿易に伴う貨物取扱手数料や、運賃等の收入を喪失する損害のあることに、注意しなければならぬ。諸國に於て、通過税の廢止されるに至つたのも、亦偶然でないのであつて、今日に於ては、一國の關税法を以つて、貨物の通過自由、通過税免除に就て、規定を設けることを一般の慣例とする。現に我國に於ては、通過の爲めに輸入される貨物には關税を賦課しないが、輸入の際に、輸入者をして擔保として、税金に相當する擔保物を提供せしめ、且つ通過貨物の運送は必ず關稅通路に

由らしめる規定であり、更に通商條約に於て、締盟國互に貨物の通過を自由にし、又通過税を免除す可きことを約定し、或は少なくとも是等の點に就て、他國に對して爲すと異なつた取扱を或る國に爲さざることを約定して居るのである。

海關稅制度に於ける輸出稅の地位 通過税に次いで、海關稅の一種として、現はれるものは、輸出税であつて、貨物が外國に向つて一國の領土を去る時に賦課されることを以つて、

其特徴とする。輸出税賦課の理由とする所は、(一)財政上、(二)商業政策上、(三)警察上の財政上の輸出税 三種に分たれる。財政上の必要から如何にして輸出税が賦課されるかと云ふに、貨物の輸出は商品取引の一種であつて、隨つて之に對して

賦課される租税は消費税の性質を有し、此點に於て、自ら國庫に收入を齎すを得るのである。各國の輸出税は多く此點に起源を發して居り、其賦課されるや、何れも國庫に財源を供へることを理由として、存続したのであつて、消費税に關する原則を遵奉したならば、其收入も亦必ずしも少なしとしないのである。

商業政策上の輸出税 商業政策上の理由に據つて、賦課される輸出税は主としてマーカントリズムの見解に基いたのである。即ち原料品の如き、食料品の如き、國

民生活上に、將た又産業維持の上に重大なる關係を有する貨物にして、内國に於て生産される場合には、其輸出に課税することに依つて、輸出を妨害し、成る可く多量の産額を國內に留保して、内國人民殊に生産業者に對する供給を豊富ならしめんとすることを趣意とする。蓋しマーカントリズムに於ては、原料品として、物資を輸出するよりも、既製品として之を輸出する方が國內に多くの富を齎す所以であるとすの信念があつた爲めに、右の如き説を生じたのである。

警察上の必要を理由として、賦課される輸出税は一國の安寧を維持す
出税

る爲め、一時の急要に應ぜしめる手段として、輸出制限の意味を以つて、課税の方便を利用するときに現はれる。例へば一國の收穫不良であるとか、原料品の産額に意外の減退を來したとか云ふ場合に、或る貨物の國外に輸出されることを妨遏し、内國に於ける供給の不足、物價の暴騰を抑制する爲めに、一時利用される。戰爭に當つて、食糧其他軍需品の輸出を制限する爲めに、輸出税を賦課することありとすれば、矢張り警察上の輸出税と認めることが出来る。

以上輸出税の賦課される理由に就て考へるに、何れも貧弱なるものであつて、

輸出税廢止の理由

る廢止の理由を以つて、強しとする。蓋し諸國が續々輸出税を廢止するの舉に出でたのは、其轉嫁の關係から、輸出貿易の發達を沮害し、内國の生産者を苦しめながら、一方に國庫に充分の收入を致さざることを以つて、重要な理由とするのである。輸出税轉嫁の原則は曩に租税轉嫁の原則を説明した際に於て述べた通り、輸出國が有税品の生産上、獨占の地位に居り、而して從來消費者の負擔に堪へ得る限度まで、價格を引上げて居らない場合には、税金の一部を外國消費者に轉嫁せしめるを得ること、容易であるが、他國が同一種類の貨物を生産し、外國市場に於て、互に競争する關係に居つたならば、有税品の輸出は輸出税賦課の爲めに、大なる妨害を蒙り、國庫は收入に於て、得る所なくして、徒に國內生産業者に損失を加へるに止まる。果して然らば輸出税は國際間に行はれる競争の劇烈なる今日に於て、一國の生産業を衰微せしめるの非難を免かれないのである。或は内國生産業の補助品であり、原料品である貨物に輸出税を賦課したならば、國內に於ける供給を豊富にし、其代價を低廉ならしめることに依つて、生産業に利益を與へるようであるが、本來内國市場に原料品の留保されたばかりで、一國の生産業が

能く發達し、外國の競争に堪へ得るに至るが如きは、望む可からざる所であつて、此政策の價値に大なる疑を存する。

輸入税と其類別 關稅制度に於ける輸出税並に通過税の地位にして、右の如くありとすれば、今日如何なる國に於ても、海關税と云へば、直に輸入税を代表するものゝ如くに考へられるのも敢て異とするに足らない。輸入税を其賦課される

目的から區別して、國庫收入上の輸入税と、保護政策上の輸入税との二種とする。

國庫收入關稅 國庫收入關稅と云ふのは、其賦課される目的物なり、税率なりを決定するに當り、總て財政上の見地を以つてし、國庫に收入を増加せしめることを目的とするものである。既に其目的とする所、此所に在つて、出來得る限り、多額の收入を國庫に收めしめようとする以上は、國內に出入する貨物の多々益々多

國庫收入關稅の五條件 かる可きことを必要とし、隨つて其之を賦課することは、敢て自由貿易の主義とは牴觸しないのである。即ち國庫收入關稅をして其目的を達せしめるには、

第一、課稅の目的物を消費の範圍の廣汎である少數の貨物に限ること、

第二、必要品や原料品に課稅する方針を避けること、

第三、税率をして有稅品の消費を禁遏し、制限するが如き高さに達せしめないこと、

第四、輸入税の目的物をして内國に同種の生産の行はれない輸入品に限らしめること、

第五、内國に同種生産の行はれる輸入品に課稅する場合には、内國の産物に對しても、輸入税と同率の物産税を賦課すること、

の五條件を遵奉しなければならぬ。

第四條件の說明 今日の如く國際間に於ける經濟上の關係密接と爲り、然も各國に於ける産業發達の程度、略ぼ同等と爲つた場合には、或る貨物であつて、一國

特殊の産物を以つて、目されるものは、甚だ少なく、一國の産業は其起つた當初に於てこそ、特殊のものであつても、必ず何年かの内には、他國の模倣する所と爲り、或は他國に移植される有様であるけれども、尙ほ天産品例へば歐洲文明國が輸入する熱帶殖民地の産物即ち珈琲、茶、コ、ア、香料、煙草の如きに至つては、歐洲諸國を通じ

て、氣候風土の關係上、全く産出されないものであるから、是等に輸入税を賦課して、其輸入を制限した所で、毫も内國の産業を保護し、獎勵するような効果を齎さず、其税率を適度に止めて、内國の消費を節約するが如き高き程度に上らしめなかつたならば、優に國庫收入の目的を達するを得るであらう。即ち一國が内地に於て例へば珈琲の産出されない場合に、之に輸入税を賦課したとすれば、固より國庫收入關稅であるに相違ないけれども、唯茲に注意を要する一事がある。即ち珈琲に輸入税の賦課された結果として、内國に於て珈琲代用品に對する需要を増加し、爲めに其製造に保護を與へるに至りはしないであらうか。棉花綿布に輸入税を賦課して、内國に於て、麻や毛織物に對する需要を増進するのも、此一例である。或は内國に於ける消費の状態、輸入税率の多寡に依つて、斯る消費の方嚮を一轉せしめることあるやも、測り知るを得ないが、斯る事たる固より偶然の結果であつて、之を以つて特に内國事業を保護したり、國庫收入を傷けたりするものとは認めざるを得ない。随つて内國に同種の生産の行はれない輸入品に課税するときには、大體に於て國庫收入の目的を達するを得るのである。

然らば内國に同種の生産の行はれる輸入品に課税したならば、如何なる結果を生ずるであらうか。斯る場合に輸入品のみを課税して、内國に生産される同種の貨物を無税の儘に置いたならば、内國市場に於ける内外國産物は同等の取扱を受けたものとは云はれない。内國産業の産出する貨物は輸入税と同額の保護を受け、外國の輸入品に比較して、或る程度を以つて、低廉に賣却される餘地の存するからには、國民の消費は自ら内國産物に向うであらう。斯くて外國産物の輸入は減少し、國庫をして收入増加の目的を達する能はざらしめる。斯る勢を避け、國庫に增收を與へようとするには、輸入税が外國産物の輸入品に賦課される如く、輸入税と同額の物産税を内國産の同種物資に賦課して、以つて内國市場に於ける内外國貨物の地位を同等のものたらしめることを必要とするのである。

保護政策上の輸入税 之に反して保護政策上の輸入税と云ふのは、内國市場に於て、内國産業の輸入税をして外國の競争を免かれしめたり、或は全然免かれしめないまでも、

之を輕からしめ、内國産出の貨物をして確實に内國市場の販路を維持せしめることを目的とするものであつて、課税目的物の種類、範圍又は税率等は總て此目的に

據つて之を定めるのである。而して理論から云へば、保護關稅の下に於ける輸入稅の稅率は内外國貨物の生産條件を比較し、内國貨物の外國貨物に劣れる所を以つて其程度とす可き譯であるが、保護的輸入稅が其極端に逸することなく、高率又は禁止的輸入稅と爲ることを免かれるが如きは、到底望む能はざる所であつて、一旦保護政策を行ひ、内國營業者をして保護の恩惠に慣れしめた曉には、保護輸入稅の稅率は次第に重きを加へ、輸入を禁止したり、又は甚だしく之を妨遏する程度に達することを常とする。

以上論述した所を推窮すれば、第一、國庫收入關稅は自由貿易の政策と牴觸する自由貿易と國庫收入關稅との第二、國庫收入關稅と保護關稅とは其根本の性質に於て、氷炭相容れざるものであることの二つの原則が明瞭と爲る。自由貿易と云つても、決して貿易の絶對的無制限を意味するものでなく、自由貿易の下に於ても、警察上の必要から、或る貨物の輸入を禁止した所で、毫も貿易自由の原則に背反しないのは勿論、國庫收入の點から、課稅しても、亦同様である。蓋し國庫收入關稅に於て、其目的とする國庫の增收を期するには、輸入貿易の多きことを必要

とするのであるから、課稅の目的物を選んだり、稅率を定めたりする場合課稅の爲めに、輸入貿易の減退せざることに、意を用ゆるからである。保護關稅に於ては、課稅の爲めに、輸入貿易が妨害され、其全部の杜絶した時を以つて、始めて完全に其目的を達し得たとするのであるから、保護關稅が歩を進めて、輸入貿易を困難ならしめるに隨ひ、輸入稅の國庫收入上に有する意義は次第に薄弱と爲るであらう。

斯く國庫收入關稅と保護關稅とは根本の性質に於て、異なるものある收入關稅と保護關稅との財政上の相違に於ける結果、其適用上にも亦重大なる相違を生ずる。第一、國庫收入關稅に於ては、内國に全く生産されない貨物に課稅するか、又は國內に同種の生産があれば、之に對して同率の物産稅を賦課するか、二者の一に出づ可き道理であるから、物價騰貴の形態の下に、内國人民の負擔に歸する租稅は盡く國庫の收入と爲り、國民の負擔額と租稅收納額と正確に相一致するのであるが、保護關稅に於ては、内國に同一の生産の行はれる輸入品に課稅し、且つ保護の目的を達する爲めに、内國産の貨物には同率の課稅を加へないのであるから、輸入品の代價騰貴に依つて、國民が消費の際に負擔する金額は輸入稅として、國庫の收入に爲るに相違ないが、輸入品の

代價騰貴に伴つて、内國產貨物の代價に騰貴を惹起し、其騰貴から生ずる負擔に至つては、單に國民の負擔たるに止まり、國庫の收入とは爲らず、却つて内國生産者を利することゝ爲るのである。即ち國民の負擔と國庫の收入との差は内國生産者の手に收められ、國民の負擔徒に大であつて、國庫の收入之に伴はざるの嘆を免かれない。第二關稅の賦課される目的を國庫收入に置く以上は、政府は勉めて有稅品の輸入を獎勵するを得る程度まで、稅率を低くすることが必要である。舊來の經驗に徴しても、租稅をして充分に國庫收入の作用を致さしめるには、稅率を適度に置かなければならない事實は明瞭である。然るに關稅をして保護の性質を有せしめるときには、政府は有稅品の輸入の制限される程度まで、稅率を高度に置き、輸入を防遏するに至ることを免かれないのである。

關稅に於ける從價稅法と從量稅法とを比較して、其間に如何なる長短得失があるであらうか。

第一、從價稅法に於ては、課稅當時の價格を基礎として、稅金徵收の手續を行うのであるから、一片の理論から云へば、事の公平を得たものゝようであるが、價格の査定が果して完全に行はれるかどうか、一考を要する所である。蓋し輸入品の價格を査定するに就ては、専ら輸入業者自身の申告に依頼することを一般の慣例とし、申告價格の證明として、送狀を提出させる次第であるが、之に對して餘程嚴重なる監督を加へなければ、詐欺其他の不正手段を誘致し易く、稅關に多數の専門家を雇備して、價格鑑定の衝に當らせ、詐欺の申告を豫防するに就て、種々の手續を必要とする。從量稅法の可なりとさし、斯る手續を盡した上で、尙ほ各稅關を通じて、鑑定價格の統一を保つれる所以、ことが困難であり、斯くて從量稅法に於て、貨物の數量なり、長短なり、外面に現はれて居る標準に據ることを以つて、簡單確實であるとする説を生ずるのである。

從價稅法と保護政策
第二、或は斯く從價稅法に據つて稅金の徵收されるときは、其手續の錯雜する爲め、稅金以外の負擔を輸入業者に加へ、輸入貿易を困難ならしめる。斯る保護貿易の目的を達する見地から、從價稅法を可なりとする説を生ず

るのであるが、斯の如きは輸入税を賦課する公正なる方法を以つて見るを得ないのである。

第三、從價税法に於ては、保護の目的を以つてする場合と、國庫收入の目的を以つてする場合とを問はず、品質精巧であつて、價格の高い貨物には、之に準じて高率の課税を加へるを得るが、從量税法の下に、貨物の數量長短等を標準としたならば、價格の高低と税金の多寡との間に、均衡を保たしめるを得ない。之を保たしめる爲めには、或る程度まで、從量税法の簡單である利益を犠牲に供し、同一貨物を其品質階級別從量税法の必要に依つて、數種類に區別し、各種に適用される從量税の税金に等差を設ける手段に出でなければならぬ。換言すれば、品質の相違を顧みないで、一律の税額を定め、總ての物品に對して、單に長短輕重の同一なる故のみを以つて、課税したならば、精製品よりも粗製品に、輕量品よりも重量品に對する負擔を重くし、負擔の不公平を惹起さざるを得ない。斯る弊害を避け、尙ほ從價税法に於けるが如き伸縮自在の作用を從量税法にも保たしめようとするには、品質の精粗に據つて、從量税の税額に等差を設け、所謂階級別從量税法なるものを採用しなけ

ればならない。然も此方法を用ひても、從價税法に於ける如く、精密に價格と税金との關係を調節せしめることは困難である。

從量税額修正の必要

第四、右の階級的從量税法に據り、或る程度まで價格と税法との關係をたならば、如何であらうか、價格の高い時に定められた從量税は其低く爲つた時には、負擔甚だ重きに過ぎるし、價格の低い時に定められた從量税は其高く爲つた時には、負擔頗る輕きに失するであらう。從量税法に於て價格の變動如何に係はらず、税金額の同一であるのは、不可であると言ふ説の行はれる所以であるが、此缺點は時々時價を標準として、從量税の税額を改算する方法を取れば、直に之を免かせるを得るのである。

之を全體から觀察すると、從價税法は表面公平なるが如くであつて、却つて價格査定之の困難である爲めに、反對の結果を生ずるのは勿論、手續の煩雜を免かれないのであるから、寧ろ表面上不公平であるが如き嫌はあつても、其簡單であり、又確實である點から、從量税法を採用し、唯貴重品、美術品又は價格の變動甚だしい貨物に

限つて、從價稅法を採用するのが諸多の國に行はれる一般の慣例である。現に我國の如き此方法に據る。而して從價稅率を從量稅額に換算するに當り、其基礎と爲るものは、貨物原産地の價格に原産地から輸入港に到達するまでの諸費用を加算したものであつて、之に從價稅率を乗ずるのである。

關稅則 一國が關稅を徵收したり、又は之を免除するには、一に關稅則に據らなければならぬ。關稅則に於ては、貨物を有稅品、無稅品、禁制品の三種

に區別し、有稅品には稅表に定める稅率を賦課し、無稅品には自由に其輸入を許可し、禁制品は其輸入を禁止する。有稅品、無稅品並に禁制品の種目は國庫收入、經濟政治若しくは警察上の必要を參酌して、一國に輸入され來る可き貨物に就て、別を立てるのであるが、萬般の輸入品を一舉に稅則に掲げて、遺漏なからしめることは、到底望み得べからざる所であつて、右に掲記される以外の物品の輸入されること、關稅免除のがある。斯る物品は如何に之を取扱ふ可きかと云ふに、英國に於ては、關稅免除の原則と關稅義務の原則 關稅免除の原則に據り、斯る物品は無稅の輸入を許すが、歐洲大陸諸國や、北米合衆國に於ては、關稅義務の原則に據り、有稅品、無稅品、禁制品の品目に該當

しない輸入品あるときは、第一、有稅品中此貨物に類似して居るものを求め、之に準じて賦課す可き稅率を定め、第二、有稅品中に類似品の存しない場合には、豫め斯る貨物に賦課する目的を以つて、定めてある稅率を適用する。我國も亦關稅義務の原則に據るものである。

關稅則の種類 關稅則の種類を分つて、第一國定主義に基く單一關稅則、第二國定並に協定主義に基く二重關稅則、第三國定主義に基く最高最低關稅則の三種とする。

一國は關稅則を制定し、其内容を定めるに當り、専ら自國の財政又は經濟上に於ける關係を顧みて、之に適する方針に據つて、之を爲すことを妨げられない。此方針に據り、一國の國法を以つて、定めた稅則は國定稅則であつて、此稅則の下に、或る稅率を總ての國に平等に適用し、或る特殊の國に特別の恩典を與へないときには、單一の稅則が關稅則の全體を成すのであるから、之を單一關稅則と云ふ。國定稅則に於ては、唯内國の利害關係に應じ、一國の立法に基いて、稅則を制定し、他國との關係に依つて、拘束されることのないのは勿論、一國の便宜上、何時に於ても、之を變

國定税則の改するを得るのであるから一國が國庫に收入を得ることを單一の目
行はれる理
由
的としたり又は極端なる保護政策の實行を目的としたりする場合に
は、必ず此税則を採用しなければならぬ。要するに目的の極端に趨つた時に行
はれる方針である。

右の如く國定税則が一國の利害關係に適應し、内國經濟社會の狀況に依つて、之
を變改するを得る一事は此税則の著しき利益とする所であつて、殊に保護政策を
取る國に於ては、此便宜を利用し、輸入貿易を左右するに就て、緩急伸縮の宜しきを
保たしめるを得るのであるが、一國の貿易は單に輸入貿易のみから成り立つもの
ではない、輸出貿易も亦重要な地位を占めるものであるとすれば、一國が外國と
貿易を營み、其關係の密接と爲るに隨つて、海外市場に於ける自國產物の販路を安
協定税則の
全ならしめる爲めに、必ず外國と通商條約を締結することを必要とす
必要
るのみならず、更に一步を進め、外國をして自國の產物に對して、税率を
低減させたり、或は他の特典を讓與させたりすることを必要とするであらう。而
して他國から斯る利益や、特典を收めるには、自國も亦之に對して、對手國に何もの

かを讓與しなければならぬ關係を生ずる。斯く通商條約に於て、他國と利益や、
特典の交換を協定するに隨ひ、其利益特典が税率の輕減に關係を持つときは、國
定税則は其適用の範圍を制限され、之に相對して、條約税則又は協定税則なるもの
を生ずる。蓋し諸外國は互に通商條約を締結し、互惠主義の下に、關稅減免の特典
を交換して居る場合に、單一關稅則を實行する國だけが競争國に與へられた特典
に浴することの出来ないと云ふのは、到底忍ぶ能はざる所であつて、結局經濟的孤
立の狀態に陥る虞れもあるから、單一關稅則として定めた所は之を國定税則とし、
此外に自國と貿易上の關係の密接である國と互に税率を協定し、國定税則に定め
た税率よりも、概して低い税則を設けるに至るのである。而して總ての有税品に
對する税率を協定することは、事實行ふ可からざる所であり、又行ふ必要もないの
である。隨つて條約に協定した貨物であつて、當該締約國又は最惠國條款を有す
る國から來るものには、協定税則を適用し、協定以外の貨物又は最惠國條款を有し
ない國又は無條約國から來る貨物には總て國定税則を適用し、斯くて國定税則と
協定税則と併せ行はれるに至るのである。

協定税則の 然らば協定税則は如何なる効果を締約國に及ぼすかと云ふに、締約國の効果を

は條約の期限内に於ては、一方の締約國に對し、協定税目に於ける税率を引上げないと云ふ義務を負はなければならない。故に條約の有効期限内は締約國は一國税則の決定に關して、獨立の權利を失う譯であるから、或る範圍を超越して、税目の種類を多くしたり、又は税率輕減の程度を大ならしめたりすることの不可なるは論を俟たない。然も協定税則の效果にして、以上の如くであるとするれば、締約國の一方は他方に對する輸出に就て、税率の低減されただけ、有利なる取扱を受け、且つ一定の期間を通じて、此利益の變更されない保證があるのであるから、大に輸出貿易の地位を安全ならしめるを得る。即ち締約國は一方の市場に於て、利益ある地位を占め、第三國の競争を排除するを得るは勿論、假令以第三國が最惠國條款に依つて、同一の利益に均霑したとしても、尙ほ税率の低減され、加ふるに其税率の確實であると云ふ利益は第三國に之を受けざるを得るのである。

最高最低關 國定税則と協定税則と相對して、一國の關稅則を組織する方法は多年歐洲諸國に行はれて居つたが、其後に至つて、之と稍や趣の異なる關稅

則を生じた。之を最高最低關稅則と云ふのであつて、其要領は一國の關稅則に於て、或る貨物に適用する税率を豫め高低の二種に區分し、自國に對して、税率を協定したり、最惠國の取扱を與へたりする國の貨物には最低稅則を適用するが、然らざる國の貨物には最高稅則を適用するのである。始めは歐洲大陸諸國に行はれたが、其後北米合衆國も之を倣うに至つた。何故に此稅則が斯く流行するに至つたかと云ふに、元來各國が通商條約に於て、最惠國條款を求める結果、當初或る一國を對手として協定した税率が他の締約國にも普及し、其爲めに意外の邊にまで、國定稅則の適用される範圍を狭少ならしめるの弊を生ずる。隨つて通商條約締結の交渉中、内國の商工業者は政府が今後何國と如何なる税目の協定を爲し、其結果如何なる程度に、又如何なる範圍まで、外國の競争を誘導するやも測り難い爲め、常に不安の地位に立たざるを得ない。然るに最高最低稅則を以つてするときは、政府は國庫收入上、一國の經濟社會が負擔に堪へ得る限度内に、又は内國産業に對して要される保護の極度内に、最高稅則を定める一方に、最低稅則は一國經濟上又は財政上の利益を傷けないで、尙ほ外國が之を基礎として、税率を協定する程度に於て、

定めるから、當初から讓歩す可き限度が一定して居り、交渉の局に臨んで、對手國の意嚮に依つて、遽に讓歩の程度を多くして、自國の利益を犠牲に供する虞れなく、一方に内國の商工業者も今後政府が外國と通商條約を締結して、稅率に於て、讓歩する程度の示されて居る結果、商業上の計畫に於て、取引に於て、共に其確實を保つを得るのである。

原產地證明

一國が上記の如く高低二種の稅率を設け、稅率に關する協定若しくは最惠國條款の有無に依つて、或る一國の貨物には他國の貨物に對するよりも、有利なる取扱を與へるとすると、此特典に浴することの出來ない國の商人は或は貨物の發送される地方を變更し、貨物が特惠の受けられる國から來つたことを假裝して、以つて特惠に均霑しようとするであらう。斯くては國定稅則や最高稅則を定めたことは、一片の空文に歸する道理であるから、此濫用を防ぐには、原產地證明の制度を設けることを必要とする。即ち此制度の下に、特惠を受く可き國の貨物が仕向地に至つて、特惠を受けようとするには、原產地に駐在する仕向國の領事官に就て、原產地證明書の交付を請求し、之を證據として、原產地を明にするのである。

關稅徵收法

關稅は關稅定率に據り、又條約上特別の協定ある場合には、其協定に據り、有稅品に就て、徵收されることを一般の原則とする。

關稅の徵收を完全にし、關稅則制定の目的を達しようとするには、

第一、稅關に於て、貨物の到着、陸揚、輸入を監督し、以つて稅金遁脫並に密輸入を防止すること、

第二、輸入貨物に關稅率を課するに當り、稅目の適用を正しくすること、

第三、從價稅法の場合には、貨物の價格を査定し、從量稅法の場合には、貨物の數量を算定し、以つて其確實を期すること、

の三點に就て注意を拂はなければならぬ。

課稅價格の算出法

元來從量稅法は貨物の價格を標準とするのであるから、外見上明確に其多寡を識別するを得るが、從價稅法は貨物の價格を標準とするのであつて、其査定を正確ならしめること、甚だ困難である。我國現行法に於て、物品の課稅價格は其仕入地、產出地又は製造地に於ける原價に荷造費、運送費、保險料其他

輸入港に到着するまでの諸費を加へて算定する規定であつて、大體上輸入港に於ける貨物の賣價を標準として、從價稅法を適用するのであるが、其價格を査定するには、輸入業者の申告に據ることを通例とし、稅關に於て其價格を不當と認めれば、之に對して、相當の修正を施し、且つ輸入業者をして不當の價格を申告する弊なからしめる爲め、稅關へ相當の資金を交付し、稅關吏にして職務上必要と認めるときは、申告價格なり、又は之に近き價格を以つて、輸入貨物を買上げる權利を與へるのである。

右の如く輸入貨物に對する稅金額の決定した曉に、之を納付するには輸入業者輸入稅の徵收期 即ち稅關に輸入を申告した者をして之に當らしめるのは勿論であるが、然らば如何なる時期に於て之を徵收するかと云へば、自ら問題を生ずる。

本來關稅は輸入貨物に賦課する租稅であるから、其性質上貨物の輸入される際、即ち輸入貨物が稅關を通過する時に、納稅者をして之を支拂はしめ可き道理であるが、尙ほ近代文明國に行はれる制度に據ると、必ずしもさうでなく、貨物が輸入手續未済の儘で、稅關を通過し、隨つて其通過後、若干日數を経過した後に、始めて

關稅の支拂はれる場合が多いのである。租稅は其負擔者に取つて、最も便利なる時期に於て、又最も便利なる方法を以つて、徵收せらる可きものであると云ふことは、アダム・スミスが租稅四原則の一として述べた所であつたが、スミスが此原則を公にした當時の英國關稅徵收法は此原則に反すること、最も甚だしく、當業者に非常の不便を及ぼして居つたのである。蓋し愛蘭土に於ては、舊來から關稅徵收上、當業者の便宜を謀り、殊に一旦輸入した貨物を再輸出する者に、便宜を與へる爲め、千六百六十二年の關稅法に於て、再び外國市場へ輸出する目的を以つて、愛蘭土の稅關へ陸揚げされた貨物に對する便宜手段として、政府は一の港灣を指定し、右の貨物を該港灣内の官設倉庫又は政府に依つて指定された私設倉庫へ庫入れさせ、關稅其他の賦課金を徵收せずして、自由に同倉庫より外國へ再輸出するを得せしめる規定を設けた。然るに英蘭土に於ては、當時輸入業者に同一の便宜を與へなかつた爲め、輸入業者は貨物輸入の當時、其販路が今後内外國孰れの市場に在るか、即ち直に内國の市場に販路を求めることが出来るか、或は之を求めることが出来ずして、外國へ再輸出されることゝ爲るか、實際に明瞭でないに拘はらず、輸入貨物

の全額に對して税金を徴收したのである。其後或る貨物に限り、一定の期限内に再輸出をすれば、一旦徴收した税金の半額を返戻し、又税金と同額以上の擔保物を税關に提供すれば、税金の徴收を延期する制度も設けられたが、愛蘭土の制度に比較すれば、遂に不便なるものであつた。

輸入税の即時徴收に伴ふ不便

試に貨物輸入の際、即時に税金を徴收する爲めに、如何なる弊害が生ずるかと云ふに、第一輸入業者は輸入貨物が内國市場に入り、未だ其販路

に就かない時に、既に關稅を徴收されるから、勢貨物の輸入後、市場の景況如何に拘はらず、貨物を賣却して、之を現金に引換へる必要に迫られる。第二輸入貨物の全額が未だ賣却されないに拘はらず、其全額に對する税金を前納させたならば、當業者は貨物を賣却する場合に、豫め前納した税金に對する利子を貨物の賣價に加重しなければならぬ結果、消費者に對して負擔を重くするか、然らずんば物資の販路を狭められる。第三斯く當業者をして税金を前納せしめるときは、輸入貿易は豫め多額の資本金を用意しなければ、之に従事するを得ないことゝ爲り、隨つて斯業は自ら少數資本家の獨占に歸し、其間に於ける競争力を減殺するに至る。英國の如

き地勢の下に大に自國の海運業を利用して、世界通商の中心地たることを期する國に於て、斯く輸入貿易に不利益なる關稅徴收法を採用するのは、立國の根本に反する。斯る弊害を回避する爲めに、案出されたのが即ち保税倉庫の制度である。

保税倉庫の利益

保税倉庫なるものは、要するに一定の期間を限り、其處に庫入れされた輸入貨物に對し、其保管中輸入税の徴收を猶豫し、其内國市場に供給す

る爲めに、庫出しされる際、始めて輸入手續を終了し、以つて税金を徴收するものであるから、此制度を關稅徴收上に適用したならば、

第一、輸入業者は貨物を輸入した後、一時之を倉庫へ庫入れし、市場の景況を觀測して、其好都合とする時に、徐々貨物を賣却し、賣却した部分に對して税金を納付する譯であつて、自ら税金の負擔を軽くする、

第二、一旦輸入された貨物を再輸出する場合には、全く關稅納付の義務發生しないのであるから、輸入業者は餘分の負擔を免かれ、政府は戻稅法の手續を要せず、双方共に手續上利益する、

第三、倉庫々入れ中、預り證券を利用して、内國市場に於て貨物の賣買を行ひ、内國

市場の景況不利であるときは、直に關稅納付の手續を経ずして、外國市場へ賣却することが出来る、

第四、倉庫々入れ中、税金徴收に關係しないことに爲れば、其國に於て船舶の寄港、貨物の積換等が獎勵され、其れ等に對する手数料の收入が徴收されるが如き種々の利益を生ずる。

保稅倉庫の 保稅倉庫の制度から生ずる利益が斯く明瞭である以上は、更に充分に利用

其利益を發揚せしめる爲め、貨物の所有者が庫置中の貨物に對して、積換、改装、移庫、加工、修繕其他の處置を施す場合に取締りの必要と牴觸しない限りは、之に及ぶ限りの自由を與へなければならぬことは勿論であつて、現に英國の如き此趣意に基き、稅關の認可を経たならば、貨物所有者は庫置中の貨物に對し保存賣買に必要な處置を施し、殊に葡萄酒の如きには、倉庫内に於て、或は樽詰より瓶詰に變形し、或は他の藥料飲料を加味して、市場の嗜好に投ぜしめ、或は其變味を防ぐの手段を取らしめる等諸般の自由を認め、又庫置の期限も五個年の久しきに互り、保稅倉庫として或る程度まで、關稅自由地區と異ならざる作用を致さしめるこ

とを期するのである。

保稅倉庫の 然しながら一旦保稅倉庫の制度を採用し、貨物の輸入と税金徴收との濫用に對する抑制法

間に、一種の機關を設け、又稅關吏と輸入業者との間に、倉庫主なる第三者を介在せしめるからには、斯る制度の存在しなかつた場合に比較して、徵稅の手續に簡單を缺き、或は租稅連脫の機會を増加するの危険なきを得ない譯であるから、一方に斯る自由を許すと共に、他の一方には、脫稅の危険を抑制し、保稅倉庫を利用して、寧ろ脫稅取締りの一設備たらしめるの工風なければならぬ。殊に英國の如き官設の保稅倉庫は、些細の雜品を保管するに止まり、關稅徴收上、重大の關係ある貨物は、何れも私設保稅倉庫に保管される次第であるから、特に此點に注意する傾きがある。即ち關稅法に於ける規定を以つて、保管上の責任は一切之を舉げて倉庫主に負はしめる方針の下に、第一貨物庫入れの際、倉庫主は貨物の數量、性質、形狀等を詳細記載した庫入書なるものを作成して、稅關へ提出し、稅關は之を證據として、稅金額を決定し、貨物庫出しの際、其數量が減少して居つたり、又は性質や、形狀に異變があつたりしたならば、一切庫主をして其責に當らしめ、第二庫入れされ

た貨物は總て庫入した當時の包装を以つて保管し、税關吏から特別の認可を得た場合の外、其包装を改めるを得ない、此禁を犯した貨物は税關に於て之を沒收し、又保管の貨物を隠匿したり、或は他の貨物と混和した場合も亦之と同じてあり、第三庫主が庫入れされた貨物の保管上、適法の注意を怠つた爲め、他人をして貨物に接觸せしめた場合には、庫主に罰金を課し、又何人たるを問はず、税關吏の認可を経ずして、倉庫を開いた場合にも、同一の處分を加へる等、種々の制限がある。即ち保税倉庫に貨物の庫入れされた後は、關税に關する一切の責任は總て庫主の負う所と爲るのであつて、税關は之に依つて脱税密輸等の爲めに、蒙らんとする損失に對して、一種の保障を得ることゝ爲る。隨つて保税倉庫の設備の完全に爲ると共に、脱税の弊を防退する效能少なからざる次第と爲るのである。

脱税防の一般的方法 保税倉庫を利用して、脱税を防退するを得ることは、前論の如くであるが、斯る特殊の便法に據らず、一般的に脱税を防退するに就て、如何なる方法があるであらうか。

今其方法として、文明國の間に廣く行はれるものは、左の如くである。

貿易港の制限

第一、貿易港を制限して、適當の場所に貿易を集中させ、之に依つて税

關の内外に於て行はれる監督を容易ならしめること。蓋し一の港灣を限つて、特殊貨物の輸入を容易ならしめたり、又今日の輸入貿易に缺く可からざる保税倉庫法を施行するが如き、地方經濟の消長に容易ならざる影響を及ぼすものであるから、斯る區別は通商自由の見地から云つて、爲すを不可なりとする所であるが、關税徴收上の監督を嚴重にする爲めには、實際に必要な制度であると云はなければならぬ。我國に於ても現行開港々則第一條に於て、外國通商を許す港灣を横濱、神戸、長崎、新潟其他の七港として、其區域を定め、明治三十二年勅令第三百六十號を以つて、清水港以下二十港を追加し、此以外の港灣は總て之を不開港とし、關税法第十八條を以つて、外國貿易船は海難其他己むを得ざる事故ある場合の外、不開港に入ることを許さざる旨を規定した。

輸入船舶に對する制限 第二、貨物を輸入する船舶に制限を加へること。元來密輸は概して噸數少なく、殊に定期航海等に關係のない帆船に依つて、行はれることが

多いのであるから、此種船舶の寄港碇泊する時期を制限することは、密輸防退の方

法として、有力であると考へられる。

第三、税關吏に密輸防遏に必要な特別の職權を與へること。即ち税關吏の權限

關吏は自由に船舶に出入し、貨物其他脱税密輸の行はれる形跡ある一切の物件並に個人の身體を検査し、之を差押へ、貨物船舶に關する帳簿を提出させ、船舶の出發、進行並に貨物の積卸に對して、停止を命ずる權能を有するのである。

第四、密輸脱税の違犯者に嚴罰を加へること。蓋し密輸を行う者は國違犯者に對する制裁

法に定める所を背くのであるから、制裁を蒙る危險の伴うことを知つて居るのに相違ない。唯密輸から生ずる不正の利益の大なることを思ひ、小人の常として、之に眩惑し、犯罪を敢てするに至るのであるから、今斯る輩に課するに嚴罰を以つてし、密輸發覺から生ずる危險を大なるものたらしめたならば、自ら密輸を防遏するを得る道理である。我國の關税法に於て、密輸者に對する制裁として、(一)禁制品の輸入を謀り又は其輸入を爲した者は犯罪に係る貨物の原價に相當する罰金又は科料に處し、且つ其貨物を沒收する、(二)關税の遁脱を謀り、又は關税を遁脱した者は其遁脱に係る税金の三倍に相當する罰金又は科料に處し、且つ犯罪に

係る貨物を沒收する(三)此法律に據り、沒收せらる可き貨物は犯則當時の所有者の所有に屬する間は之を沒收するが、既に之を讓渡したり、又消費したりしたときは、其價格に相當する金額を犯則者から沒收する、(四)不開港に出入した船舶、税關長の許可を経ないで積荷目録提出前に、貨物の積卸を爲した船舶、税關長の許可を経ないで、日出日没間以外に、又は休日に貨物の積卸を爲した船舶其他入港届を怠り積荷目録の提出を怠つた船舶の船長は百圓乃至二千圓の罰金に處せられる。

更に密輸取締の爲めに、税關吏の有する職權を擧げれば、(一)税關長にし

關長は營業者に對して、輸出入品の見本を納付させ(三)貨物を検査封印し、又は船車倉庫其他貨物の藏置場を封鎖し、(四)海軍の援助を求めざるを得る等、極めて廣大なる範圍に涉つて居る。而して末項に掲げた如く、海軍の援助を請求した場合には、海軍艦船長は船舶に對して、進行停止の命令を下し、此命令に服従しない船舶には兵力を用ゆることを得るのであるから、脱税を防止する武斷的方法として、最も有效なるものと考へられるのである。

第五、六兩章の附録 租稅に關する總括的研究

以上章を逐ひ、節を重ねて、租稅に關する諸般の問題を研究したが、更に結論として、租稅に關して總括的研究を試みようと思ふ。

租稅は富の生産に如何なる影響を及ぼすであらうか、其及ぼす影響から推して、租稅の賦課徴收に就て、如何なる結論が生ずるであらうか。人の勞働能力は租稅の富の生産に及ぼす影響を及ぼす。賦課の結果として、其能率に有害なる影響を受ける以上は、課稅と共に、減退することを以つて、免かれ難き事實としなければならぬ。斯くて今日の社會に於ける貧民階級に屬する者の如き、其所得極めて低くして、若し

之に或る減少を來したならば、忽にして其能率を傷け、兒女の將來に於ける能率すら維持するに難からしめるのであるから、彼等に對する課稅は之を回避しなければならぬと云ふ強い斷案を生ずるのである。此議論は單に小額の所得に對する課稅に適用されるに止まらず、必要品に對する課稅にも亦適用される。更に問題と爲るのは、有用品に對する課稅であつて、通例此種の課稅は消費者の能率を傷

けざるものと解釋される。然しながら有用品に對する消費であつても、其性質上伸縮の不自在なるものがある。斯る物品に對して、課稅された結果として、其代價が騰貴したとしたならば、消費者に取つては、以前と同一分量の消費を爲すに當つて、以前よりも多くの所得を支拂はなければならぬ。而して此種の消費が性質上伸縮不自在のものであるとすれば、勞働者の如き、所得の限られた者は他の必要品を消費することを節約しなければならぬことゝ爲り、其節約の結果、眞實の必要品に對して、課稅された場合と同じく、能率を傷けるに至らざるを得ない。

次に租稅は國民の有する貯蓄の能力に如何なる影響を及ぼすであらうか。總て租稅は最低限界點の所得を有し、此所得の内から、貯蓄を行

はうとする人々の貯蓄的能力を傷けることは、論を俟たない。富者に對する租稅は他の幾多の論點から辯護されるとしても、尙ほ貯蓄的能力に有害なる結果を齎すのである。全然此種の問題に無關係であるのは、貯蓄の行はれる限界點以下の所得を有する者に對する課稅であるが、此種の課稅は納稅力説から見て、當然排斥されるであらう。然しながら一步を進めて、考へ可きは、課稅の爲めに生ずる第二

課税の第二 次的結果である。例へば課税の結果として、以前と同一の努力又は犠牲を以つてして、以前よりも少額の所得を収めるに止まつたとしたならば、人の労働し、又貯蓄する希望に如何なる變動を惹起すであらうか。之を決定するものは、所得に對する需要の伸縮自在に存する。若しも人が其家族内に多數の被扶養者を有するとか、又は將來或る金額以上の所得を収める確乎たる希望の下に、貯蓄に従ひつゝあるとか云ふが如き場合には、租税の賦課又は其増率に依つて蒙る壓迫は納税者を驅つて、以前よりも多くの努力を致し、以つて以前に異ならざる貯蓄を行うことに至らしめるに相違ない。然しながら斯る事の行はれるのは、其人の環境が自己に取つて、餘程有利なるものであつて、勤勉努力に相應するだけ、所得の獲得される場合に限られる。斯くて曩に述べた通り、租税の賦課を無限大に推及ぼさうとする租税有益説の誤まりであることは、論を俟たないのである。

不勞利得に對する租税の影響 以上専ら租税の富の生産に及ぼす影響を一般的に論述したが、更に租税の各種に就て考へると、影響に其れく相違する所がある。所得に對する納税者の需要の伸縮性如何に拘はらず、労働又は貯蓄の希望に對して、何等

の影響を及ぼさざる租税がある。彼の不勞利得に對する租税の如き其一例として認められる。蓋し不勞利得の特色は其不時の發生である。既に不時の發生を以つて、其特色とする以上は、如何に大なる租税が不勞利得に賦課されたとした所で、労働又は貯蓄の希望に何等の障害を惹起さざることとは論を俟たない。戰時に於て偶然發生した利得であるとか、新開國に於ける土地其他の財産に於ける價格の増加とか云ふが如きものは、不勞利得の顯著なる種類に屬し、相續に依つて獲得した財産の如きも、亦同一種類のものとして認められる。

然しながら多くの場合を通じて之を見ると、労働なり、貯蓄なりに對して、租税の所得税と富の生産 及ぼす影響は所得に對する納税者の需要の伸縮に依つて左右される。現に所得に對して、一般的に課税し、其所得の内に貯蓄される所得をも

包含せしめるとすると、此種の課税は消費のみに負擔を及ぼして、貯蓄には之を及ぼさない物品課税に比較して、貯蓄の希望を減縮する力、大なりとしなければならぬ。随つて生産に及ぼす關係から考へて、貯蓄される所得の全部又は一部に對して、所得税を免除すると云ふ主張が生ずるのである。然らば所得税法に於て、勤

勞所得と財産所得との間に差別を設け、前者に對しては、後者に對するよりも、税率を軽くした場合には、如何なる結果を生ずるであらうか。勞働する意思は多く中流以下の階級に屬する者の持つ所であり、又勞働の報酬に依つて、多くの刺戟を受ける者も亦彼等である以上は、勤勞所得に對する税率を軽くして、彼等の負擔を緩和することは、自ら彼等に勞働の刺戟を與へる所以と爲る。又貯蓄は所得の大なる者や、財産の運用に依つて、殆ど無意識の内に、所得を生ずる者の間に於ては、貯蓄の爲めに獲得せらる可き利子の如何に着眼せず、自働的に行はれることを常とするに反し、勤勞所得を獲得する者の貯蓄を行ふ場合には、勤儉を事とする生活を營み、辛うじて所得の一部を剩し得る次第であるから、斯る所得に對する課税を軽くすることに依つて、貯蓄を刺戟する効果の大なるものは、之を認めなければならぬ。累進所得税法や、差別的所得税法の可なりとされるのは、單に租税の負擔を公平ならしめるの見地に於てのみではなく、更に租税の國民貯蓄に及ぼす影響に顧みたる結果であるとされる。

然らば相續税は富の生産に對して、如何なる効果を持つてあらうか。相續税は

相續税と富の生産 資本に負擔を及ぼす租税であり、又資本の蓄積を妨害する租税であつて、其弊は所得税に勝ると云ふことが往々にして主張される。然しながら此説たる、資本に就て査定される租税と資本から支拂はれる租税とを混淆した嫌なきを得ない。將來不定の時期に相續税を負擔すること、年々確實に所得税を負擔すること、孰れが貯蓄の妨害に爲るかと云へば、其前者に非ずして、後者であることは論を俟たない。或は相續税は一回に財産に對する割合に巨大なる金額を税金として、徴收する結果、財産の一部分を處分する必要を生じ、斯くて財産の破壊を來すと云ふ説が唱へられるが、財産所有者が相續税の納付を見越して、保險契約を爲して置く風が一般に行はれるに至つたならば、如何であらうか。此場合に於ては、相續税の負擔は相續の實際に起る以前の幾年かの永い期間に互り、保險料支拂の形に於て、年々行はれるのであつて、實質に於て、所得税と異ならざるに至る。斯くては所得税に於ても、相續税に於ても、課税に依つて、貯蓄が妨害される

としたならば、前者は年々の納税額に於てし、後者は年々の保險料支拂額に於てするに止まるのである。

以上専ら租税が納税者の勞働し貯蓄する希望に及ぼす影響を通じて、生産に如資本の移動を生ずるかを考へたのであるが、更に租税の賦課される結果を生ずる租税

果、各種の事業又は地方の間に於ける資本の分布に變動を惹起して、爲めに生産を左右することが想像される。生産上の利害から云つて、資本を其放下される自然の徑路から、他に移すことの望ましからざる次第は從來經濟學者の常に唱道する所であつて、新に移された用途に於ては、生産力の減少することを理由とするのである。然らば一般の原則として、斯る資本の移動を生ずる租税は生産を妨害するの故を以つて、排斥されなければならないようであるが、一概に斯く考へるを得ない場合がある。蓋し資本の用途に關して、種々の方面の存する場合に租税の賦課が斯る用途に異動を生じない事例を見ることが少なしとしない。如何なる租税が之に當るか云へば、不勞利得に對する租税の如き、市街宅地の價格に對する租税の如き、獨占利益に對する租税の如き即ち其れに當り、課税の故を以つて、生産高や賣價に變動を生ぜしめるに至らない。之に反して自由競争の下に、當業者が總て正常利潤を獲得して居る場合に、或る方面の利潤に課税されて、他の方

面の利潤を課税の圏外に逸して置くが如きことがあつたならば、忽にして資本の用途に移動を生ずるであらう。

富の總ての用途に對する無差別の課税

然らば富の總ての用途に對して、同等の重さを以つて、賦課された租税は其用途に何等の移動を惹起さない。蓋し斯く移動を爲すことに依

つて、當業者に何等の利益を與へるを得ないからである。然しながら實際問題として、租税の無差別(Non-differential)なる賦課と云ふことが行はれ得るであらうか。

所得に對する一般課税は無差別の課税と見られるが如くであるが、斯る租税であつても、所得が貯蓄されるときに賦課する其上に、貯蓄から生ずる所得にも亦賦課するものである以上は、貯蓄に對して特に差別を設ける道理であつて、貯蓄から消費に向つて、所得の移動する勢を生ずることを免かれないであらう。而して斯る移動の勢が如何なる程度に於て、起るか云ふことは、貯蓄から生ずる將來の所得に對して、納税者の持つ需要の伸縮自在の状態に依つて、定まるのであつて、其伸縮自在の力が強ければ、必ず右の移動を生ずるし、其力が弱ければ、移動は寧ろ又對の方嚮に起るかも知れない。

租税が富の分配に如何なる影響を及ぼすかと云ふことは、租税負擔の公正を知る點に於て必要であるのは勿論であるが、更にワグナー氏一派の財政學者の如く、租税をして富の分配の不正を矯制する作用を致さしめようとする場合に特に其必要を生ずる。

累進税と富の分配との關係
之を一般的に云へば、富の分配に公平を失せしめることの甚だしきは

も時に同様の効果を生ずる。之と反對に稍や急劇なる累進税が富の分配に於ける不公平を匡正するのは勿論であつて、急劇の程度が強ければ強けだけ、其效果の著しきを見る道理である。然しながら實際の適用から云つて、考へなければならぬのは、斯る累進課税法の適用される區域の廣狹であつて、若しも狹小なる課税區域に於て、急劇なる累進課税法を適用したならば、人や資本を課税區域外に驅逐することなしとしない。之に反して課税の適用される面積にして、廣ければ廣いだけ、斯る移動の生ずる危険は少ないものと考へられる。

如何なる租税が今日の實際に於て、逆進課税の働きを持つかと云へば、其一は人

逆進課税とは如何なる見解を以て之を見るか

頭税であつて、國民の間に於ける富や所得の分配が不公平であればあるだけ、人頭税は逆進課税の特色を發揮せざれば已まなうであらう。

消費の範圍の廣い貨物に對する租税も一般に人の所得の大なるに隨ひ、或る一種の物資に對して、消費の行はれる割合の少なる事實に基き、逆進課税の性質を持つ。食料品に對する租税の如き、其甚だしきものである。又課税の方法から云へば、從價税法は或る程度まで、貨物の品質の優良なるに隨つて、差別的に税額を重くするが故に、從量税法よりも逆進的效果を生ずることは少ないのである。斯る次第で逆進税と累進税との併用
あるから若しも一の租税制度に於て、逆進課税法があつて、其弊害を矯めることが必要であるとすれば、一方に累進課税の働きをする幾多の税目を置き、其租税制度の一般的性質を支配する力を大ならしめなければならぬ。

累進課税に適する税法
然らば累進課税の働きをするのは如何なる税目であるかと云へば、所得税、相続税若しくは一般財産税を以つて、然りとす。所得税は税率を累加的のものとし、金額の大なる所得には其小なる所得に對するよりも、税率を

重くすることに依つて、最も簡單に累進課税を實現するを得る。而して此方法は納税者をして自ら其總額の所得を申告せしめて、直接に適用するを得ると共に、行政上の理由に依つて、間接に適用することも出来る。例へば英國所得税法の如く、所得税に於ける累進課税。總ての所得に對して、標準税率を賦課した後、更に或る金額を超過した所得に限り、超過税を賦課して、累進税の目的を達するのである。

相續税に於ける累進課税

相續税は種々の方法に依つて、累進課税の性質を持たしめることが出来る。最も普通に行はれる累進税法は相續財産の金額を標準とする

ものであるが、若しも多くの社會改良論者の主張する如く、或る金額を定めて、其以上の財産は一切之を相續せしめない制限を設け、制限に超過する金額は總て之を國家に收用することとしたならば、累進課税法として、最も過激の性質を有するものと云へるであらう。更に相續税に於ける累進の標準と爲るものは、相續者の被相續者に對する血縁の有無又は遠近であるが、是れは租税負擔の公正を維持する爲めに、設けられる累進税法であつて、富の分配に於ける不平均を矯制する點に於ては、大なる效果を持たない。此點に於て效果あらしめようとするには、相續に依

つて、財産を取得する人の現に所有する財産に財産金額を加へ、其合計額を以つて累進税率決定の標準とするのが捷徑であるが、斯くては相續税本來の趣意に反する。財産税も累進税法の適用される税目の一と爲るが、財産の資本價格は其れから生ずる所得に比較して、租税賦課の基礎として、缺點の伴うことを免かれず、隨つて累進税法の適用も亦推稱されないのである。

租税徵收費の高低を生ずる種々の事情

富の生産並に分配に及ぼす影響の外に、租税の經濟的效果として、考へ可き問題が残つて居る。其一は租税徵收費である。蓋し徵收費の不

自然に高いことは、其れだけ勞力の消耗を來して、生産を減損せざるを得ない。隨つて他の事情にして同一である限り、最良の租税制度は徵收された收入に比例して、徵收費の最低限度の制限されたものでなければならぬ。原則として之を云へば物品に對する租税の徵收費は税率の高低如何に拘はらず、物品の單位に對して、同一である可き道理である。隨つて税率にして最大限度以下に收入を減少せしめる程高からざる場合には、收入に對する徵稅費の割合は輕率の租税に於けるよりも、重率の租税に於て、少なしと云へる。此點から多數の物品に對して、輕率の

課税を爲すよりも、少數の物品に對して、重率の課税を爲すことを可なりとする議論を生ずる。又徵稅費は從量税に於けるよりも、從價税に於て重いことを常とする。

直接税の徵收費

所得税や相續税の徵收費も一律の税率の賦課される場合には、其高低に拘はらず、大體に於て同様である。隨つて一律の重税を少數の納税者に適用する方が一律の輕税を多數の納税者に適用するよりも、徵收費の低廉なるを得るのである。又右の如き租税に於ては、免除、寬典、税率累進等を行ひ、又少額の所得に課税する場合には、勢徵收費の増加を免かれない。少額の所得に對する課税は一年一回に之を納付せしめたならば、納税者に對して、大なる苦痛を與へるし、一年を通じて、貨銀額に頻繁なる變動の起ることを考へるときは、租税の負擔をして實際の所得に對して、均衡を保たしめるを得ない。茲に於てか斯る租税は一年數回に之を分納せしめることゝ爲り、其結果として租税徵收の費用も煩勞も共に増加するに至らざるを得ない。此事實を根據として、富者には所得税や相續税を通じて課税することを可なりとするが、貧者に對しては、酒精含有の飲料物とか煙

徵稅費の多寡と租稅政策

草とか云ふやうな消費の管圍の廣汎なる少數の物資に課税すること
に依つて、負擔を及ぼすに至當とする結論を生ずる。然しながら産業の幼稚なること印度の如き、人口の稀薄なること加奈陀の如き社會に於ては、所得税の徵收は物産税に比較して、費用を要すること多いてあらうし、海關税に比較して、更に其多きを見るであらう。

第七章 收支適合論—緒論

第一節 收支適合の意義

收支均衡を維持する必

以上數章に互つて經費と収入とに就て、種々の方面から説明を試みた。經費と収入とは財政に於て、相對的地位に居る二つの科目であつて、是等の二科目ある爲めに、財政の成立することは、私人經濟に於て、収入と支出との二科目あることを要するのと同様である。而して私人經濟に於ては、収入と支出とを對照して、前者が後者に超過することの大なれば、大なるだけ、經濟の繁昌を告げ、又其成效を致したものとするを得るのであるが、財政に於ては、其期圖する所に、自ら大なる相違がある。即ち私人經濟の原始的性質であるに反し、財政は次序的性質を有することの結果として、収入の支出に超過することは、絶対に許されない、寧ろ収入と支出と相對して、常に均衡を保つことを以つて、理想としなければならぬ。若しも財政に於て私人經濟に於けると同じく、若干の剩餘を生ずるが如き方針の下に、之を處理したならば、第一民間經濟社會に於て、資本として活用され可き

國民所得の一部を或る期間國庫に死藏して資本の供給を缺乏せしめ、第二斯く財政に剩餘を生じて、渝らざる場合は、財政當局者は自ら經費を節約して、財政の全般に緊縮を加へる念に乏しく爲り、行政各部の擔任者亦財政に於ける剩餘を目標として、自己の管掌する行政部局の經費を膨脹せしめようとして、已まないであらう。

收支均衡の維持難

是等の弊害を考へたならば、一國の財政は必ず收支の均衡と云ふ一點に眼目を置くことを必要とする道理であるが、此事たる、固より一般の原則であつて、實際の適用に就ては、收支の均衡が常に維持されて、些の誤まる所なきが、如き事實は何としても之を望むを得ない。蓋し財政の主體たる國家にして一の活動物であり、一方に財政の基礎と爲る國民經濟にして、伸縮消長の免かれなものである以上は、収入と經費との完全なる均衡は到底望み難い、望み得る所は收支の均衡を得ることに、略ぼ近い状態に止まる。随つて収入の剩餘か經費の超過か、孰れか一の事相の財政上に生ずる事は、勢の避け得ざる所に屬する。殊に臨時費と收支均衡の打破なる金額の經費を弁辨することに關聯して生ずるものである。此種

の經費は其發生の突然であり、又短期間の後に消滅する性質を有することの關係から、通例臨時費を以つて目される。戦争とか、大規模の事業遂行と云ふが如きは、何れも臨時費の生ずる原因と爲る。臨時費の支出に依つて、收支均衡の打破された場合に、臨時費の性質の右に述べた如きものである以上は、經常收入を以つて、之に應ぜしめることは、事の宜しきに就いたと稱するを得ない。蓋し臨時費は其金額の大なると、短期間に於る消滅とを以つて、其特色とすること前記の如くである。然るに經常收入は其依つて生ずる科目たる、私經濟的收入に就て見ても、公經濟的臨時費と經常收入との關係 収入に就て云つても、遽に其金額を増加することは、困難であつて強いて之を爲したならば、必ず不公正の關係を生ずるし、又一旦斯る收入を増加する計畫を立て、から、一時の必要の消滅した故を以つて、計畫其のものを改廢したならば、爲めに經濟社會を攪亂する弊害の大なることを知らなければならぬ。斯くて臨時費に對しては、臨時收入を以つて、填補の財源に充てなければならぬと云ふことが、收支均衡の維持に關する一原則として、學問上に認められるのである。

然らば何を以つて、臨時費填補の財源たる可き臨時收入とするか、其比較的舊時臨時收入の に行はれたものを非常準備金の設置とし、其比較的近代に至つて行はれるものを公債の利用とする。

第二節 非常準備金制度

非常準備金制度の意義

非常準備金制度と云ふのは、貨幣又は金銀地金の如き、市場に於て直に物資や勤勞を購入する力ある有價物を國家自ら平時に蓄積貯藏し、有

事の際に直ちに之を支辨して、以つて國家の急に應ぜしめるものである。随つて古代から中世へかけて、一方に國家なり、君主なりの國民に對して有する信用の甚だ乏しい他の一方に、屢々戦争行はれて、臨時の經費を要することの多かつた時代に、特に此制度の存在したのは、争う可からざる事實であつて、時に一國の所有に係る準備金を奪取することが、其國に對して、戦争を開始する重なる目的と爲つた事例も稀なりとしない。期くて王國と非常準備金とは深き關係を持ち、王位を繼承する者は同時に非常準備金を相續する例であつた。唯時勢の進歩と共に、此制度の衰微したことは、明瞭の事實であつて、英國に於ては、ヘンリー八世が其父王から

傳へられた準備金を濫費した時を以つて、佛蘭西に於ては、エンリ四世の時を以つて、此制度の終りを告げたとするを得る。然しながら普魯西の如き國に於ては、非常準備金制度は歴代を通じて、存続したのであつて、例へばフリードリッヒ、ウキルヘルム第一世の如き年々經費の節約に勉め斯くて餘し得た収入を非常準備金として城砦の一隅に貯へたが、其後繼者のフリードリッヒ大王も亦此制度を繼續し最近獨逸帝國が歐洲戰爭を開始する當時まで、一個の國策として非常準備金制度の存するを見たのである。

非常準備金制度が上記の如き時代に於て、特に行はれることの多かつたのは、如
非常準備金 何なる事情に胚胎するものであるか。原始未開の時代に於ては、固よ
制度の行は り貨幣を貯藏する必要を存しなかつた。酋族の間に武器糧食の貯へ
れる理由 があるれば、直に戰爭に従うを得たのであつて、斯る物資を所有することが貨幣の貯

藏に勝つて居つたと認められる。即ち非常準備金として貨幣を貯藏することは貨幣經濟の行はれるに至つて、からであつて、一度此時代に到達すれば、貨幣の如き世間一般に流通し、何時と雖も殆ど異ならざる購買力を有する物資を所有する

ことの如何に便利であるかは、何人も闕却する能はざる所であり、加ふるに貴金屬に對する迷信的尊敬も其貯藏を盛ならしめるに就て、大なる助けと爲つたことを疑うを得ない。古代から中世紀に至る間、國家生活に於て、大なる弱點とした所は信用の發達の充分でなかつたこと、租税の臨時的收入であつて、確實に依頼するを得ざることの二つであつて、隨つて斯る場合には非常準備金を持たない國家は攻防に於て、非常の危険に際會することを免かれなかつた。斯くて公共經濟の組織を完成する爲めに廣く非常準備金制度の行はれたのも、亦敢て怪むに足らないのである。

非常準備金 斯の如く非常準備金制度にして、特に之を必要とする時代の事情に基
制度の廢棄 される所以 いて、發生したものであるとすれば、其事情の全然變更した時代に於て
斯る制度の不必要視されるに至るのは、當然の成行としなければならぬ。何を以つて今日の經濟社會に於て、非常準備金制度を不必要とするに至らしめた事情とするか。租税の収入力が豊富に爲り、一朝事變に際會して、税率に相當の引上げを行へば之に伴う増收を期し得られるが如きも、非常準備金制度廢棄の一理由には

相違ないが、更に有力なる理由としては、國家に於て其國民の間に有する信用を利用することの自由に至つた一事が挙げられる。即ち國家は平時年々歳々若干の金額を貯へて、有事の際に之を利用しようとするものではなく、寧ろ平時を通じて國民經濟の發展を謀り、國民に財力の涵養されることを期する一方には、國家自ら政治上に、財政上に、國民の間に信用を繋ぐに足る工風を凝し、一朝國家に於て遽に國家信用の巨額の經費支辨を必要とするに當り、豫て國民の間に繋がれた國家信用を利用始まる。固より信用の利用に依つて、國家自ら國民

に債務を負うた以上は、之に對して利子支拂の負擔を蒙るのは勿論であるが、此負擔たる、將來何時に至つて、起るか測り知るを得ない事變に備へる爲めに、非常準備金と爲るのであつて、資本減損の爲めに多年間を通じて蒙る負擔に比較したならば、遂に輕微なるものであると考へられる。然かも非常準備金の弊害たる、單に資本死藏の一事のみに止まるものではない。今日の如く立憲政治の行

非常準備金
制度の弊害

はれる國に於ては、財政上に於ける處置なり、案件なりの一切は舉げて立法部の協賛を得なければならず、斯の如くして財政に對する國民監督の實備は

るに至つた道理であるのに、今一國が非常準備金を持ち例へば宣戰講和の大權の君主に依つて、擁されることの關係から、非常準備金を支辨して、他國と戰爭を開始し準備金の乏しきに至つた曉に、始めて議會に軍事費に關する財政計畫を提出し、其の協賛を求めたとしたならば、如何であるか。議會は國民の意思を代表して、本來戰爭其のものに反對であつても、既に一旦戰爭の開始された關係に支配され、之を繼續することを認めるの已むを得ざるに至るかも知れない。果して然らば非常準備金制度の一國財政に於ける立法部の監督權を蹂躪する弊害亦大なりと云はざるを得なす。

獨逸の非常
準備金制度

非常準備金制度は次第に諸國に於て、廢棄され、最近に至るまで、其存續其跡を絶つと爲つた。即ち獨逸に於ては往年普佛戰爭に際し、佛蘭西に課した債金の使途未定額一億二千萬馬克を非常準備金とし、金貨の形態に於て、之を保藏し、以つて他日の用に供しやうとした。而して千九百十三年の法律を以つて、當時歐洲の風雲漸く急なりと認められた爲めか、從來所有する金貨準備金を二倍し、外に一

億二千萬馬克の銀準備をも所有することゝし、爾後着々金貨の吸收蓄積に従つた。而して千九百十四年歐洲開戦と共に、是等の金貨準備は直に帝國銀行に交付され、銀行法の規定に據つて、同銀行をして此準備に三倍する銀行券を發行せしめ、之を政府に於て借入れて、戦時財政の用に充てた。然も戦後に於ける獨逸財政の状態を以つてしては、斯く一旦費消した金貨準備を補充するが如きは、想像だもするを得ないのであつて、随つて非常準備金制度は戦争と共に消滅し去つたものと云へる。

日本の非常準備金制度

我國に於ては、日清戦争に際し支那から獲得した償金の使途未定額が法として、結局明治三十二年三月の法律を以つて、軍艦水雷艇補充基金、災害準備基金、教育基金を設け、右償金の使途未定額中の五千萬圓を移して、三種の基金とし非常準備の用を爲さしめる爲め軍艦水雷艇補充基金とする三千萬圓の半額は金貨金塊の形を以つて、他の半額は確實なる外國公債の形を以つて、之を保有せしめることゝした。而して明治三十三年、北清事件起り、我國が支那に出兵するや、右非常

準備金の目から、二千萬圓を支出したことがある。之に對しては其後行はれた増税の收入並に支那から得た賠償金の收入に依つて、填補の道を講じたが、明治三十七年の戦争に當り、軍艦水雷艇補充基金から支出された三千七百七十四萬二千圓並に災害準備金から支出された一千萬圓は戦後露西亞から些少の償金すら徴收されず、財政の處理甚だ困難と爲つた結果、遂に填補の道を得ず、非常準備金制度は其儘中絶の姿と爲つたのである。

斯の如く諸國に於て非常準備金制度が次第に消滅し、最も遅くまで存置された獨逸と日本とに於ても、亦有耶無耶の間に葬り去られた事實は如何に現時の状況に於て此制度の無用視されるかを示すに餘りある次第であるが、獨逸に於ては、從來經濟學者の間に、辯護論の行はれること、甚だ盛であつて、自ら自國の制度を維持獨逸に於ける非常準備金制度論 植したものと思はれる。然らば獨逸の財政學者即ちロツシヤ、ワグナー、コオン諸氏の如きは、如何なる論點から此の制度を主張し、又辯護したかと云ふに要するに戦争の勃發に際しては、金融市場は緊縮の状態に陥り、金額の大な

る公債を募集することは、甚だ困難であつて、結局募集し得るとしても、國庫に不利なる條件を忍ばなければならぬ。非常準備金の用を爲すは、實に此般の關係に基く。要塞武器の完備、急速なる動員の計畫等が相俟つて、獨逸統一の安全に對する保障と爲るが如く、非常準備金制度亦實に此保障を完成する一の資料と爲る可右に對する。

駁論

の如き辯護論よりも、反對論の方が有力と爲つて居る。即ち第一國家が正貨を保有すれば、之に對する利子は損失と爲り、若しも生産的に之を利用すれば、失はれる利子が却つて國庫の收入と爲ること、第二有效なる銀行制度の備はつて居る國であれば、斯る制度は全然不用であり、現に獨逸の所有する非常準備金の如き、一二週間の戰爭に依つて、直に費消され了すること、第三國家自ら市場から現金を回収して、之を所有したならば、其れだけ物價を低落させて、商業の發達を妨害するし、事變に臨んで遽に正貨又は之を代表する現金を市場に放出したならば、更に經濟社會を攪亂するの弊を免かれるを得ないのである。

有價證券と非常準備金と

或は以上非難の内、正貨の保有に依つて、利子の損失を招くと云ふこと

する可否　を避ける爲めに、有價證券を以つて、非常準備金を所有するを可なりとする説が行はれる。日本が前記軍艦水雷艇補充基金の一部を外國公債で持つが如き、此説に符合したものと云へる。如何にも斯くの如くすれば、有價證券から利子を生ずる道理であつて、曩に掲げた非難の一つは之を免かれるを得るに相違ないが、若しも斯る政策を取る國に公債が現存するとしたならば、非常準備金とすべき資金を以つて、公債を償還することを以つて、正しき道とする。蓋し一方の手で資金を借入れて、他方の手で之を貸付けるが如き、之に伴う何等の利益なくして、却つて國庫の計算をして曖昧に流れしめるの嫌なきを得ない。即ち有價證券を以つて、非常準備金を所有することは、斯く無用であるが、管に無用であるのみに止まらず、弊害の明なるものもある。假に國家が内國の有價證券を選んで、内國有價證券を所有する場合　非常準備金に充てたとする。國家は證券の賣買に就て、自然投機的取引に關係するに至らざるを得ない。固より斯る證券に對する利子は、公債償還に依つて節約される利子よりも、高率であらうが、其高率であることは、自ら證券の不確實である證據と爲り、此點から斯る放資に對して、特殊の非難を生ずる。蓋し非常

準備金制度の精神は事變に臨んで自由に利用するを得る資金を所有するの一事に外ならない。然るに斯る事變に際して、特に價値の變動し、又低落する有價證券を持つて居つたのでは、非常準備金の効果は實際に乏しいとしなければならぬ。

外國有價證券を以つて保有する場

然らば外國の有價證券を以つて、非常準備金を所有する場合は如何であるか。若しも戦争が世界の一部局に限られ、有價證券發行國には何等の影響を及ぼすに至らない場合には、一國に一方に戦争に干渉しつゝ、他の一方に豫て所有する外國有價證券を以前と異ならざる價格を以つて賣却するを得る道理であるが、斯る場合は今日の如く國際經濟上の關係の發達した際に、容易に之を見るを得ない。所謂一等國を以つて目される國が交戦國であるとしたならば、戦争と同時に、其國の經濟社會に容易ならざる變動を生じ、其影響は廣く國際間に波及して、如何なる市場に於ても、外國債の賣却を不可能事たらしめることは、歐洲開戦と同時に、交戦諸國は勿論、中立諸國の株式取引所が一齊に閉鎖されたことを以つて、之を知るを得るであらう。或は斯る大戦争ではないとしても、債權國と債

務國との間には、經濟上の實力に懸隔のある事を常とし、随つて前者に於て糞に買入れた後者の證券を有利なる價格を以つて、後者に賣戻すに何等の支障なきを得るやと云ふことも、自ら一個の疑問たらざるを得ないのである。

第八章 收支適合論—本論

第一節 公債の起る所以

公債は之を廣義に解釋すれば、國家又は公共團體の負う債務であつて、其債權を獲得するもの、内には外國もあれば、内外國民もあり、又内外國の或る團體もある譯である。公債の内、國家の發行に係るものが國債であつて、其發行される地域の内國であると、外國であるとに依つて、内國債又は外國債の區別を生ずるが、要するに國家と一般の人民又は特殊の人民との間に成立した貸借關係は國債を成立せしめる基礎であつて、其形式に據つて、種々の差別を生ずるに止まる。

國債成立の諸條件
國家の財政的信用

故に國債の成立するには、第一債務者たる國家に對して、債權者たる國民が財政的信用を懐くことの條件を必要とする。財政的信用と云ふ

のは、何であるかと云へば、國家に於て、債務者としての義務を遵奉するの一事であつて、即ち國債募集當時の契約に定めた通り、年々一定の利子を支拂ひ、償還期限の到來した場合に、元金を償還するは勿論、苟も債權者の同意を経ずして、其の利益を

傷けるが如き、背信の所業に出ることを避けて、始めて財政的信用の發達を期するを得るのである。獨裁君主が其有する專制的權能に依つて、國民を虐げることが敢てし、國民に債務を負ひながら、之を償還するに誠意を致さず、財政の窮乏を理由として、債務の履行を怠り、時に債務を破毀する處置に出でたるが如き事例は必ずしも少なしとしない。斯くて一回や二回の公債募集は行ひ得られるとしても、國家に對する國民の財政的信用の涵養されない以上は、公債制度の繼續して、發達することは到底之を望む能はざるに至る。立憲政治と公債制度との間には、固より直接の關係を認めざるを得ないであらうが、立憲政治の下に、財政に對する監督が嚴重に行はれ、國家に於て國債に關する契約に違背するやうな所業があれば、立法部は國民の代表者として之を糾弾し、更に進んで債權保護の道を設けるに至り、斯くて國民をして國家に財政的信用を繋がしめることゝ爲るのである。

金融市場並に金融機關の存立

然しながら國民が國家に對して財政的信用を持つに至つたとしても爲めに成立するものは、國家と國民との間に於ける單純なる貸借關係に止まり、此以上に一步をも出でざる場合がある。古代並に中世紀に於て、富豪が

君主に對して爲した貸出金の如き、即ち此種の關係から生じた貸借であつて、其一種の公債であることは論を俟たないが、現代の國債には、此以上の意義がある。蓋し現代の國家が國債を發行する場合には、巨額なる財源を收めて、收支の均衡を維持する必要に基くのであるから、或る特殊の富豪を對手とし、彼等に國債を引受けさせた位の程度で、所要の金額を充たし得るものではない。一方に國債として發行される證書を融通證券 (Negotiable Instrument) とし、他の一方には此證券を廣く世間公衆に向つて發行すると云ふ方法に出づることを必要とするのである。

然しながら右の如く國債を融通證券として、公衆に發行するに當つては、之に伴如何なる金融機關の發達し、活動することが必要と爲るのであつて、而して其機關とす。蓋し融通證券としての國債を買入れる者は、永く之を所有して、資金利殖の目的を達しようとする考へを持つが、同時に必要に應じて之を賣却し、或は若干の利益金を收めるなり、或は急速に現金を回收するなりして、自己の便宜を謀らうと云ふ念を懷くと少なしとしない。否融通證券の特徴として、之を他人に賣却する場合に、

證券を他人に交付することに依つて、直に所有權を其人に讓渡するを得ればこそ世間公衆は國債の發行に際して、簡單に之に應募するを得る道理である。然らば如何なる機關に就て、國債の所有者は之を他に賣却するを得るかと云へば、其れは即ち株式取引所であつて、取引所の定期取引なり、現物取引なりに掛ければ、國債所有者は何時に於ても、國債を現金化する目的を達し、此點に安んずるを得る結果、國債に應募して、資金固定の虞れなきを得るのである。

然しながら國債所有者必ずしも直に國債を賣却することを好まず、依然其所有を繼續しながら、之を利用して金融の便を謀らうとする場合があらう。否國債に應募する當初に於て、其將に應募せんとする國債を利用して、資金融通の目的を果さうとする場合もあらう。是等の便宜が備はれると否とは、一國に於て國債を募集するに當り、應募者を誘ふ點に關係を有すること、少なからざる次第であるが、然らば何ものが國債に對する金融の機關と爲るかと云へば、其れは銀行であつて、銀行が金融市場に於て、相當の地歩を占め、國債に對して、其信用に應ずるだけ、融通の便を與へたならば、以つて其應募を圓滑ならしめることは、論を俟たない。今日の

實際に於て、人は必ずしも自己の現實に所有する資金のみを以て、國債に應募するものではない、此外に銀行から收め得た信用に依つて國債に應募することが多いのであつて、隨つて銀行が國債を擔保として、如何なる條件の下に、資金の融通を爲すかと云ふことが國債に對する公衆の應募力を決定するに與つて力ありとされるのである。

公債と私債　以上述べた所に據つて、公債の性質は略ぼ明瞭に爲つたと考へられるとの相違

が、更に之を明瞭ならしめるには、公債と私債との相違する點を考へれば、自ら足れりとするを得るであらう。第一公債殊に國債が私債に對して、異なる所は國債に於ては、國家が債務者であると云ふ一事に存する。蓋し國家は其性質から云へば、法律に超越して居るので、其債務を決済するに就て、個人の如く、何ものにも強要されないのみならず、債務を起すに當り、國民に向つて、之に應募せしめることを強要するを得る。又斯く強要するが如き極端なる程度に至らないまでも、國民の愛國心を刺戟し、巧に之を利用したならば、普通の場合に行はれるよりも、有利なる條件の下に、募債の目的を達するを得るのである。第二國家の存在は永遠

に互り、其時期を劃定し、又豫想するを得ざることに關聯し、國債を起すに當り、其期限を永久的のものとするを得る。又絶対に永久でないとしても、長期限に互つて償還する條件を付することが出来る。斯くて國家の目前に行う事業に對する財源を收めて、其負擔を今後幾十年の後に譲らしめる。信用に依つて、資金の調達された場合には、其之を調達する主體の個人であると、國家であると論なく、負擔を後代に遺す働きの存するのは勿論であつて、此事が信用利用の特徴と爲るのであるが、國債に於ては、其存續する期間の永いだけ、此種の特徴亦顯著なるものと爲るのである。第三國家財政の狀況は一般國民に向つて公開される。殊に立憲國に於ては、財政の狀態は毎年歳計豫算案が議會の討議に付せられる度毎に、政府と議會との間に質議應答の行はれることに依つて、明瞭と爲り、自ら國民をして財政に對する疑惑を去つて、之を信用するに至らしめるし、又實際に其信用の乏しい場合には、之に對する保障の道を設けしめることも出来る。私人の家計なり資産負債の關係なりが頗る曖昧の状態に居り、債權の設定される場合に、債權者に於て、容易に之を知ることが得ず、隨つて充分の信用が與へられなかつたり、債權の設定に當

つて、必ず擔保物の提供の必要とされたり、するが如きは、私債の場合に於て屢々見る所であるが、公債に於ては、斯る事例少なしと考へられる。即ち財政の強制的権公債の信用の私債に勝能、國家の永久存続、國家財政の公示と云ふ三點が、私債に對して、公債を區別する所以と爲るのであるが、是等の特徴は公債の信用に如何なる關係を持つてあらうか。國家の永久存続と國家財政の公示とは私債に比較して公債の信用程度を高からしめる所以と爲り、公債が低廉なる利率の下に發行されるとか、永い期限を通じて、債權債務の關係を存続せしめるを得るとか云ふような國家に取つて、有利なる事相を生ずるのである。唯國家が其有する財政的權能を公債に對して、如何に運用するかは一個の問題と爲る。即ち元利金の支拂を停止

するとか、又は國債其もの、權利を廢棄したとか、要するに強制的權能を利用して債權者の利益を蹂躪したならば、却つて國債の信用の私債に比較して、傷けられることを見るかも知れないが、此點に於て國家自ら慎む所あつたならば、國債の私債に比較して、勝れる信用を持つことは、疑を容るゝ能はざる所である。國家の信用に取つて、最も恐る可きは、戰爭であり、戰爭に於ける敗北であるが、其場合に於ても

國家に於て、或る計畫の下に、國債を發行しようとするれば、條件次第で、其目的を達するを得るし、又假に國債の市價は低落するとしても、一般有價證券の市價が國債以上に低落の度の強いことを考へたならば、國家が強制的權能を濫用しない限り、公債の信用程度の私債よりも、遂に大であるの事實を知るに難しとしないのである

第二節 公債と收支適合の手段

經常費に應ずるには、經常收入を以つてし、臨時費には臨時收入を以つてするところが收支適合の根本原則とし、而して公債は臨時收入の尤なるものであるとすれば、臨時支出の必要から、財政的事變の生じた場合に、始めて公債の發行に接するのである。何を以つて財政的事變とするか。或る事件が偶然發生し、其收支適合の根本原則繼續することの短期間に限られる事實は明瞭であるが、然も其繼續する間、國家は之に當る爲めに、若干の財源を持たなければならず、殊に當面の急に當るには、直に之を持つことを必要とする場合に、財政的事變の殺到したものとするを得るであらう。斯る狀況の下に於て、國家が公債を發行して、其必要とする財源を調達することは、充分に是認されるのであつて、其理由は他の方法を以つてして

は、切迫した財政上の要求に應ずるを得ないと云ふ事實に存する。非常準備金制度の不可であり、又其效果の不充分であるとは、曩に述べた通りであつて、之を再言するを要しない。非常準備金以外に、國家が財政的事變に際して、依頼するを得る方便に租税があり、租税を特に賦課するなり、從來の租税に増率するなりしたならば、以つて租税を通じて臨時収入を調達するを得るが如くに見へるが租税の増収に依頼すること不可なること

然も此財政策に對しては、種々の缺點なきを得ない。既に述べた如く財政的事變に於て、國家の必要とする臨時収入は其金額の大なるを要し、又急速に調達されることを要する。然るに租税を以つてするときは、其新税の賦課に依ると、舊税の増率に依るとを問はず、現代の財政に於ける如く、租税を以つて、收入制度の基礎とし、一方に經費増加の勢の盛なる結果、各種の租税に重課を試みて居る場合に、巨額の収入を更に租税に求めるが如きは、甚だ困難とする所であつて、強いて之を爲したならば、租税負擔の不公正を免かれないであらう。又如何なる租税を賦課するにしても、新税に於ては勿論、舊税に於ける増率に於ても、豫め法律を以つて、新規の賦課又は増徴を公にし、納税者をして、之に備へしめなければならぬ。

隨つて財政的事變の發生と共に、直に收入を得ようとしても、事甚だ困難である。次に考へ可きは右の如き財政的事變は其發するや、如何にも急劇である代はりに、短期間の後に消滅することを以つて、一の特徴とするの一事である。隨つて此種の臨時費に應ずるに租税の如き永久に繼續する性質のある財源を以つてしたならば、臨時費の消滅と共に租税を改廢する必要を生ずる。隨つて租税賦課の際に一旦經濟社會を攪亂し、其廢止の際に再び或る變動を及ぼすの嫌なきを得ないのみならず、臨時費の消滅した後、之に對する財源として賦課された租税が、何時までも残つて居るが如きは、一國財政の秩序を維持する所以であると考へられなう。

戰時財政に於ける租税の地位

或は各國に於て戰時の財政を維持するに當り、租税の新課又は増徴に其財源を求めることがある。固より之を唯一の財源としないまでも、

重要な財源に充てることがある。而して其結果として、國庫の收入を確實ならしめるとか、國民に國家維持の責任を直接に感じさせて、愛國の表情を盛ならしめるとか、或は之に依つて國民に節約を勸奨するに至るとか、種々の理由が附會される

けれども、相當に規模の大きく、又期間の長い戦争に於ては、租税の増收の如き、軍事費に對する財源の一部分に當るに過ぎないのである。

斯くて財政的事變に對する財源として、公債に依頼することを必要とするので公債を財源とする公共事業 があるが、更に現代の財政に於て國家が公債を利用する必要に接する場合は、即ち國家が大規模の企業を經營することを以つて、一の職務とする事は、既に述べた所である。若しも此種の職務であつて、其利益が國民全般に及ぶとか、又は無形のものであるとか云ふが如き場合には、經常收入を財源として、之に要する事業を遂行す可く、又事業から生ずる利益は無料を以つて、國民全般に普及せしめることを要するが、鐵道電信電話の如き資本的企業であつて、巨額の財源を要すると共に、其利益の分布に就て、料金を徴收するを得るものに至つては、公債を以つて、其財源に充てる理由がある。蓋し是等の事業に於て之を完成するに就て、必要なる年限の長短は如何なる年月に置く可きものであるか、若しも租税の收入を以つて、財源に充てる場合には、年々租税の收入を蓄積し、其若干の額に達するを待つて、事業に着手するか、又は租税の收入として一年間に國庫に收納

される金額の限度に於て、事業の歩を進めるか、孰れか、一の方法に出でなければならぬ。随つて前者の場合に於ては、資金の調達に着手してから、事業の完成に至るまで、長時日を要し、國民をして其負擔に堪へざらしめるし、後者の場合に於ては、事業に着手してから、其完成までに、同じく長時日を要し、事業に依つては、工事の行程の遅延する爲めに、財政に損害を加へるともあらうし、又其長年月の間に、一旦財政に事變を生じたなれば、財源に不如意を告げて、事業の進行を中止しなければならぬ場合にも接するであらう。要するに公共事業の創設は國家に取つて、一個の財産を作り出すものである。然らば一方に其財源に充つる爲めに公債の形で債務を負うたとしても、資産負債の均衡を得る次第であり、更に其財産の運用に依つて、生じた収益を以つて、公債の利子を支拂ひ、尙ほ其上に生じた剩餘を以つて公債の元金を償還したならば、財政に於ける收支の均衡は確實に維持される道理である。

曩に軍事費の爲めに生じた財政的事變に對して、租税と公債との孰れを以つて戰時財源と 其財源に充つ可きかと云ふ問題に就て、一言したが更に此點に就て多

少の租税

少の説明を試みる。此問題は結局折衷的に解決されるのであるが、尙

と公債

ほ其場合に於ても、孰れかの一方に重きを置くかと云ふことに就て議

論

論を生ぜざるを得ない。公債財源を可なりとする論者は

第一國家が相當規模の戦争に従ひつゝある場合には國民は戦争の繼續中到底苛重なる租税の負擔に堪へるを得ないこと、

第二、斯く戦争の負擔は國民に取つて、苛重のものであるから、國家としては宜しく其負擔を數時代の國民に分配す可きものであり、随つて、公債の形で財源を收め、多年月に互つて、其償還を行う方針に出づるを可なりとすること

の論據に基くのであるが、之に反對して、租税財源を可なりとする論者は

第一、戦争に干與した當時の國民こそ、戦争の負擔に當る可きものであつて、決して其の負擔を後世に遺す可きものでないこと、

第二、若しも戦争の財源として、公債を募集し之を後世に遺したならば戦争に對して、資本を提供して、而して其れを破壊された戦争當時の國民が一度び負擔を負ひ、更に公債を償還する爲めに後年の子孫が再び負擔を負はなければならぬ

522

を論據とするのである。

租税負擔の

先づ軍事費の財源を租税に求めよと云ふ議論を観察すると、種々の點

に

に缺陷とす可きものなきを得ない。第一、租税を以つて、軍事費の財源

に充てる以上は、其租税の國民に取つて、苛重の負擔と爲るとは、免かれ難き所であつて、斯くて自ら國民の貯蓄に妨害を加へざるを得ない。或は公債の募集は一國に於ける資本の供給を寡小ならしめると云ふ説もあるが、公債の發行が國民に取つて、恰好の放資物を提供するの故を以つて、貯蓄を獎勵する効果のあることは、之を認めなければならぬ。殊に公債に依つて、醸集された財源が國家に於て、生産的事業に供用される場合には、遂に民間資本家の手に於て、運用されたと同額の資本が今國家の手に移つて、資本労働を需要するに至る次第であつて、其間は何等の差違ありとするを得ないであらう。

第二、公債は其性質に於て、任意であり、資本家をして進んで資本を公債に放下せしめるまで、利子其他の條件を有利なるものたらしめることに勉める

は強制である。に反し、租税は其之を好む者と好まざる者との別を問はず、一樣に賦課されるのであつて、多少なりとも苛重に傾いたならば、必ず國民の不滿を招かざれば已まない。随つて前者は國民に對して負擔を感ぜしめること寡小であると云へる。唯公債増發の結果既發公債の市價を壓迫して、其所有者に損失を加へたり金利歩合の上進を促して、企業を妨害することを以つて、間接の損害とするのみである。

第三、苛重の租税を國民の間に分配し、其負擔を公正ならしめることは、至難の業負擔分配の公正を保つのである。重税の賦課された場合に、或る階級に屬する人々が特別の負擔を蒙つて、之に苦むことは、世人の知る所であるが、公債の元利金支拂を多年間に互つて、行ふ場合には、之に伴う負擔を調節するに適當の道を得ることは、必ずしも至難の業とす可きてない。租税に於ける急劇過大の變動の有害なるは明白の事實であつて、殊に増率の方嚮に於て、變動の行はれる場合に弊害の大なるものありとされる。蓋し租税の負擔をして其轉嫁す可き所に轉嫁せしめるには、相當の時に要するのであるから、或る場合に租税を賦課し、其轉嫁の關係の未だ

定まらざる内に、之を廢止するが如きことあつたならば、徒に經濟社會を攪亂するの弊大ならざるを得ないからである。

第四、戰爭は國民に種々の負擔を加へる。其内に於て、國民が兵役の徵募に應じ租税と戰時に於ける國民の精神も大なるものであつて、常に兵卒本人のみならず、其家族にも相當の負擔を加へざれば已まないであらう。既に此種の負擔が國民に加はるとすれば、彼

等をして戰爭の久しきに堪へて、何等士氣の沮喪する弊なからしめようとするには、國家たるもの常に國民に對する戰爭の負擔を緩和し、延長し、又之を稀薄にし、以つて國民的闘志の旺盛なることを期しなければならぬ。斯る場合に戰時の財源を調達する爲めに、租税を賦課する、而して其負擔は上流の有産者階級のみに限られず、中流以下の階級にも及び、其階級の内には、或は親を戰場に送り、或は働き盛りの子弟を兵卒として、軍隊に加はらしめた家族が多いとしたならば、租税の負擔の酷烈に感ぜられるのは勿論であつて、戰爭と財政と兩方面から及ぶ苦痛の大なる結果、遂に國民をして戰爭其ものを回避せしめることゝ爲りはしないであらう

か。斯の場合には、寧ろ公債の募集に依つて、財源を調達し、目前には何人にも直接の負擔を感ぜしめず、寧ろ其收入を消費することに依つて、或る階級の人に殊に勞働者階級に利益を與うるとを以つて、得策とする議論を生ずる。軍事費は戦争の行はれる當時の國民をして盡く其負擔に當らしめよと云ふのは、餘りに理論に偏して居る。或は斯の如くして國民の好戰的精神を挫折し、平和の風を盛ならしめる政策を藏するものであれば、兎に角學問上の議論としては、重きを置くを得ないのである。

第三節 公債の種類

公債の種類を分つに、種々の標準がある。順次各種の標準に従つて、之を區別し、其れの特徵を説明する。

無利子公債 第一、債權者に與へる利益の點から區別すると、利付公債と無利子公債と利付公債

との二種と爲る。國家は其有する財政的機能を利用して、無利子の公債を發行し、國民に其募集を強要するを得る。如何にして之に應募せしめるかと云へば、例へば國家に對して、物資や勤勞を供給する者に向つて其報酬として、無利

子公債を交付するのである。短期間の後に元金の償還される條件で而して國家其ものに相當の信用があれば、無利子であつても、尙ほ公債に或る程度の市價を保たしめるを得るが、本來無利子公債を發行するが如き、國家は多く財政上窮乏を告げて居ることを常とするから、公債に如上の信用を保たしめるのは、事實困難であり、随つて無利子公債の發行亦容易なりとするを得ない。

唯今日の財政に於て、公債の無利子の形態を以つて發行される一の事例は利子を付けない代りに、發行の時から償還の時に至るまで、若干期の利子を計算し、此利子額を公債の元金から控除した金額を以つて、發行する場合に於て、之を見るを得るのである。發行期から償還期に至る期間が比較的短かく、其間に於ける金利の趨勢の略ぼ豫測される場合には、割引歩合をして實際の金利歩合と均衡を保たす合しめ、以つて應募者を誘ふことも出来るし、又國家の定める割引歩合は之を最低の標準とし、此以上に應募者をして隨意に各自の好む所まで、歩合を競ひ上げさせるのも、一の道である。然しながら此種の公債は表面に於ては、無利子であつても、實際は割引歩合が利子と爲つて、應募者を誘引する次第であつて、随つて絶対無

利子の公債とは其類を異にするのである。

公債利率の 利付公債は公債の元金額に對して、一定率の利子を付し、之に依つて應
低廉なる理 由 募者に利益を與へ、斯くて其應募を盛ならしめんとするものである。

公債の購入は私人に取つては、資本放下の一形態であるから、公債の利子の如き、之
を如何なる率に置くかと云ふ問題に爲れば、結局當時市場に於て行はれる放資證
る國券に對する利率を以つて、標準とするの外はない。唯國家の財政に對す 民の
信用程度にして、他の團體に對して、與へられる信用程度よりも優秀であれば、其優
秀であるだけ、公債の利率の低廉である可きは論を俟たない。斯る一般的理由か
ら、公債の利率の低廉であることの外に、國家が特殊の施設に依つて之を低廉なら
しめる場合がある。例へば國家が公債の利子から生ずる所得には所得税を賦課
しないとか、又は公債と云ふ財産の形態には相續税を賦課しないとか云ふ法律上
の規定を設けるが如き、中央銀行をして公債を擔保物とする資金の融通には低利
を以つてすることを約定せしめるが如き、今後利率の高い公債の發行される場合
には、現に發行される公債を以つて、其新公債に應募するを得せしめる條件を付す

るが如き、之に當るものであつて、自ら公債の利率を低廉ならしめる所以と爲るの
である。

擔保付公債 第二、債務者たる國家が債權者たる公債所有者に與へる保證物の有無
と無擔保公 債 から、公債を擔保付と無擔保との二種に分つことが出来る。擔保付公

債と云ふのは、公債の利子支拂又は元金償還に供する目的を以つて、或る財産又は
収入を特定し、之に對する權利を公債所有者に與へるものであつて、擔保物に對す
る信用に依つて、公債の應募の行はれ、又公債市價の維持されることを期するの
である。之に對して無擔保公債に於ては、斯る特殊の保證物を存せず、國家財政に於
ける一般的信用に據つて、公債所有者の信用を繋がうとする。隨つて從來の如く
國家財政の處理に誤まる所多く、加ふるに財政上の狀況の一般國民に依つて、充分
に理解されなかつた場合には、内國債に於ても、時に擔保物の提供を必要とする事
例を存したが、近代に於ては、内國債に擔保付と云ふが如きことを見ない。唯所謂
生産的公債と稱し、其収入が生産的事業の建設に供せられ、其事業から生ずる收益
を以つて、公債の元金を支辨する場合に、其事業が公債に對して、間接の擔保物た

る形ちを呈するけれども、固より真正の意義に於ける擔保物に相當するものではない。

外債に於ける擔保 外債に於ける擔保には擔保の提供を見るの例少なしとしない。其理由とする所は(第一)外國市場に於て、外國債を募集するが如き國は概して國際經濟上の關係に於て劣等國である一方に、其募集を引受けて、外國債に資金を放下するが如き國は優等國である。此優劣兩種の國が相對して、外國債の募集、之に對する應募と云ふ金融上の取引を行ふ場合に、優等國が遂に劣等國の財政に信用を拂はず萬一の際に於ける支拂能力の缺陷を憂うる爲め、之を保證する必要上、劣等國の方に於て擔保物を提供することは、已むを得ざる所である。(第二)劣等國必ずしも今當面の問題と爲つた外國債の元利金支拂位の債務に對して憂う可き状態に居るものでなく、之に對する支拂能力は豊富であるとしても、債權國の人民にして之を信じないことは、往々にしてあり得る所であり、隨つて債務國に於て、債權國に於ける放資者の信用を繋ぐ爲めに、擔保の提供を必要とする。

公債に提供される擔保物は元利金不拂の場合に、之を處分して、現金に換へ以つ

て債權者の蒙らんとする損失を償はしめる目的を持つものであるから、擔保物として、選擇される財産又は収入源泉にも自ら種類が限られる。國有の土地、鑛山、森林の如き、租稅、殊に海關稅、專賣事業の如き、何れも擔保物として、適當のものを以つて擔保の提供と目される。唯是等の擔保物をして擔保たるの効果を奏せしめるには、其經營宜しきを得て年々確實なる収入を國庫に與へることを必要とするが、本來外國に擔保付外國債を起すような財政的地位の貧弱なる國に於ては、多少の例外はあるとしても、多く行政に於ても弛廢の弊を免かれないであらう。

隨つて外債に對して、或る國家財産又は生利的物件が擔保として提供されたとしても、債務國に於て、之を管理する道を誤り、財産の價值を減損したり、收入を枯渇せしめたりしたならば、擔保提供の効果は之を見るを得ない。此點から債權國政府は債權者たる自國民の利益を保護する必要に基き、擔保物として提供された財産又は租稅等の管理に就て、干涉を試み、以つて擔保物の保全を謀り、債權の保護に力を致さうとする。隨つて外國債に對する擔保物提供の結果として、內國行政に對して、外國人の干與するに至ることを免かれない。現に埃及の事例に徴す

ると千八百七十八年倫敦並に巴里のロスチャイルド商會が埃及政府の爲めに八百五十萬磅の外國債に應募するや、其起債の一條件として、埃及王の所有する財産を擔保に提供し、其管理に就ては

埃及並に支 國債を保障する爲め、擔保財産を管理する特別の委員會が組織される那の實例 同委員會は埃及、英吉利、佛蘭西の各國人から任命された三名より成り

外國委員は當該國政府に依つて任命される。委員會の職務は(一)擔保財産を管理し(二)収入を徴收し(三)純収入を公債所有者に送付するものとする

ことを規定し、千八百七十九年には英佛兩國から總監理官なるもの任選され、單に公債のみに止まらず、國政の全班に亘つて、監督する權能を有するに至つたとの如き、將た又支那が税關鹽稅の収入を外國債の擔保に提供したことの關係から、其れ等の行政を外國人に託し、獨立國の面目を毀傷するに至つたとの如き、何れも擔保付外國債の一國に齎した弊害の著しものとしなければならぬ。大正十三年二月十三日發布の大藏省令に於て、定められた六分利付英貨公債、六分半擔保物に代る保障 利付米貨公債發行規程を見ると、前者に於ては「政府は大正十三年二月

十三日より起算し、五箇年を経過したる後は、本公債の償還期限に至るまで、六個月毎に九十萬三千三百二十四磅を支出し、本公債元利金の支拂に充つ可し」とし、後者に於ては「政府は毎年左の金額を支出し、本公債の元金償還に充つ可し」大正十三年八月一日より起算し、五個年間五百萬弗、二前號の期間經過後の五個年間毎年四百萬弗、三前二號の期限經過後償還期日に至るまで毎年三百萬弗としたことの如き、擔保提供に代つて、擔保提供と殆ど同一效果ある保障が外國債權者に與へられたものとす可きである。

第三、公債應募に供される資本の源泉から區別すると、外國債と内國債との二種と爲り、前者は外國資本家が證券を所有し、後者は内國資本家が證券を所有することを以つて、區別の要點とする。外國債と内國債との得失に就ては、舊來種々の説が行はれる。

外國債と内國債とを比 第一は國庫に及ぼす利子負擔の輕重である。普通の場合に於て、外國債とを比 利率の輕重 債は資金の供給缺乏し、金利の標準の高い國が資金の供給豊富であつ

て、金利の標準の低い國に向つて、之を發行するのであるから、内國債に比較すれば、利率低廉であつて、随つて國庫に及ぼす財政上の負擔の輕きを得るの道理である。内外國の間に金利歩合の標準に若干の差違の存する限り、其歩合の高い國が其低い國に向つて、外國債を發行するのは、自然の趨勢であつて、斯くて前に述べた如く債務國は低利の負擔に依つて利益を收め、債權國は自國の資本家に高利の放資物を供へ、資本の蓄積を刺戟し、高率の利子の國內に回收されることに依つて、利益することゝ爲るのである。

金融市場に 第二、或は内國に資金の供給缺乏せる國は財政の信用に於ても、概して對する壓迫の有無 其程度の高からざることを常とする。随つて斯る國が外國に外國債

を發行した場合に、之に應募する國は如何に資力豊富であつて、金利歩合が低いとしても尙ほ外國債を發行する國の財政的信用の程度を度外に置くことは、許されざる所である。随つて債務國の財政的信用程度の薄弱である以上は、其外國債に對して、相當の利子を要求するに至ることは、當然であつて、其利率が高くして、内國債に付せられたる利子と大差なきことゝ爲つたならば、第一に擧げた外國債の利

益は自ら消滅せざるを得ざる道であるが、尙ほ此場合に於ても第二の利益がある。即ち外國債の募集に依つて、内國債募集の場合に於ける如く、内國金融市場を壓迫せざるに至る一事は、之に伴う利益の一として認められなければならぬ。蓋し國家が公債を發行するや、一國の市場に於て、供給に限りある資本を國家と他の公共團體なり、個人なりとの間に於て、互に相爭奪することゝ爲るのであるから、其結果として内國に於て、金利歩合の上進することは、免かれ難き所に屬する。外國債の募集は國家をして此免かれ難き事相を免かれしめる所以であつて、其經濟社會の平靜を維持するに資するものありと考へられる所以である。

外國債と對 第三、に外國債の利益を以つて、數へるを得るのは、國際貸借の均衡を保外支拂の安 全 につに資せしめる一事である。蓋し一國の國際貸借が順調に居れば、何

等議す可きものはないが、急に逆と爲つて、正貨に對する取付が起つたとしたならば、到底經濟社會の安全を保つとが出来ず、殊に金融市場に對して、加へる壓迫は餘程大なるものであつて、金融の逼迫に次いで、恐慌の到來を見るとなしとしないでのらう。斯る場合に一國は對外支拂を安全にし、内國金融市場に及ぼんとする波

瀾を抑制する目的を以つて、外國債を募集することを必要とするのであつて、此目的の下に募集された外國債の収入は其儘對外支拂の財源に供される。歐洲戰爭當時英佛兩國が北米合衆國に外債を募集した場合の如き、即ち此事例に相當するものであり、又大正十三年二月日本が英米兩國の市場に於て募集した外國債も對外支拂を安全にして、爲替相場の維持に資せしめる目的を存して居つたのである。外國債の弊 右の如く外國債には種々の長所のあるとが認められる。然しながら

第一經濟上の關係から考へると、右の如く一國が外國債を發行し、外國に何時に於ても使用するを得る若干の収入を持ち、而して其れが對外債務の決濟に充てられる場合には、如何に輸入貿易が輸出に超過するとしても、毫も國內の正貨を取付けるに至らない結果、通貨は常に膨脹する傾向を持ち、之に伴う經濟上の變動を蒙らざるを得ない。若し其れ一國が外國債の収入を内國に取寄せて、内國に於て支辨される經費の財源に充てたならば、物價の騰貴を惹起し、輸入の超過を誘致するとは、論を俟たない。第二斯く外國債の収入が外國に在つて、輸入品の代價決濟に

充てられる場合には、外國物資の輸入される勢は其決濟金のある爲めに、極めて容易と爲り、内國の産業に對して、劇烈なる競争を及ぼすに至ることも、外國債に對する反對論の一たらざるを得ないであらう。第三には政治上から來る反對論がある。蓋し外國債の契約に於て、債權國と爲る國は概して資金豊富であつて、強國の地位に居るに反し、債務國と爲る國は資金に缺乏して、弱國の地位に在るのであるから、若しも債務國が萬一外國債に關する契約に違背したならば、債權國は債務國に臨むに、直に武力を以つてし、擔保物件の管理は固より、進んで領土の占領、國有財産の收用にまで及び、債務國をして政治上の獨立を傷けるに至らしめるとなしない。外國債の募集に依つて、一國が内國債に於けると比較して、自國の經濟社會に蒙る變動を寡小ならしめるを得るとは、曩に述べた所であるが、果して此事を以つて絶對的效果ありとするを得てあらうか。一國が外國に債務を負う爲めに、却つて一國經濟社會の蒙る變動を大ならしめる場合がある。例へば債務國と債權國との間に外交上の問題に關して、爭議を生じ、之を解決する爲めに、戰爭を試みるとか、或は將に戰爭を開かうとする場合に臨み、債權國の外國債所有者が其外國

債を市場に賣放つて、其市價に低落を來さしめるのは、必然の事實であり、更に愈々開戦と爲つた曉には、債權國の株式取引所は債務國たる交戦國の公債の賣買取引を停止する。或は債務國自身の公債を債務國に齎し來つて、之を賣却し、以つて代金を正貨の形態で、債權國に回收しようと試みたならば、益々債務國の財政並に金融を混亂せしめるに至る道理である。要するに外國債には一利一害を免かれざる次第であつて、其利害の孰れを重しとするかは、實際の問題に就て、解決する外に道なしと考へられる。

強制公債と 任意公債 第四、公債に關する取引の法律的性質に徴して、公債を強制公債と任意公債とに區別することが出来る。強制公債は要するに國家が

應募者の意思如何を問はず、國家の權力を以つて應募者に其購入を強要するものであり、一方に任意公債は公債の條件を債權者に取つて、有利なるものとし、放棄の一形態として、自由意思の下に、之を買入れしめようとするものである。強制公債の不可なることは論を俟たない。蓋し債務者たる國家の權力を濫用して、債權者に強制を加へ、其意思に反して、公債を所有せしめるが如き、不公正の甚だしきもの

であるのみならず、強制應募を強要された人の立場から云へば、従來自己の認めて最も有利であるとした資本放下の形態から、資本を回収して國家の求める儘に、之を公債に放下することは、資本運用の効果を薄弱ならしめる嫌なきを得ない。唯國家非常の場合に際會し、相當の條件を以つて、任意公債を募集することの不可能なる時期に於ては、強制公債亦已むを得ざるものとして行はれるに止まり、他に之を實行す可き場合を存しない。獨逸が千九百二十二年強制公債法を制定し、同法の下に千九百二十三年一月一日に於て、財産税納付の義務ある者を以つて、強制公債の應募者たる可きものとし、其所有する財産額を標準として、應募義務額を決定したことの如き、最近に行はれた強制公債の一例を以て目す可きものである。

愛國公債と 普通公債

任意公債は愛國公債と普通公債との二種に分たれる。愛國公債と云ふのは、國民の愛國心に訴へて、以つて公債に對する應募を刺戟する一方に、利子其他の應募條件をして國家に取つて、有利のものたらしめることを期するのであつて、戦時愛國心の旺盛と爲つた時に、利用される場合がある。然しながら此種の公債に對しては、二個の反對論の生ずることを免かれない。第一愛國心

なるものは一度ひ盛に發動することあるとしても、其れが何時まで永續するか、遂に豫期するを得ず、第二愛國心のものたる、國家を防護するとか、外國を侵略するとか云ふような無形の功業を擧げる方面に於ては、強く發揮されるが、有形的方面に於ては、個人の功利的打算が多くの場合を通じて、愛國心を蔽うことを強しとする、第三殊に戰爭に際しては、國家は兵員の徵募、彼等の戰場に於ける努力に就て、愛國心の發動に待つ所少なしとしないのである。其上に更に戰時財源の調達に關して、愛國心を利用したならば、益々國民に對する有形無形の負擔を重からしめるの嫌なきを免かれない。愛國公債が現代に於て、用ひられざるに至つたことも、亦理の當然であると考へられる。

愛國公債に對するものは、普通公債であつて、總て應募者の商業的精神に基いて、應募の行はれることを以つて、其特色とする。固より國家財政の信用程度は私人又は私法人の信用程度に比較して、或る點まで、優越して居る道理であるから、國家は民間會社の發行する社債券や、個人間に行はれる貸借の利子よりも、稍や低廉なる利率を以つて、公債を發行するを得るに相違ないが、尙ほ其利率は應募者の放資

を促すに足るものでなければならず、殊に公債の發行される額大である場合には、公債の利子は新に行はれる國民の貯蓄を獎勵する効果あるものであることを要する。而して公債の利率が如上の効果を奏するまでに、高き程度に達しなかつたならば、別に公債の發行價格を低くして、利廻りを高からしめることも亦一策として考へられる。此事に就ては、後段に之を論じてあらう。

流動公債と

確定公債

第五、公債存在の狀況並に償還の條件を標準として、之を區別すれば、流動公債と確定公債との二種類と爲る。流動公債(Unfunded Debt)と確定

公債(Funded Debt)と云ふ言葉の意味は、其當初に於ては、最も簡單明瞭のものであつた。現にアダム、スミスの如き此區別に就て「國家は私人と同じく一般に自己一身上の信用に基いて、資金を借入れ、其償還に就て、特別の財源を確定し、又は擔保とするとはなかつたが、其財源を以つて公債を支拂うを得ざるに至つて、茲に始めて特殊の財源を確定し、又之を擔保として、資金を借入れることゝ爲つたものである」とし、而して前者の公債を流動公債とし、後者を確定公債としたのである。即ち此時代に於ては擔保付公債を確定公債とし、無擔保公債を流動公債としたのであるが、擔

保付公債の少なくとも内國だけの關係に於て行はれざるに至つた今日に於ては、
兩種公債を 兩者を區別する意義も亦自ら異なることゝ爲つた。何を以つて之を
區別する標

區別するかと云へば、其一是公債の目的であつて、流動公債は一般に一
時的必要殊に國庫が日常の收支を行うに當り、一時發生した違算を匡正する爲め
に用ひられるに反し、確定公債は國庫の稍や永久に互る必要に應ずる財源を調達
することに重きを置く。其二是公債存續期間の長短であつて、流動公債の存續す
る期間は概して短いに反し、確定公債は永い期間に互つて存續する。第三は償還
に關する法律上の條件であつて、流動公債に於ては、國家は短期間に又隨時其好む
所の時期を選んで償還を行うに反し、確定公債に於ては、債務者たる國家は其長期
存續の故を以つて、之を償還するに就て、或る餘裕の認められぬものゝあると同時
に、其償還を完了するに就ては、自ら或る一定の計畫の下に、之を律しなければなら
ないのである。

流動公債の 流動公債の種類は第一國家の發行に係る紙幣、第二國家が銀行に就て
種類 爲す借入金又は個人に負う債務、第三利付證券の三種に爲る。第一は

政府紙幣

即ち政府紙幣の發行であつて、政府が私人から或る物資を購入し、或は
勞力の供給を請負はせ、之に對して代價又は請負金額を支拂うに當つ
て、政府自身の發行に係る紙幣を以つてし、而して此紙幣は他日正貨を以つて兌換
されると云ふ信用の下に、發行されるものであるとすれば、政府紙幣の發行は政府
に於て其所有者に對して、債務を負うの意味に當る。斯く發行された政府紙幣は
其額面を以つて、何時と雖も國庫に對する支拂に充てるを得るし、兌換開始の曉に
は、隨時國庫に就て正貨に對する兌換を請求するを得る一方に、國家は其好む時期
に於て、紙幣を銷却し、以つて之に屬する債務を免かれるのである。是等の特色は
以つて政府紙幣發行の流動公債である所以を明にするに足るであらう。而して
國家が政府紙幣に法貨の效力を與へ、其流通を強制する場合には、其發行は國家に
於て強制公債を起す一の方便とも爲るのである。

或は斯る政府紙幣殊に不換紙幣の發行は之に依つて國家財政の急需に應ずる
を得る利益あり、又國庫をして無利子の資金を運用せしめる利益あるを以つて、之
を可なりとし、少なくとも之を寛恕しようとする者もある。然しながら國家が一

不換紙幣の 個の財源として、不換紙幣を利用することを寛恕するが如き、租税が重弊害

率に上つて、其上に之を増徴する餘裕乏しく、一方に公債も亦餘程高率の利子を付しなれば、應募者を求めるを得ないと云ふ財政状態の窮乏甚だしきに至つた場合に始めて之を見るのであつて、不換紙幣の發行に伴う弊害の如何を顧みたならば、到底之を可なりとするの結論に達しないであらう。蓋し財政上の方便として、不換紙幣を發行するが如き、専ら權勢微弱なる政府の爲す所であるから、歳計の均衡を維持するの必要に驅られて、動もすれば之を増發する弊に陥り易く、此場合に自ら抑制するが如きは之を望むを得ない。斯くて紙幣の増發と共に、正貨は流通外に驅逐され、紙幣の價值に低落を來して、國民經濟に不便を加へるのみならず、國家亦紙幣の價值低落と共に、一般物價に騰貴を來すや、物資を購入するに就て、從來よりも多額の經費を拂出さざる可からざることゝ爲り、一の不換紙幣發行は他の不換紙幣發行を誘致しなければ、已まざるの勢を生ずるであらう。

國家の借入 第二に流動公債を以つて目す可きものは私人又は私法人に對する國家の借入 家の行ふ借入金である。財政の幼稚であつた時代には、君主は私人に

就て、借入金を爲すことが殆ど一般の例であるやに解されて居つた。現に我國の封建時代に於ても、各藩共に其れゝ其藩の爲めに金錢上の御用達をする富豪があつて、藩主は時の必要に應じて、此富豪に就て借入金を爲した如く、歐洲諸國に於ても、君主が富豪に就て借入金を爲すの例を存した。更に銀行業が發達し、銀行に一國の遊金が集中する時代に爲れば、政府が銀行業者に就て、斯る遊金を借入れようとするのは、自然の勢であり、殊に銀行券發行とか、國庫金預託とか、國家に依つて特權を賦與された中央銀行が此特權に對する代償として、國家に貸付金を爲すのも亦當然の事と考へられる。現に歐洲諸國を通じて、最も古き沿革を有する英國中央銀行に對する借入 中央銀行に 中央銀行である英蘭銀行が千六百九十四年を以つて創立されるや金の弊害 當時民間資本家に就て醜集した資本金百二十萬磅を其儘政府に貸付けた事實に徴しても、事の一斑を知るに難しとしない。但し此種の貸付金である、と、利子の支拂は確實に行はれるとしても、元金を回收するには、償還期限の到來を待たなければならず、其到來前に如何に現金を必要とする事情を生じた場合に於ても、政府に對する貸付金を現金化するを得ない。斯く此種の貸付金の固定的性

質を持つことは貸付金に限度の存する理由に充てられるのであつて、若しも此限度を超えて、國家の中央銀行に貸付金を求めることが急であり、中央銀行亦銀行券の増發に依つて、之に應ずるの已むを得ざるに至つたならば、爲めに一國通貨制度を攪亂するの弊、大なりとせざるを得ない。

故に今日流動公債として、最も廣く利用されるものは、利付證券の發行であつて、大藏省證券の發行され、此利付證券を呼んで大藏省證券と云ふ。大藏省證券は國庫が其國民の場合に對して、有する財政的信用を利用し、短期間に於ける資金の融通を計

畫する方便に充てるものであつて、其發行されるは大體左に掲げる四種の場合に分たれる。

第一、國庫の收支に一時不適合を來し、現に收入に不足を告げるに至つたが、今後必ず收入の過剰と爲ることの豫想される場合には、此過剰に屬する收入を償還財源に充て、大藏省證券の發行を試みる。

第二、國家が増税計畫を立案し、其實行された曉には、收入の收納されることが明白であつても、其れまでには或る時期の猶豫を必要とする。此時期に國庫に於

て財源を必要とする場合には、將來に收納され可き増税の收入を償還財源に充て、大藏省證券の發行を試みるのである。

第三、財政上に或る事變を生じ、臨時費の支出を必要とした場合に、之に對する確乎たる財源の決定しない場合に、大藏省證券の發行に依つて、一時の必要に應じ、他は姑く之を將來に譲ることがある。

第四、財政計畫としては、當然長期の確定公債を發行することを必要とするのであるが、當時の金融状態なり、又は財政に於ける信用程度を以つてしては、斯る長期の公債の發行されることを不利とし、不便とする場合に、大藏省證券を發行して、民間に一時的應募を求めることがある。殊に近き將來に於て、金融緩漫と爲り、金利亦低落することの望まれる場合に、其時までの猶豫を付ける爲めに、一時大藏省證券を發行することがある。蓋し短期の大藏省證券に對して、多少高率の利子を付しても、敢て財政上に大なる負擔を加へないからである。

大藏省證券の期限 右の如き事情であるとすれば、大藏省證券の期限は普通短かいことを以つて、本則とするのであつて、其一年以上に及ぶが如きものはないし、

短かきものに至つては、三個月内外に止まる。現に我國の大藏省證券に關する法律に於て、同證券の期限を十二個月以内に限るとしたことの如き、同證券の性質上然る可き所であると考へられる。蓋し大藏省證券の存續する期間を一年以上の永きに及ぼし、其發行に依つて收め得た収入は之を或る年度の經費に對する財源に充てながら、其償還に要する資金は之を後年度に求めるが如き方針に出でたならば、常に大藏省證券と長期公債との區別を没却するのみならず、一年を劃して歲計を整理する趣意亦蹂躪されるの虞れなきを得ないからである。

大藏省證券の發行される方法

大藏省證券は如何なる方法に依つて發行されるであらうか。國庫又

は國庫事務を代理する中央銀行を通じて一般公衆に賣却することを重なるものとする。或は政府が國庫に債權を有する者に對し、之を決濟する方便として、證券を引渡すことも亦一の發行法である。然しながら大藏省證券には本來法貨の効力が與へられて居らないのであるから、之を引渡すに就ては相手方の同意を経ることを要するし、又如何なる價格を以つて、授受するかと云ふことに就ても、困難なる問題を生ずるので、此發行法は極めて稀れなる場合に限つて、行はれ

るに止まる。又他の發行法として銀行殊に中央銀行をして大藏省證券の引受に當らしめることもある。是れは最も簡單であつて、資金の調達に何等の手續を要しない利益はある。而して中央銀行も普通の國庫貸付金の請求に應じた場合と違ひ、大藏省證券であれば、之を引受けた後に、現金の必要に接した以上は、何時に於ても、市場に向つて、證券を賣却し、之を現金に引換へることを難しとしない。斯くて銀行の資金をして其融通性を保たしめるを得るのである。然しながら此事たる程度問題であつて、若しも政府の大藏省證券を發行し、中央銀行をして其引受に當らしめること、過大であつて、引受後中央銀行をして賣却處分の急を感ぜしめ、急に賣却處分する結果、價格に低落を告げるに至つたならば、其引受に依つて、中央銀行を壓迫するの弊は明に現出することゝ爲るであらう。

大藏省證券の利子

大藏省證券に付せられる利子の歩合は其短期償還であると云ふことが特色と爲つて、長期公債に付せられる利子と比較して極めて低廉で

あることを常とする。蓋し此證券に對する應募者は短期の償還なり、即時の賣却なりに依つて、現金の回收されることに依頼し、一時遊金を利用する方便として、大

藏省證券を買入れるからである。而して證券の利率を適當のものとして、應募者を誘ふことは、證券の市價を確實ならしめる所以であつて、利率の決定宜しきを得ると否とは、此點に於て重大なる關係を持つ。斯くて大藏省證券に於ける利子をして實際市場に行はれつゝある利子歩合と近接せしめる爲め、多くの國に於ては大藏省證券其ものに利子を付けず、其代りに發行期から償還期に至る時日に相當する利子だけ、證券から差引いた價格を以つて證券を發行し、發行價格と額面價格との差を以つて、證券に放資する者の利益とする方法が行はれる。蓋し斯の如くすれば、普通の利子が年利を基礎として計算されるに對し、日歩勘定を以つて、利子を算出する結果、證券の利子をして市場利率に近接せしめるを得るからである。

大藏省證券の割引發行法 現に我國に於て明治三十五年二月法律第一號を以つて、大藏省證券は割引を以つて、之を發行するを得ることとし、又實際常に割引發行法が行はれて居る所以である。

然るに英國に於ては、右の割引發行法に對して、更に一步を進め、大藏省證券の利子と市場利子とを近接せしめて誤まらざることを期するのである。如何にして

之を爲すかと云へば、大藏省證券を發行する場合に最低割引歩合は國家自ら決定して、之を公表するが、更に應募者をして之を標準として割引歩合を競り下げさせ、最低の歩合を以つて、大藏省證券を引受けようと云ふ者から順次證券を割當てるのである。斯の如くすれば、應募者は市場に於ける金融の狀況を察し、少しでも大藏省證券に就て、政府の公定した最低割引歩合が割高であると考へれば、其引受に依つて、資金を融通することを有利であるとし、互に競争して之を引受けようとする結果、割引歩合を競り下げて、實際市場に行はれる歩合と差違なきものたらしめるに至るのである。

確定公債の種類 流動公債に對するものは確定公債であつて、其期限概して永く、一定の法令の下に處理され、立憲國であれば、必ず立法部の協賛を経て、發行さ

有期公債の得失 れる。確定公債を分つて、二種とする。一は有期公債又は償還公債であり、他の一は永遠公債又は不償還公債である。有期公債に於ては、或

る時期に於て、或る豫定された方法の下に、公債の全部若しくは一部分の元金を償還する義務を國家自ら承認したものである。固より斯る義務を承認したからと

云つて、一方に國家は其期限前に市價を以つて、市場に於て公債を買入れる權利を棄てた次第ではないのであるから、債務を脱するに就て、必ずしも期限の到來を待つことを要しないのである。

有期公債は或る期日が到達すれば、其時に於て元金支拂の行はれる保證を持つのであるから、所有者は自ら此點に安んずるを得るし、又償還期限が近づいて、額面を以つて償還の行はれることは、自ら公債の市價をして額面價格に接近せしめるの利益ありと考へられる。唯公債に對して永久の資本放下を行はうとか、又は公債市價の變動に乗じて、或る利益を占めようとか考へる人々に取つては、有期公債よりも、却つて永久公債を以つて、便利であるとするかも知れり知るを得ない。

有期公債の 有期公債を其償還に關する條件に據つて區別すれば、定額償還の公債

諸形態

割増金付償還の公債、年金公債の三種と爲る。定額償還の公債は有期公債中最も平凡なる形態のものであつて、其存續する期間を通じて、國家は定率の利子を支拂ひ、或る期限に到達すれば、額面通りの元金を支拂つて以つて其償還を了するのであつて、公債の金額の多い以上は、償還の行はれる年數の多きに上るこ

とを以つて當然とする。

富籤公債に對する非難

割増金付償還の公債に於ては、國家が或る期日に元金の償還を行う際、富籤公債に對する非難 償還金の外に、或る割増金を少數の富籤者に限つて、交付する方法を取るのである。此割増金の金額が公債の額面金額に對して、幾倍の多きに上るかに依つて公債應募者なり、所有者なりの射倖心を刺戟することゝ爲る。其之を刺戟される程度は割増金の多寡に依つて定まるのであつて、一概に之を律するを得ないが、兎に角射倖心の刺戟される結果、公債應募者は公債に對して付せられる利子は或る程度まで低くても、割増金に着目して盛に應募することゝ爲り、國家をして結局比較的低廉なる利子の負擔に依つて、公債募集の目的を達するに至ると稱されるのである。而して富籤公債の極端なるものに至つては、利子を全廢し、單に割増金のみによつて、應募者を動かさうとすることもある。然しながら此種の公債に對しては其富籤に對すると同一の非難に接することを免かれない。即ち國民をして勤勞並に貯蓄の良風から遠ざからしめ、投機僥倖に依つて、格外の利益を獲得せしめるが如き、經濟上の道德を蹂躪するの甚だしきものであるのみならず、真

面目なる資本家をして財政に協力することに躊躇せしめ、又本來此種公債の特色として、全然無利子であり、低利であるとするれば、將來國家財政の信用の増進した場合に、之に乗じて公債の低利借換の行はれることを不可能事たらしめるであらう。財政の紊亂其に達し、普通の方法を以つて、資金調達の目的の遂げられない場合には、斯る權道も亦已むを得ないかも知れないが、然らざる限り、決して許容され可きものではない。

年金公債の性質 年金公債に於ては、國家は年金證書を發行して、或る定額の資金を借入れ、或る期間元利金を通算した金額を年金權者に拂渡すことを以つて

其特質とする。之を分つて有期年金證書と終身年金證書との二種とする。有期年金に於ては、三十年とか、五十年とか、又は九十年とか豫め年限を一定し、其間年々元利金の合算分割された金額を支拂うのであり、終身年金に於ては償還の期限並に償還される金額は年金權者の一人又は、數人の生命に依つて、之を決定する。單純なる終身年金に於ては償還債務の關係は一人の年金權者の死亡と共に、消滅するのであるが茲にトンチン式と稱

する特殊の年金制度がある。即ち此制度に於ては、多數の人々をして一の年金權組合を組織せしめ、一の債權者が死亡すれば、生存する他の債權者の間に於て全體の年金を分賦し、最後の年金權者の死亡し了する時を以つて、年金を消滅せしめることを以つて其特色とするのである。

年金公債の利害 有期年金公債は多く普通の公債を償還する財源を得る爲めに、發行されるのである。而して其發行される結果として、普通公債を償還する場合に、財政上に急劇過大の負擔を加へると異なり、多年を通じて、同一金額の負擔を財政に及ぼし、其調節に資するの利益を生ずる。然しながら一方に年金權を購入する爲めに、曩に一團の資金を國庫に支拂ひ、後に元利金の一部分を年々領收することは、資本を一時的所得に變換する所以であつて、其斯の如く變換される結果として、不生産的消費を獎勵するの嫌なきを得ない。又國家に於て毎年元利金を通算した金額を支拂う義務を負ひ、此義務を誠實に履行したならば、年金公債の償還は確實に行はれる道理であるが、一方に國家財政の狀況如何を顧みずして、國家をして公債償還の義務に當らしめるの非難なきを得ないのみならず、時に他の一

方に新に公債を發行するの必要に接することもあるであらう。殊に終身年金に至つては、多少投機的分子の含まれる點に於て、非難を生ずるし、トンチン式年金に於ては、同一年金權に加入した者の間に於て、他の加入者の短命であることに依つて自己の利益を大ならしめるを得ると云ふ道徳上の非難を生ずるのである。

永久公債の利害 永久公債に於ては、債務者たる國家は單に債權者に對して、利子の定期

はざるものとす。唯國家は市場に於て公債を買入れ、斯く買入れた公債を銷却することに依つて、公債に屬する債務を免かれるを得るのである。此點に於て永久公債は債務者にとつて便利であると考へられる。蓋し國家にとつて、不利なる時期に、元金の償還を強いられる虞れなく、財政上の狀況の最も有利なる時に、償還を果すを得るからである。又永久公債に於ては、定期に或る定まつた方法の下に償還を行うことを必要としない爲めに、行政の簡單であることも、利益の一として見るを得るであらう。一方に公債所有者の立場から考へると、永久公債の所有者は一度び自己の認めて、有利なる放資と信じた所に於て、永久に資本を運用するを

得るし、不時に償還を受けて、新なる放資の道を求めることに惶惑する虞れもなく、而して現金を必要とする場合には、何時に於ても、公債を市場に賣却することに依つて、現金回収の目的を達するを得るのである。

然しながら永久公債の利益とする所は同時に其弊害の生ずる源たらざるを得ない。蓋し公債償還の義務が或る時期に於て到來すること、其時期に於て、餘りに多くの公債をして一時に償還を行うの必要に接せしめないことの二點は國家をして一方に公債の償還に就て、確乎たる計畫を立て、又他の一方に公債の發行に就て、慎重なる方針を講ずるに至らしめる原因と爲るのであるが、永久公債の如く如何なる時期に至つても、國家に於て償還義務の履行に迫られることがないと爲ると、國庫に或る剩餘金があつても、勢公債償還以外の方面に投ぜられて、國家は自ら公債償還を閑却し、公債をして山積するの已むを得ざるに至らしめるであらう。

一方に公債に對して、國家が組織的に其償還を行うことは、公債市價を或る程度に維持せしめる所以であるのに、永久公債に於ける如く、其償還が何時を以つて、行はれるか不定であり、然も事實上國家が之に勉めないと云ふことであれば、市價の維

持亦不定ならざるを得ないのである。

第四節 公債と經濟社會

公債發行に 國家が公債を發行するに當つて、如何なる條件を以つてするかは、其經濟社會に及ぼす影響なり、國家自身の蒙る負擔なりに大なる關係を持つのである。

普通の場合に於て、公債の條件として、重要視されるものは、利子と發行價格との二者である。國家は是等二個の條件を決定するに就て、如何なる方法を以つてす可きものであるか。從來利子の決定に就ては、大なる誤解

公債の利子 歩合 があつた。即ち國家の權力を挾んで、金融市場に臨んだならば、市場に行はれる金利歩合を左右するを得るであらう、否、國家が公債を發行するに當つて

殊せ更に低廉なる利子を付したならば、其れが標準と爲つて、一般金利歩合を低下しめるを得るであらうと云ふことが考へられて居つたが、是れは大なる誤解であつて、如何に國家が大なる權力を擁するとしても、公債を發行する場合には、市場の金利歩合を標準として、公債の利子を決定する外に、何等取る可きの道を知らないであらう。固より國家は曩に述べた如く其財政の秩序宜しきを得て居る限り、私

人經濟の主體たる私法人なり、私人なりも高き信用程度を保つ道理であるから、其信用程度の高いだけ、幾分か低廉なる利子を以つて、公債を發行するを得るであらうが、其低廉なる程度は公債と私債とに於ける信用程度の高低を代表するに止まり、此程度を超へて、遂に公債利子を低廉ならしめるが如きは國家の權力を以つてしても之を期するを得ないのである。

唯公債の利子と關聯して考へることを要するのは、發行價格の如何である。思平價發行法 と割引發行法 みに公債を發行する場合に、額面通りの價格を以つて、應募者をして應募せしめるのは、所謂平價發行法なるものであつて、公債發行法として

最も平凡なる方法である。此場合には公債に付せられた利子と利廻りとは、正確に一致するのであつて、世人に最も理解し易き放資の方法を提供したと爲る。然しながら此場合に應募者の間に於て、公債に對して放資を行はんとする念が強かつたならば、彼等は如何なる處置に出でるであらうか。彼等の或る者は額面價格よりも高い價格を以つて、應募を申出で、國家亦最高價格の申込を爲した者から順次公債を割當る方法を取ることゝしたならば、益々彼等を刺戟して額面價格以

上の申込を爲すに至らしめるであらう。而して斯く應募者が互に競争して、額面割引發行法 價格以上に價格を競うものであるとすれば、更に國家に於て當初からの行はれる 發行價格を額面よりも低く置き、應募者をして應募價格を競争して額面價格に接近するに至らしめる政策を取ることが考へられる。之を割引發行法と云ふのである。額面價格以上に、應募價格を高く申込みことに就ては、如何に應募者の方に於て、確實に公債に應募する熱心があるとしても、應募後幾年かの後に、額面價格を以つて、公債元金の償還を受けたならば、額面價格以上の價格を以つて申込みだ價格と額面價格との差を損失することゝ爲る。此損失を恐れて自然應募者は額面價格以上の申込みを爲すことに就て躊躇せざるを得ないのであるが割引發行法に於ては、事情に著しき相違がある。蓋し割引發行に依り、國家が額面よりも低く價格を定めて、公債を市場に發行したとする。其應募者にして幾年かの後に公債元金償還を受けたならば、額面價格と應募價格との差を利する次第であるから、此差益を收める爲めに、確實に公債の割當を得ようとし、國家の定めた割引發行價格以上に價格を競争し、國家をして比較的低廉なる利率の下に公債發行

の目的を達するに至らしめるであらう。

公債の利子 茲に於てか公債の利子と利廻りとの間に區別を生ずる。例へば公債と利廻り

が五分利額面價格で發行されたとすれば利子も利廻りも共に五分であるが、五分利付で額面より低い九十八と云ふ價格を以つて發行されたとすれば應募者は實際に自己の拂込んだ九十八圓に對して、百圓に對する五分利即ち五圓の利子を收得するのであるから、利廻りは五分一〇二に當る。更に償還期限到來して、額面を以つて償還を受けたとすると、曩に九十八圓を拂込んで、百圓の元金を受取るのであるから、其差額の二圓が利益と爲り、之を利廻りの勘定に入れなければならぬ。之を利廻りに引直す場合には、如何なる時期に償還を受けるものがあるか、償還期の遅速が此點に大なる關係を持つ。例へば公債の据置年限を三年とし、四年目の始めに償還を受けたとすれば、右差益の二圓を三年で除し、其一年分に相當する六十六錢六厘の公債拂込金九十八圓に對する割合六厘七毛九絲を曩の五分一厘二絲に加へ、全體の利廻りを五分七厘八毛一絲とする。償還年度の遅れれば、遅れるだけ、利廻りの低く爲ることは當然である。

割引發行法の論據

斯くて實際上の問題として生ずる所は公債の發行に臨んで、利率を低くする代りに割引を以つて發行するか、利率を高くする代りに、額面價格を以つて發行するか、孰れを可なりとするやの一事である。前者を以つてすれば、公債の元金額に比較して、國庫の實收額は少ないが、利子の負擔は輕いし、後者を以つてすれば、元金額に相當する實收額は得られるが、利子の負擔は自ら重からざるを得ない。唯諸國が今日公債を發行する場合に、額面價格を以つて發行する場合は殆ど稀れてあつて、多くは若干の割引を以つて其發行を行うに就ては、其處に動かす可からざる二個の理由を存するからである。第一割引發行法に據るときは、利子の低き割合に、發行價格を高からしめて、國庫の收入を増加を見るを得る道理である。例へば五分利付公債であれば額面價格を以つて發行される場合に、四分利付公債であれば、發行價格を八十としなければならぬが如くに思はれるが、實際には應募者は八十以上の價格を以つて應募するであらうし、國家亦發行價格を八十以上に置くことを許される。蓋し應募者は自己の最先の機會に於て、元金の償還を受け、額面價格と發行價格との差額を利することと信じて、發行價格以上

の申込を爲すことを辭さざるからである。即ち割引發行法は應募者の射倖心に訴へて、國庫に有利なる應募の結果に接せしめることを以つて、其重なる根據とするものであると云へる。第二若しも一國が公債を發行するに當り、例へば戰時財政の必要に應ずる場合の如く、連續して之を發行すると爲ると、發行の回數の重なるに隨ひ、金融市場の狀況に依つて、漸次應募者に取つて有利なる條件を認め、以つて應募を獎勵しなければならぬ。然し其獎勵手段として募集の行はれる度毎に、利子歩合を高くしたならば、市場に利率の異なる公債が續出して、公債の統一を傷けるに至る次第であるから、應募を獎勵する手段としては、適宜發行價格を引下げ、斯くて公債の利廻りを高からしめることを必要とする。割引發行法なるものが多くの場合を通じて、行はれる所以である。

斯の如く國家にして公債を發行するに當り、割引發行の方法を採用すれば、利子歩合は必ずしも之を引上げないでも、發行價格を引下げることによつて、利廻りを高くすれば、以つて民間の資本家を吸引して、應募の効果を擧げるを得る道理である。而して如何なる程度まで、額面に對して發行價格を引

下げることを許されるかと云へば、自ら其處に或る限度があるのであつて、ナポレオン戦争當時に於て英國が戦時財政の急に驅られて、法外なる程度の割引を以つて、公債を發行した爲めに、累を後年の財政に及ぼしたことの如き、世人の鑑戒とする所である。然も既發公債の時價が低落して居る場合には、此低落した時價を標準として、更に此以下に新に發行する公債の價格を決定しなければならぬ道理であつて、勢割引の程度の大なることを免かれない。故に國家としては、既發公債の市價を成る可く額面價格に近い所に維持し、割引發行を行う場合に於ても、其割引の程度をして額面價格よりも些細なる差違に止めしめることを必要とする。即ち既發公債の市價は將來に發行される公債の發行價格を決定する標準に充てられる故を以つて、特に之を維持することの必要を生ずるのである。

第二に公債の市價を維持することの必要は財産保安の一事に關聯する。今日公債は各種有價證券を通じて、信用程度の最も高き故を以つて、私人が資産の一部分を之に投じて、其保管の安全を期するのみならず、銀行會社が或は積立金として或は責任準備金として資産を持つ場合にも、其一部分を公債の形で保有すること

を常とする。斯る關係からは等の機關に於て、公債の所有されて居る場合に、其市價が低落したならば如何なる結果を生ずるであらうか。市價の低落は公債を資産として所有する銀行會社等に於ける資産價格の缺損と爲り、利益金を以つて、此缺損を填補しなければならぬことゝ爲る、爲めに公債市價の低落に、して相次いで已まなかつた場合には、是等當業者に苦痛を及ぼすことの少なからざるは、論を俟たざる所である。

公債市價を維持するには、如何なる方法を以つてす可きもの維持する方
法
であるか。公債の利率を高くするとか、多額の公債償還を行うとか、公

債發行高を制限するとか云ふが如き根本問題は、姑く置き、現に或る金額の公債が或る利率の下に市場に存在するものとして、之を自然の狀態に放任して置く場合に定められる市價よりも、幾分か之を高からしめるには、如何なる技術上の施設を爲す可きものであるかと云ふ問題を生ずる。今諸國に於て行はるゝ所に據つて、公債市價の維持策を見ると、要するに國家が公債の利用に對して、或る特典を與へることに歸着する。其重なるものは左の如くである。

第一、公債を擔保とする貸出、公債を見返品とする手形割引に對しては、中央銀行に於て、其他の貸出割引に對するよりも、低廉なる利率を以つてする。中央銀行にして斯る方針を取る以上は、市中諸銀行亦其中央銀行に對する關係上、同様の方針に出づることは論を俟たないであらう。

第二、公債利子より生ずる所得に對しては、所得税を免除し、公債其ものに對しては、相續財産の價格から之を除外し、以つて相續税を免除すること。

第三、公債所有者が國庫に對して、公債を以つて租税を納付し、又保證金の納付に充當する場合に、若しも時價が發行價格よりも低落して居るとすれば、發行價格を以つて、代用價格に充てること。

第四、將來高利の公債の發行される場合には、現に發行されて居る低利の公債を以つて、其拂込金に充當するを得せしめること。

公債發行と
一般金融市場
先づ右の如き種々の方法に依つて、公債の市價が維持されて、新に公債を發行することの必ずしも困難ならざる狀況が存在して居るものと

し、政府が斯る際に新に公債を發行することは、國民經濟に如何なる影響を及ぼす

であらうか。公債發行の及ぼす影響は専ら利子歩合の高低に依り、又利子歩合を通じて、民間業者と相並んで、金融市場に於て資本の供給に對して競争を試みる程度に依るものと云へる。國家が正常の利子を付して、公債を發行する場合には、現に産業に資本を放下しつゝある者に對して、其資本を該事業から回收して、國家の利用する所に委せよう、と云ふ誘因を與へない譯であるから、斯る公債の發行は既設の産業に向つて、何等の影響を與へるものとは思はれない。公債發行當時有利に經營されて居る産業は依然其經營を續け、一方に公債に對しては、新に國民に依つて貯蓄された資金の内に、應募を求めることゝ爲るであらう。唯斯く貯蓄金が公債に對する應募に供されたならば、將來新なる産業の擴張に投ぜられ公債發行と
資金の供給を乏しくし、自然産業の膨脹を妨害するに至る傾きを生ずるかも知れない。然しながら之に對しては、一國に於て貯蓄の行はれる程度なり、貯蓄に對して、國民の持つ性情なりに顧みることが要する。國家が公債を發行する、而して其公債は信用の確實なることに就て、私債を凌駕するもの大であり、國家亦多額の公債を市場に發行することに就て、之に對する應募を盛な

らしめる手段を取るとしたならば、公債の發行は一方に或る程度まで國家に向つて、貯蓄を刺戟し、随つて新に發行される公債は新に貯蓄される資金に依つて、應募され、公債發行の爲めに、金融市場に及ぼす影響を緩和するに至る。殊に此事たる、貯蓄の風習旺盛であり、加ふるに公債に對して大なる信用行はれ、放資の目的物として國民の特に之を愛好する國に於て、其然るを見るを得るのである。

公債發行と
金利の騰貴を惹起す
る場合

然し國民の貯蓄心が如何に旺盛であるとしても、一國に行はれる貯蓄程度を超へるに至つたならば、官民兩者の間に、一國に於ける自由資本の供給を支配しようとする競争の起るのは、當然の勢であつて、斯くて國家が資本市場に現はれて、資本を需要すると共に、金利歩合の騰貴を促すに至ることは、已むを得ざる所である。國家が正常の利子歩合を付して、公債を發行する場合に於て、金利を騰貴せしめる傾きの存すること斯の如くである。若しも國家が斯る正常の利子を以つて、發行される公債の吸收し得る資金を以つて不足であるとし、其吸收し得られるものを大ならしめんと欲して、正常の利子歩合よりも稍や高い利率を以つて公

債を發行するとしたならば、之に對する應募の財源は如何なる邊に求めらるべきであらうか。其第一の財源に充てられるものは、曩に述べた國民の貯蓄であつて、國家が單に確實なる放資の目的物を供へるに止まらず、確實なる上に高率の利子又は利廻りを付することゝしたならば、貯蓄に對して、大なる刺戟と爲つて、應募の財源を作り出すに至るや論を俟たない。然しながら國民は如何にして斯る貯蓄金を收めるであらうか。多くの勤勞に依つて報酬を増加することも、一の手段であるが、一般に行はれる所は消費の節約に外ならないであらう。故に、若しも國民が節約の爲めに、或る種類の物資を費消することを廢棄したならば、其物資の製造に従事した勞働者は忽にして失職せざるを得ざる道理であるが、一方に公債の收入が政府の手に入るに随つて政府は或る事業を計畫し、之を通じて勞働を需要し、一方に失つた所を他の一方に償うを得るとも云へる。唯斯る變動の間に、經濟社會に多少の波瀾の伴ふことは免かれ難き所である。

第二に公債應募の財源に充てられるものは、現に産業に放下されて居りながら利益の歩合の低い資本であつて、斯の如きものは高利の公債の發行されると共に、

直に事業から回収されて、公債の應募に供せられるであらう、又第三に事業から生ずる毎年の利益金であつて、新に事業擴張の資金に供せられ可きもの

高利公債に
伴う弊害

も、公債の利子の高率に上るに随つて、公債の應募に要する財源と爲るであらう。斯の如く爲れば限りある財源に對して、國家と國民經濟との間に行はれる奪掠的競争は激烈と爲り、國家の公債に對して付する利子の高率に爲る一方に、國民經濟に於ても亦之に對抗する爲めに、一般金利歩合の上進を促し、高利公債の弊害を暴露するに至るであらう。何を以つて高利公債の弊害とす可きであらうか。其一は國民の將來に於ける公債應募力を枯渇せしめるところであり、其二は一般金利歩合の騰貴を促して、産業振興の機運を挫折せしめることである。蓋し正常の利子歩合を以つてしては、應募者の求められ難き場合に、強いて之を求める爲めに、利子歩合を高くしたならば、國民は現在其有する財源を以つて之に應募するのみならず、將來に於ける所得の源泉をも空うして以つて應募しようとする。然も此將來に於ける所得の源泉たる國家が將來の財政計畫を案ずるに就て、依頼しなければならぬものであるのに、現在に於て之を枯渇せしめたならば、其將來に

生ずる支障のあることを覺悟しなければならぬ。

次に金利歩合が國家の爲す所に依つて、左右されるものでないことは、曩に述べた通りであるが、今國家が市場に行はれる利子歩合に隔絶する程の高利を以つて、公債を發行したならば、如何なる結果を生ずるであらうか。其高利は市場利率と隔絶せるのみならず、既發公債の利子歩合に比較しても、相當に高いものであるとする。而して斯る高利を付せられたからと云つて、公債は其額面償還の行はれることに制せられて、必ずしも額面以上の市價を生ずるものでなく、市場の放資者に對しては、割安の放資物と爲る。斯く割安の放資物が高利公債の形に於て存在する以上は、其事が他の公債の市價を壓迫するのは勿論であつて、高利公債の發行は總ての公債の利廻りをして或る程度まで高からしめ、利廻りの高い公債の存在することは、有價證券の市價を壓迫する。斯くて一般の金利歩合が上進したならば、爲めに事業の發起され、計畫される勢を害し、労働者にも亦不利の影響を及ぼすに至ること論を俟たないであらう。

最後に公債に關する行政に就て一言する。先づ第一に起る問題は公債の形態

であつて、之を記名式とするか、無記名式利札付とするかと云ふことである。記名式と無記名式
式公債と云ふのは其所有者の姓名を國庫の原簿に登録し、併せて證書
記名式
面に掲記し置くのであつて、之を證據として、所有權を確めると共に、元

利金の支拂を行ふのである。之に反して無記名式公債に於ては、所有者の何人たるや、毫も明にされて居らない、單に之を所持する者が所有者と爲り、證書の賣買讓與に就ては、一に現物を所有することに依つて、所有權の所在を確め、證書の持參人に元利金を拂渡すのである。而して利子の拂渡を簡便ならしめる爲めに、證書の一端に利札なるものを印刷し、其一片と引換へに、或る定められた期間の利子を拂渡すこととする。然らば記名式公債に於ては、盜難紛失等に際し、所有者の利益を完全に保護するを得る爲めに、所有者に取つて、安全であると云へる。唯國庫に於て常に所有權の移轉等に就て、多少煩雜なる手續に當らなければならぬ。然らば記名公債の發行は其所有者に取つて、所有の確實と云ふ利益を興利害
へるが、國庫に取つては、相當の費用を生せしめる。而して記名公債の所有者は其所有に於て、確實と云ふ利益こそあれ、之を賣買處分するに就ては、其都

度名義の書替と云ふ手数を蒙る爲め、資金融通の目的物とするの點に於て、不自由であることの弊害を免かれない。

斯の如く記名公債と無記名公債との間には一長一短のある事を免かれない次第であつて、例へば世襲財産として、又は世襲財産と同様の考への下に、公債を所有しようとする者には、記名公債を以つて、便利とするが、放資の一次的目的物として、公債を所有し、随つて何時之を賣買するか、測り知るを得ない者に取つては、無記名公債を可なりとする道理であるから、孰れの形式の公債を發行するや、國家自ら之を定めず、公債の應募者又は所有者をして之を擇ばしめることを以つて、事の宜しきを得たものとする。我國整理公債條令第四條に於て、整理公債に對して、發行する證書は無記名利札付とす。但し應募者又は所有者の希望に依り、記名とすることを得たと規定され、記名公債を以つて、公債の本體としながら、無記名公債を認め、至當の處置としなければならぬ。

明治三十九年法律第三十四號國債に關する法律第二條に於ては、
國債ニ對シテハ無記名利札付證券ヲ發行ス

とし、同條第二項の但書に於て、

債權者ノ請求アルトキハ記名利札付證券ヲ發行ス

と規定し、整理公債條例に於ける規則と正反對の趣意で、無記名公債を以つて、公債の本體とし、記名公債を以つて寧ろ形體に於ける例外とするに至つた。而して記名利札付證券であれば、公債所有者は記名公債であつて、尙ほ利子領收上に無記名利札付公債に於けると同一の便利を收めると云へる。

登録公債の 更に公債の一形態として、近年世間に利用されることの多きに至つた制度

ものに登録公債がある。此公債に於ては、國家は債權の證據として、證書を發行しない、單に國庫若しくは國庫事務を代理する銀行の帳簿に何某が若干額の公債を所有すること、即ち國家に對して債權を有する事實を記録して置き、元利金の支拂は此記録に基いて之を行ひ、公債を賣買讓與する場合にも、亦帳簿に於ける名義の變更に依つて、之を果すこととするのである。何故に登録公債が行はれるに至つたとかと云へば、其れは證書を以つて、公債を代表せしめるの不便に基くのである。蓋し公債を代表する證書にして存在する以上は、其所有者は平生之

を保管するに就て注意と手數とを要するし、之を免かれる爲めに、公債を銀行の保管預けにすれば、之に對して、多少の料金を徴收される。又所有者自ら保管する場合に、紛失したり、盜難に罹つたりしたならば、代證券の請求に手數を要するのみならず、其交付されるまで、資金融通の目的物を失うに至る。即ち公債證書に代つて、公債登録の制度の行はれる所以であつて、我國に於ては、國債に關する法律第二條第二項に於て「國債の登録は債權者の請求に因り之を爲す、此場合に於ては、證券を發行せず」と規定し、更に國債規則第三章に於て登録に關する細則を設けて居る。

公債利子支拂の場所 公債利子支拂の場所は國庫事務を代理する銀行の本支店を以つて、之に充るし、利札であれば、銀行に於て預金として、之を取扱ふ次第であるから、深く問題とすることを要しない。然らば公債の利子は如何なる時期に於て

公債利子支拂の時期 支拂はれ可きものであるか。歐米諸國に於ては、諸種の勘定が一年中

の毎四小半季に行はれるものゝ多いことに關聯し、公債利子の支拂亦年四回を以つて、原則とするに反し、我國に於ては、年二回の支拂を以つて原則とする。但し其二回と云ふのは、或る種類の公債に對しては、三月と九月とであり、他の

種類の公債に對しては、六月と十二月とである爲め、全年を通じて、全體の公債に就て見れば、一年四回に利拂の行はれるのと、同様の結果に爲るのである。次に斯く一年二回なり、又は一年四回なり、或る定まつた時期を選んで、公債利子の支拂はれるからには、其時期たる、金融に緊縮を惹起す時に先だつことを必要とする。蓋し一國の金融市場には必ず定期的に金融の緊縮する時期がある。所謂金融季節なるものは、即ち是れであつて、此時には例へば一國主要の物資が生産されて、販路を求むる爲めに、市場に出現するとか、或は一國の産業に於て必要とする原料品が専ら外國から輸入されて之に對する代金の決済を爲すに、正貨の輸出を以つてしなければならぬとか云ふが如き變動を生じ、何としても金融に緊縮を惹起さざるを得ない。而して斯る時期にして定期的に發生するものである以上は、其時の到來する以前に、公債の利子を支拂うことゝしたならば、以つて金融緊縮の大勢を緩和するを得る道理である。又國庫收支の關係から云へば、租税の納期には巨額の資金が現金の形態を以つて、市場から國庫に入り、假令ひ早晚其資金にして再び市場に撒布されるとしても、一時斯る國庫と市場との間に於ける資金の移動に依つ

て、金融の緊縮を來さざるを得ない道理であるから、斯る租税納期と相前後して、公債の利拂を行うことゝしたならば、以つて金融の調節に資するを得るや論を俟たない。

公債の額面を決定する 最後に問題と爲るのは、公債を代表するに證券を以つてする場合に、其標準を決定する 證券の額面は如何なる標準に據つて、決定す可きやの一事である。而して之を決定するに當つて、第一に考へなければならぬのは、如何なる目的を以

つて、公債が利用されるかと云ふことに外ならない。若しも公債が専ら資本の放下又は運用の目的物に供され、金融市場に於て、資本家に依つて、利用されることの盛なる場合には、公債の額面の大なる方が彼等に取つて、其取扱を簡便ならしめる所以である。然しながら公債の額面が餘りに大であれば、資力の薄弱なる者が之に應募するに就て、困難を感ずるのは、勢の免かれ難き所であり、彼等の應募を容易ならしめる爲めに、公債拂込の回数を多くすることも、國庫に對して、手数の煩冗を加へる所以たらざるを得ない。故に一國金融市場の狀況から云つて、大額面の公債を發行して、優に其應募を求め得る場合には、公債の額面を強いて低くするが如

きは、無用の沙汰である。唯一國の財力に斯る餘裕を存せず、資力の薄弱なる者にまで訴へて、公債の應募を求めざる可からざる場合には、勢公債の額面を低くして、彼等の應募に便宜を興へることを要する。然も斯る薄資の者は一旦公債に應募して、之を所有したとしても、自己の生活に於ける状況の變動に依つて、何時公債を市場に賣却するか、測り知るを得ざる次第であつて、随つて彼等を應募者とし、所有者とする場合には、公債の市價に變動の生ずる機會の多く爲ることは、之を覺悟しなければならぬ。

戰時財政と 即ち國家が小額面の公債を發行するのは、手数の煩冗に加ふるに、如上小額面公債の弊害を蒙ることを睹るのであつて、随つて平時の財政に於ては、濫に額面の低下を敢てしない。戰時財政に窮乏を來して、公債發行の必要切迫する一方に、經濟社會亦戰爭の影響を蒙つて、混亂の趣きを呈し、尋常の手段を以つてしては、公債募集の容易ならざる場合に、一の非常手段として、公債の額面を低下するのである。現に明治三十七年日露戰爭に際し、我國が第一回國庫債券一億圓を發行するに當り、特に額面二十五圓と云ふが如き小額面の債券を發行したことの如

き、當時中流以下の階級に公債の應募者を求めるの意に出でたものと認められる。更に歐洲戰爭に於て、佛蘭西が額面百法の國防債券を發行したり、英國が額面五磅の公債を發行し、郵便局を通じて、應募者から回數を分つて、之に對する拂込金を領收することゝしたのは、何れも戰時財政を處理する必要に基いた臨機的處置であつて、財政の秩序の恢復すると共に、斯る小額面の公債は速に之を償還するなり、他の小額面のものと併合するなりしなればならぬ。

第五節 公債の償還と借換

前數節に於て説明した如く、公債は國家が財政上に於ける臨時非常の事變に應ずる財源を得る爲めに、募集するものであつて而して、其募集には或る制限の存するものである以上は、斯る事變の消滅すると共に、公債は償還されて、國家信用の狀態を平時に復せしめる必要の存するは、論を俟たざる次第であつて、永久公債を存公債償還の 續せしめるが如き事態は勉めて之を避けることを要する。左に其理由必要なる理由を列擧する。

第一、公債にして非常の事變に應ずる爲めに、又租税に依る收入力の枯渴を防ぐ

爲めに、發行されたものであり、而して公債の存續に依つて、國家財政上の能力に壓迫を來す以上は、其急速なる償還は經濟上并に財政上に加へられる壓迫を除却する所以である。

第二、財源として、公債よりも租税に依頼するを可なりとする議論のある以上は之を移して、租税の收入を公債償還の財源に充てる論據とするを得るであらう。即ち租税の徴収に依つて、一方に國民に勤儉の風を勸奨しつゝ、他の一方に國民の手に散在する零碎の資金を集合して、國庫に於て一團の資金とし、公債償還の方法を通じて國民に之を交付したならば、自ら其間に資本の活動する勢を大ならしめる。

第三、公債にして國民の資本を吸収することに依つて、應募調達されるものである以上は、租税の收入に依つて之を償還したならば、曩に生産事業から吸収された富を以前の又は以前よりも多く生産的方法に復舊する所以である。公債所有者にして公債を償還された場合には、之と同時に公債所有者は利子の收入を喪失する次第であるから、之を補う爲めに元金償還に依つて得た資金を生産

上に利用することに努力する道理であつて、斯くて公債の償還は一國に於ける生産事業に刺戟を與へる効果ありとされる。

第四、公債殊に多額の公債の存續することは、一國に有閑階級の存在する勢を助長する。自己の財産を株式會社に放下し、株式に對する利益配當金に依つて衣食する者の如きも、亦一個の有閑階級たるに相違ないが、其れにしても尙ほ彼等は會社自身の事業の盛衰、經濟社會一般の狀況に依つて、事業の蒙る消長に就て常に配慮し、自己の利益を防衛する手段を講じなければならぬ道理であるが公債所有者に至つては、苟も國家の存續する限り、公債の所有に依つて安全確實に利子を收得し、何等自己の意を煩すことを要しない。即ち公債所有者は有閑階級の尤なるものであつて、公債償還に依つて、時に斯る階級に屬する者に刺戟を與へ、又公債の減却に依つて、此種階級の發生する餘地を狭からしめることの必要であると考へられる所以である。

斯の如く公債を減却する必要は明瞭であるけれども、其必要は決して絶對的の公債償還に伴う諸種のものでは無い。或る條件が備はつて、始めて償還を必要とするのであ

條件 　　つて、其條件の缺けて居る場合には、償還を行はないことも、亦已むを得ざる所と考へられる。第一に考ふ可きは、一國收支の均衡が如何なる状態の下に、維持されつゝあるかと云ふことであつて、若しも之を維持するに就て、新規の公債を發行する必要に迫られて居るが如き場合には、一方に新規の公債を發行して、他の一方に舊來の公債を償還する必要があらうかどうか、一個の疑問に屬する。或は斯の如くして、一國の金融市場に於て、資金の流動を盛ならしめると云ふ説もあるが、斯る方法を推し進めて行けば、結局國家は低利の公債を償還しつゝ、却つて高利の公債を發行するの愚に陥らざるを得ざるに至る。第二に公債償還を行うに就て、其進行を左右するものは、一國に於ける租稅負擔の状況である。國家が或る計畫を立て、公債の償還を繼續する以上は、其財源は之を經常收入に收めることの結果として、結局租稅の負擔を加重するに至らざるを得ない。然も其租稅にして苛酷なるものであり、中流以下の國民に對して負擔を及ぼすが如き關係に居つたならば、彼等に對する負擔に依つて、有産階級に屬する公債所有者に公債の償還を通じて、資金の供給を豊富ならしむる結果を生ずるであらう。斯る場合には

寧ろ公債の償還は之を中止して、斯くて生ずる收入の餘裕を以つて、租稅を輕減することを得策とするの議論に接せざるを得ないのである。

茲に於てか公債の償還は國家收入の剩餘に依つて、行はる可きものであり、然も其剩餘は自然に生じたものであつて、特に其意思の下に、作り出されたものでないことを要する議論を生ずるのである。例へば國家が苛酷の租稅を賦課して、殊更に收入の剩餘を作り出さうとしたとか、一方に公債を發行して、之を財源とするの結果、他の一方に收入の剩餘を生じたとか、或は特に租稅の徵收を嚴密にして、收入の増加を謀つたとか云ふが如き場合に於ては、斯る剩餘に依つて、公債を償還する効果は何れの邊に之を見るを得るか、測り知るを得ないのである。即ち公債は或る條件の下に、償還す可きであり、又他の條件の下に、償還す可からざるものであり、償還す可き場合には、財政上自然に生じた増收に基く剩餘に依頼す可きものであり、公債減却の行はれる三　　ることは、前論に依つて、略ぼ推窮されるを得るであらう。然らば次の種の問題として、敢て償還と云はず、國家が公債を減却するに、如何なる方法があるかと云へば、三種の方法のあることが想像される。第一は普通の償還法で

あつて、國家が公債發行の際に規定した條件に牴觸せず、寧ろ之を遵奉して、行ふものである。此方法に就ては、後に其詳細を説明する。第二は公債の廢棄と稱されるものであつて、國家に於て公債に依つて代表されて居る債權債務の關係を打破することを宣明し、以つて公債に關する債務を脱するのである。國家の財政上に有する強制的權能を以つてすれば、公債廢棄の行はれるのは勿論であつて、又斯の如くすれば、最も簡單に國家をして債務を免かれしめるを得るに相違ない。現に勞農露國に於て、勞農政府の組織されるや、直に政府は帝政時代に成立した一切の内外國債に對して、責任を負はざる事を宣明し、以つて公債廢棄を行つた例がある。然しながら、國家が公債を廢棄して、尙ほ合法であると云ふのは、單に法律上の議論として、承認されるだけであつて、經濟上から云へば、何處までも契約の破棄であり、契約の蹂躪であつて、斯る所業に出でた政府に對しては、今後國民たるもの如何なる條件を以つてするも、公債に應募せざる道理である。隨つて公債の廢棄は一度び行はれて、能く國家の負擔を軽減することありとしても、一方に將來に於ける信用利用の道を杜塞する次第であつて、其弊害の大なる可きは、論を俟たざる所である。

第三は資本徵課金の制度を利用して、公債の減却を謀らうとするものである。即ち國家は法律を以つて資本の所有者に向つて、其所有する資本を評價し、之に對する或る割合を定めて、徵課金を命じ、其金額を國庫に納付するに當つて、公債を以つてせしめることとしたならば、徵課金の納付されるに隨つて、國家は公債を銷却するを得る道理である。其一般資本の所有者に負擔を加へ、公債を以つて、此負擔を決済する方便に充てるに止まり、特に公債所有者のみに負擔を加へるものではないと云ふ點に於て、第二の方法と異なる。唯戰時國難の甚だしきに臨んで、國民に向つて公債に應募することを勸奨しながら、戰後其公債に關する義務を廢棄する特殊の目的を以つて、資本徵課金制度を布くが如き、其名稱の何たるを問はず、國家として國民に對する財政的德義に反するの所業たらざるを得ない。

茲に於てか公債を償還し、國家をして國民に對する債務を脱せしめるには、最も平凡の方法ではあるが、國家が公債發行の際に、豫め國民に約定した條件に従ひ、公債所有者に公債元金を支拂うことを以つて、最も正しき道であるとしなければならぬ。然らば國家は公債を發行するに當り、其元金償還に就て、如何なる條件を

公債の据置年限と償還最長年限は据置年限を經過した後公債償還の完了する最長年限を定めることである。蓋し公債の償還は所有者に取つては、現金を回収する上に於て、市價を維持する上に於て必要とする所であること、論を俟たざる次第であるが、元金の償還を受けた場合には、斯くて得た現金を運用利用する爲めに、公債所有者は相當の配慮をしなければならず、又若干の煩勞をも感ずる。斯くて彼等の内には、一旦公債に應募して之を所有したからには、永く其所有を繼續して、斯る煩勞を蒙らざることを希望するであらう。換言すれば或る期間確實に公債を所有して所定の利子を獲得し、之を所得とすることは、生活の安定を欲する者に取つて、最も重要視すべき所である。据置年限の規定は此關係から生ずるものであつて、國家が公債を發行するに當り、發行後幾年の間に、元金の償還を行はざることを約定した場合に、其年間を据置年限と云ひ、此年限の間、應募者なり、所有者なりをして公債の所有並に利子の獲得に安んずる所あらしめるを得るのである。故に公債の償還は斯る据置年限經過の後に行はる可きものであるが、其經過後如何なる時期に於て行はれ

可きであらうか。永久公債であれば、此點に關して、何等の制限を存しないのであるが、有期公債に於ては、必ず或る年限を定め、之を最長年限として、其到來前に公債の全部を償還し盡すこととするを必要とする。其期限の長短は財政上の狀況、國民の國家財政に對して、懐く信用の強弱、將來に於ける通貨價值の確否等に依つて、決定され可き問題であつて、一概に之を律するを得ない。通貨の價值の將來確實である可き見込みある場合には、最長年限を五十年の久しきに及ぼしても差支ないかも知れないが、然らざる場合には、其れよりも短縮しなければならぬであらうし、又斯く償還期限の短縮された場合に、斯る短期間内に、公債償還の終了されるだけの財力が國家に備へられて居るかどうかも、亦一個の問題と爲るのである。

自由償還法に對する制限

自由償還法と云へば、國家が公債の償還に就て、絶對の自由を持ち、如何なる時期に償還を開始するか、如何なる金額を以つて、償還を行うか、一に國家の選擇に依つて、好む所に決され得るが如くに、考へられるが、實際問題としては、据置年限と償還の最長年限とに就ては、法律の制限があり、其制限された最長年限内に於て、國家が適宜金額と時期とを裁量して、償還を行ひ得るものを以つて、

自由償還法と云ふに止まるのである。然も此償還法に於ては、實際に行はれる公債償還の程度又は金額をして財政上の狀況に適應せしめ、財政の不如意であるときには、公債の償還額を減却するなり、或は全然公債の償還を停止するなりして、自由償還法 政治上に餘裕を求めざるを得る。此事たる、自由償還法に伴ふ利益としての缺點

推稱するを得る所であるが、他の一方から見れば、斯る償還の自由が政府の悪用する所と爲りはしないであらうか。即ち償還の自由であることは政府をして自然償還を怠らしめる所以と爲り、愈々最長年限の接近し來つたに驚愕して、急劇なる償還を行つたならば、嘗に財政上の負擔を加重するのみならず、金融上に及ぼす影響亦重大ならざるを得ない。蓋し今日の國家は財政上に於て、所謂國用多端の趣きを免かれないのである。隨つて若干の収入剩餘があるとしても、必ずしも其れは公債の償還に供されず、多く他の經費に對する財源と爲り、或は租税減免の資に投せられ、償還の自由なる公債は何時までも顧みられずして、國家に對する負擔として、殘存するに至る。即ち自由償還法は第一國家財政に年々若干の収入剩餘の存すること、第二此剩餘は必ず公債の償還に投せられること、第三財政

當局者の方に此方針を厲行する誠意の存することの三條件が備はつて、始めて其効果を奏するを得るのであつて、斯る條件の實在せざる場合には、自由償還法の効果は實際に之を見るを得ざること多きに居るのである。

減債基金制 茲に於てか自由償還法の放漫に流れることを回避する目的を以つて、他の償還法が行はれる。其一として減債基金制度なるものがある。

減債基金制度は最も純粹なる形態のものもあり、又潤色された形態に於て、行はれるもある。其孰れの形態に據るを問はず、或る一定の計畫を遂うて、公債償還を確實にし、又速行しようとする點に於て、其目的を一にするが、純粹の形態を守るもの、蓋減債基金 即ち舊減債基金制度に於ては、其要點とする所を(第一)一國財政上の状態 況如何に拘はらず、年々一定の金額に相當する収入を投じて、公債を購

入すること、(第二)斯く購入した公債は決して之を銷却せず、其儘之を國庫に於て保有し、之に對する利子を領收すること、(第三)隨つて後年度に於ては、其年度に於ける公債購入高に加ふるに、前年度に購入した公債に對する利子を以つて、更に公債を購入するに至る、(第四)斯くて年々公債購入の爲めに投下すると定められた金額は

小なるものであつても、今述べた複利法の働きの依つて、年と共に加重し、結局如何に大なる金額の公債であつても、何年かの後には、之を償還し盡くすに至ることの諸事實に置くのである。是れが千七百七十二年英國に於て、ドクトル・プライスのプライスの唱道した減債基金論の骨子であつて、而して千七百八十六年時の内閣減債基金論 首相ピットに依つて、採用された。プライスは公債償還に於ける複利の働きの特に重きを置き、小額の資金を以つて、公債の償還に著手しても、利子に加ふるに、利子を以つてすれば、多年月の間に、非常に大なる金額に上り、随つて此原則を公債の處理に應用したならば、急速の償還を果すを得べく、唯必要とする所は定額の資本を以つて出發し、利子の領收、之に依る新規の公債購入に依つて、自働的に此資本を増加し、結局公債の現在高と同額に達せしめるに在るとし、若しも新に公債の發行される場合に、之に對して適當の金額の減債基金の添付されたならば、利子に依る基金の増加に依つて、公債の償還は最も確實に保護されるであらうとしたのである。而してピットが此説を採用するや、實に公債管理委員會なるものを設け、年々百萬磅の収入を擧げて、此委員會に託し、公債を購入せしめ、此公債は之を

銷却せずして、蓄積し、當初の百萬磅が四百萬磅に達するまで、利子を以つて公債の購入を續行することとし、更に千七百九十二年に至り、當時の收入剩餘四十萬磅の外に、年額二十萬磅を基金に投することとし、更に將來公債の發行される場合には、必ず發行額に對して、百分の一の金額に相當する減債基金を付し、以つて公債の自働的償還の行はれることを期したのである。

右に述べたものが減債基金制度の形態として、純粹なるものであつて、要するに年々同基金に投ずると一旦定めた金額は何處までも之を神聖不可侵視し、如何なる事情があつても、此金額だけは必ず公債の購入に充てる一方に、既往幾年に亘つて、買入れた公債に對して、利子を支拂ふことは國家の義務に屬するのであつて、而して斯く支拂はれた利子は更に公債買入れに供されるのである。即ち減債基金制度をして有効のものたらしめるには、第一基金の設定以來、年度を經過して、年々の基金繰入高よりも、既往に於て購入した公債に對する利子の方が遙に巨大と爲る時期の來るのを待つか、第二年々豫定された公債元金償還に對する繰入高を法律の規定に據り、又は財政上の徳義に基き、神聖不可侵のものたらしめる状態を作

り出すか、二者の孰れかを期しななければならない。

減債基金制度の増敗す
る所以
然しながら右に掲げた二要件たる其孰れを以つてしても、減債基金制度の増敗する所以
度其ものを増敗せしめる結果を生じなければ已まざることゝ爲るであらう。

蓋し毎年繰入れる基金よりも遙に大なる利子を生ずるまで、公債の買入を續行するには、相當に永き歳月を要する、其永い歳月を通じて、一定金額の収入を毎年公債の買入に投ずるを得るまでに、一國の財政が何時も平靜の状態に居るものとは考へられない。財政上に波瀾の生ずることの免がれざるものであるとすれば、時々歳計に於て收支の均衡を失ひ之を復舊する爲めに、公債の發行を必要とする場合を生ずるであらう。此必要に應ずる爲めに、國家が新に公債を發行したならば、減債基金制度の下に於て、一方に公債を減却することの利益は全然喪失されるであらう。嘗に然るのみならず、償還される公債よりも、新に發行される公債の方が利率の高いものであつたならば、兩者の利鞘は明に國庫の負擔を増加する所以と爲らざるを得ない。國家が金融市場を壓迫する程度まで、發行を繼續したならば、必ず償還される公債よりも高い利子を付せざる限り、新に公債の發行

されざる状態を惹起すに至ることも、亦疑を容れないのである。

或は右の如き場合に臨んでも、尙ほ減債基金制度の働きを辯護する者は姑く他の事情を度外に置き、兎に角減債基金の運用に依つて、一部の公債の償還される場合には、其爲めに資金の流動に刺戟を與へると云ふことを擧げる。然しながら此説たる、國家全般の財政的利害を閑却し、單に資金流動上の見地に於て、唱出される嫌あるばかりでなく、公債償還に依つて、資金の流動の刺戟されると云ふのも、偶々市價の低落した公債の所有者が抽籤償還に依つて、市價と額面との鞘を益するが爲めであつて、一方に償還される公債よりも、利率の高い公債が新に市場に發行されるに至ることを考へたならば、減債基金あることに依つて、却つて金融市場を壓迫する虞れなきを得ないのである。英國舊減債基金制度の如き、其年々一定の金額を一般歳計から、公債管理委員會の手に移し、其間國家財政が如何なる状態に居るかに就き、毫も意を用ひざる點に於て、右の金額を以つて購入された公債に對しては、年々一般歳計から利子を支拂ひ、其利子を以つて、更に次年度以後の公債買入高を増加する點に於て、其特色を成したと共に、缺陷を暴露したものと云へる。即

ちナポレオン戦争時代の如く、國家の財政に窮乏を告げ、公債の濫發に依つて、辛うじて年々の收支を綱維しつゝある場合に、斯る制度の維持されざるに至ることは、論を俟たない。蓋し基金制度の働きは表面上中止されたものでないとしても、尙ほ減債基金制度の下に、資金の蓄積されるよりも、急速なる勢を以つて、公債が増發され、更に其増發された公債は曩に償還された公債よりも、國庫に取つて、不利なる條件に支配されるとしたならば、減債基金制度の效果は遂に之を求めざるを得ないのである。殊に英國當時の財政當局者が減債基金制度の效果を過信し、如何に巨額なる公債があつても、此制度の運用の繼續する限り、自働的に其償還を了し、以つて國家の負擔を軽減するに難からざるものであるとし、此考の下に公債の發行に對して、慎重なる用意を缺き、公債を増發して、顧みなかつたのみならず、割引殊に過大なる割引發行の爲めに、公債現在高を増嵩せしめたことの如き、減債基金制度の齎した弊害の一であるとしなければならぬ。

我國の減債基金制度

我國の所謂減債基金制度なるものは、之を英國の舊減債基金制度に比較すれば、固より同一視す可からざる性質を持つものと認められる。

制度の起りは明治三十九年法律第六號國債整理基金特別會計法に始まり、同法第二條に於て、

國債整理基金に充ツヘキ資金ハ毎年度一般會計ヨリ之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ

前項毎年度一般會計ヨリ繰入ルヘキ資金中、明治三十七八年戰役ニ關スル經費支辨ノ爲發行シタル國債及其借換ノ爲ニ發行シタル國債ニ關スル分ハ年額一億一千萬圓ヲ下ルコトヲ得サルモノトス

と規定した。是れは公債を生産的公債と不生産的公債とに區別し、前者に對するよりも、後者に對しては、急速に償還を行はなければならぬと云ふ考へに出でたものであつて、一億一千萬圓の内、其一部を以つて公債の利拂に充て、殘額を元金の償還に供し、前年度の元金償還に依つて、利拂高を減ずる結果、次年度に生じた餘裕を以つて、更に元金償還高を多からしめる趣向に外ならない。而して大正四年法律第十四號に於て、多少右の規定を緩和し、

前項繰入額の内、國債ノ元金償還ニ充ツヘキ金額ハ他ノ特別會計ヨリ繰入ルル

モノヲ併セテ、前年度首ニ於ケル國債總額ノ萬分ノ百十六以上トシ、三千萬圓ヲ下ルコトヲ得サルモノトス

とし、從來の規定に於ける濟崩償還法に類する規定を削除した。何れにしても制度に伴ふ基金なるものなく、公債の償還に供される財源は何處までも一年限りの収入であること、随つて此収入を以つて償還された公債は其儘銷却されるのであつて、將來の歳計に何等の關係を及ぼさざることの如き、即ち舊減債基金制度に對して、我國の制度の異なる所であるが、然らば我國の制度には其創設者の假想した如く、一定の期間内に公債を償還し、國庫に對する負擔を輕減する計畫が存在し、然も其計畫を實行するに就て、一般財政に何等不利の影響を及ぼさざるを得るかと言へば、決して其然るを得ない。一般財政の狀況如何に拘はらず、年々一定の金額を擧げて、公債の元金償還に供すると云ふことは、時に財政に對して、重き負擔を加へる所以であり、更に減債基金制度の下に、或る金額の公債が償還されながら、年々の歳計を維持する必要から、償還される公債よりも、遂に金額の大なる公債が發行され、然も後者の利子が前者の利子よりも、高きに至れるが如きは、明に我國減債基

金制度の失敗を語る資料と目されるのである。即ち減債基金制度は財政に於ける非募債主義と相俟つて、首尾の全きを得るのであつて、彼の制度と此主義と背馳し、減債基金制度の行はれる他の半面に於て、公債の發行されるもの、相次いで止まなかつたならば、公債の減却、國家信用の上進は何としても、之を期するを得ないのである。

減債方針の 我國に於て、始め減債基金として、公債元金の償還に供される金額は一億一千萬圓の内から、當時の公債利子を支拂つた殘額であると言はれ、次

いで元金償還高は五千萬圓を下る可からずとする財政方針が行はれ、其後此金額に對して、二千萬圓の削減が加へられ、更に近年に至つては、多く四千二百萬圓の元金償還の行はれることを考へたならば、我國に於ける減債基金たる、決して英國の舊減債基金の如く、神聖不可侵の取扱を受けるものでなく、時の必要に應じて、何時如何なる變革を蒙るか、測り知る可からざる地位に居ることが理解されるであらう。而して斯く我國の減債基金制度が神聖不可侵の性質を有せず、時の事情に依つて、公債の償還に供される金額に増減を來すと云ふことは、英國の舊減債基金制

度に於ける程の弊害を我國の財政に及ぼさない所以であるとしても、同時に斯る制度の下に、第一減債と云ふ點に大なる効果を奏せしむること、第二公債の利拂に依る國家の負擔が年と共に必ずしも減少せず、寧ろ増加することの二點に於て、缺陷を暴露しつゝあることは、争ふ可からざる事實である。明治四十年から、大正十一年我國減債基金制度の效 年に至る十六年間の事實に徴すると、此間起債額に比較して、公債償還額の多かつたのは、明治四十一、四十四、大正三、五、七の五年だけであつて、

他の十一年を通じて、起債額の方が常に償還額を超過する有様であり、斯くて明治四十年二十三億四千三百八十九萬五千圓に止まつた公債現在高は大正十一年に於ては、三十七億二千二百一十一萬三千圓の多きに上り、人をして非募債主義の厲行されない減債基金制度の如何に實際に用を爲さざるものであるかを實證するの材料たらしめた。而して右の如く僅々十數年間に公債現在高に六割六分の増加を來した場合に、此増加が國力の發展に伴つて居つたか、更に具體的に之を云へば、國民の公債應募力に對して、均衡を保つて居つたと考へられるであらうか。其均衡の維持されなかつたことは、左の如く各種公債市價の低落しつゝある事實に依

つて、之を確めるを得るのである。

帝國五分利	大正六年	九三、三六	大正十一年	八一、八九
特別五分利	九五、九五		八七、五二	
第一回四分利	八一、七三		七六、八五	
第二回四分利	八一、七三		七六、七九	

近年政府が公債財源の事業費に要する收入を調達する爲めに、新に公債を發行する場合に、利子其他の條件は大體に於て、現に發行され、而して市場に於て廣く取引される公債の狀況に依つて、律される次第であるから、四分利公債の市價の右の如く低落した以上は、四分利標準を以つて、公債の利子を律するが如き、到底不能事たらざるを得ないと共に、四分利標準を打破して、五分利付公債を發行する場合に於ても、利廻りの六分利以上に上ることは、勢の免がれ難き所に屬する。随つて減債基金制度の下に、國家財政の狀況を考量しないで、之を厲行する方針を取つたならば、償還される公債よりも、高利率の公債が發行され、結局此制度あるが故に、

國家財政に對する負擔を重からしめる事實は夙に我國減債基金制度に於て、暴露された所であり、斯る矛盾を一掃し、財政の信用を増進する爲めに、非募債主義の主張されることも、亦偶然であるとしないのである。

減債基金と外債との關係 從來減債基金の一部分は外國債の償還に適用され、現に外國債の現在高が大正三年と同十一年とを比較して、十五億二千四百六十萬圓から、

十三億五千八百九十七萬圓に減少したことの如き、明に減債基金制度の働きの然らしめたものと云へる。然しながら斯る效果の現出したのは、要するに右の期間外債募集の絶えて行はれなかつた、換言すれば外債だけの關係に於ては、非募債主義の行はれた爲めである。随つて大正十三年二月曩に述べた如き高利の外國債が發行されたからには、從來見るを得た減債基金の效果は正に抹消されたものであると云へるのである。

自由償還法

減債基金制度と相對して行はれるものは、即ち自由償還法であつて、此方法の下に於ては、法令を以つて、特に公債償還の金額を規定しない、唯國庫に剩餘金があり、又財政上の状態から云つて公債の償還に便利であるときに、

隨時償還を行ふのである。然しながら此方法の下に於ては、財政の運用に自由である代りに、財政當局者に公債償還を何處までも實行しようとする誠意があり、更に國民の間に、當局者の爲さんとする所を助ける理解のあることを必要とする。此誠意と理解とが缺けて居り、加ふるに財政状態不如意であつたならば、公債の償還は自由償還法の下に、漸次後年に延期されて、其山積を見るに至ることなしとなしないのである。多くの國に於て減債基金制度の設けられたのも、畢竟自由償還法の緩怠に流れる弊を抑制するの必要に出でたものと認められる。然も減債基金制度其ものに上記の如き缺點の存する以上は、其儘に之を受入れることも亦困難であつて、結局減債基金制度と自由償還法とを折衷し、第一如何なる年度に於ても必ず多少の公債償還を行ひ、償還計畫の實行をして斷續せしめざること、第二公債現在高に對して、或る弱き比率を定め、之を償還額とし、其以上に行はれる償還額に就ては、時の財政状態に依つて、適宜に之を定めること、第三新に公債の發行を必要とする場合には、減債基金に充てると豫期された収入を公債發行額に振替へ、以つて公債發行の必要を省約することの諸條件が必要と考へられるのである。

自由償還法と減債基金制度との孰れに依るを問はず、國家が公債を償還し、又は之を減却するに當つて、取る可き實際の手續は二つに分たれる。一は抽籤償還法

抽籤償還法

であつて、他は買入銷却法である。國家が或る年度に於て、償還す可き公債の金額は當時据置年限を經過して、何時に於ても償還される公債の金額に比較すれば、一小部分に當るに止まり、兩者が同一金額であるとか、前者が後者よりも多しと云ふが如きことは、償還の終了せんとする最後の年度に於て、稀に見るの事實たるに止まる。然らば全體の公債現在高に對して、一小部分に過ぎざる償還高を如何にして公債の全體に割當るかと云へば、抽籤に依つて、償還の順位を決定するの外に道はない。殊に今日多くの場合を通ずる事例である如く、公債の市價は概して額面價格よりも低い、然らば額面價格を以つて、公債を償還したならば、額面價格と市價との差額は公債所有者の利得と爲るが、其反對に稀なる場合であるとしても、公債の市價が額面價格以上に騰貴して居るときに、額面價格を以つて、其償還が行はれたならば、公債所有者をして損失を蒙らしめる。此損得の分賦は抽籤を以つて、之を決定する外に、道はないであらう。嘗に然るのみならず、

國家が曩に借入れたと同一の金額を後日期限の到來に臨んで、返還することは、理の當然と考へられて居るのである。

買入銷却法 然るに財政上の便宜論から云へば、買入銷却法が主張されるのである。の論據

此方法を以つてすれば、國家は或る時期に於て、市場に就て、當時の市價を以つて、公債を買入れ、買入れた公債は之を銷却して、以つて其債務を脱しようとする。公債が一種の有價證券として、世間に賣買されて居る以上は、國家が自ら之を購入して、債務を抹消することは、當然行はれ得べき所であり、上記の如く公債の市價が額面價格以下に、低落して居る場合に、態々市價よりも高い額面價格を支拂つて、之を償還するの愚を爲さず、國家財政に對する國民の信用程度貧しくして、公債市價に低落を來して居るとすれば、逆に其信用程度の失墜を利し、小なる價格を支拂つて、債務を免がれようとするのである。隨つて此方法に據るときは、國庫の支出する金額は同一であるとしても、抽籤償還法の行はれる場合に比較して、多くの債務を抹消するを得るの利益があるのである。

買入銷却法 更に買入銷却法の利益として、擧げ可きものは、其金融調節に資するの

と金融の調節 一事である。蓋し國家が公債償還を行う以上は、一定の金額が國庫から公債所有者の手を経て、民間に撒布される次第であるから、自ら金融緩和の大勢を作り出すことに資する次第であるが、抽籤償還法の下に、償還金が當籤者の全國に散在して居るが如くに、全國に撒布されたならば、其金融を調節する効果は必ずしも大なりとするを得ない。然るに買入銷却法に於ては、當局者の此方法を利用することの巧であるときは、金融調節の効果を擧げること難しとしない。例へば或る場合に、金融市場に緊縮の勢を來したとする。然し此事たる、一般の大勢であつて、一國內の或る方面に於ける市場に在つては、最も早く、又最も大なる程度に於て金融の緊縮を來したが、他の方面に於ける市場に在つては、必ずしも然らず、金融に或る程度の餘裕ありとする。斯る金融の趨勢に於ける地方的差違は或る時期の後には、自然に均衡を保つを得るに至るとしても、永く其状態の繼續する儘に、之を放任して置くことは、國家として金融政策の正しきに就いたものとするを得ない、之を其正しきに就かしめるには、國家に於て公債の買入銷却法を利用し、金融の緊縮最も甚だしき地方に於て、公債を買入れることとしたならば、以つて全國に於

ける金融の趨勢に均衡を保たしめる機運を促進するに至る道理である。

償還法と公債市價の維持 斯の如く考へると、公債償還法としては、買入銷却法の方が國家に有利

であり、又好都合であるやに思はれるが、公債市價の維持又は其引上げの點から考へれば、自ら事情の異なるものがある。蓋し買入銷却法に於ては、國家は或る一定の金額を公債の買入に投じ、買入れた公債が銷却されて、其金額だけ公債の現在高を減却し、其供給の減少に依つて、市價の騰貴を促すに至るのであつて、此般の働きは自ら迂回的であることを免かれない。然るに抽籤償還法であれば、抽籤の結果、當籤した公債の所有者には其公債の市價が額面に對して、如何に低落して居るに拘はらず、額面價格を以つて、償還することゝ爲るのであるから、公債の現在高に對する償還高の割合如何に依つては、抽籤償還の行はれることの爲めに、或る程度まで公債市價の上進を促すの効果あるものと考へられる。殊に國家が割引を以つて公債を發行し、其應募者なり、所有者なりをして他日額面價格に依る抽籤償還の行はれることを基礎として、利廻りを計算させ、其利廻りの相當に高いことに依つて、應募なり、買入れなりを促した事實の存する以上は、償還期に際し

て、抽籤償還を行ふことが當然であつて、買入銷却法の下に、市價の低落に苦しみつゝある公債所有者をして低廉なる價格を以つて、公債を手放さしめるが如き、國家として殊更に公債市價を維持するの必要を閑却した譏なきを得ないであらう。我國に於て減債基金制度に關聯して、公債の償還には抽籤償還法を採用す可しと云ふことが銀行業者の團體に依つて、政府に要求されるのも、畢竟此償還法に依つて、公債市價を維持せしめるの考慮に出づるものと考へられる。

右に述べた如く、公債の償還は國家の信用を上進し、將來公債の發行される基礎を改善するに資するものである。減債基金制度にしても、其れが實際の剩餘收入を基礎として、行はれる以上は、公債の市價を維持し、又上進するに資するであらう。而して公債の一部が市場から回収されれば、放資者に供給される高を減じ市場に残存する公債に對する需要を強くして、市價を上進せしめる。更に買入銷却法の適用、宜しきを得たならば、公債の市價は額面價格に接近して、誤まらざるを得る道理である。故に今日の如く歐洲戰爭の後を承けて、財政の窮迫した狀態が諸國を襲つて居る場合には、全く事情が違ふが、國家財政に對する信用程度が上進し、一

公債市價の額面以上の場合に騰貴する場

方に市場に於ける金融緩漫の狀態が或る期間を通じて、繼續したならば、必ず公債の市價が額面價格以上に騰貴すると云ふ事相を生ずるであらう。斯る際に國家が進んで抽籤法に依つて、公債の額面償還を行ひ、以つて市價をして額面價格まで引下げるに至らしめることも、市價を確實にする一の方法たるを失はないが、此際に行はれる可き有效なる財政政策が存するのである。公債の借換なるもの、即ち是れであつて、此方法の下に既定の利率の付せられた公債を低利の公債に變換するのである。

公債借換の意義

單に公債の借換と云ふことは文字上から解釋すれば、公債の形體なり、條件なりの變換されたものは、總て其借換たるを失はない、又現に歐洲戰時財政に際しては、多くの交戰諸國が公債を發行するや、此公債を以つて、將來發行される高利の公債に對する拂込に充てる條件を付し、以て公債の高利借換の行はれ可きことを豫定した事例もあるが、是等は總て特殊の場合であつて、通例公債の借換と云ふときには、低利の借換が暗示される位の次第である。借換の律される原則は甚だ簡單であつて、公私債の孰れにも適用される。例へば地主が所有の

土地を抵當として、五分利を以つて、他人から資金を借入れたが、幾年かの後に四分利を以つて、資金を借入れるを得るが如くに、信用程度が上進したならば、地主は必ず債権者に向つて、利子を四分に引下げしめるか、然らずんば貸借の決済を求めらるるであらう。貸出資本は他の諸物資と同じく最も低廉なる條件の下に、求められるのであつて、公債の借換は要するに此一般的趨勢に追隨するものと見る可きである。殊に一國財政當局者は出来るだけ機會を求めて、公債の利子を低率にし、斯くて國庫の負擔を軽減することを以つて、重要な任務とするのであつて、此點に於て怠る所あつたならば、曠職の譴を免がれざる道理である。然しながら公債借換に依る利子の低減は一般資本家殊に利子の收入に依つて、衣食の計を爲す者の常に反對する所であつて、彼等の團體的運動が時に效を奏して、借換計畫を斷念せしめる場合もあるのである。

借換の行はれる財政的状態

借換の方法の最も容易に、又最も確實に成功するには、公債の市價の額面價格以上に、騰貴して居ることを以つて必要の條件とする。固より有價證券の市價は證券の種類に依つて、高低の差あることを免がれないが、公債の

市價が獨り騰貴して、他の證券の市價が下落して居ると云ふが如き事は、例外の場合であつて、普通の状態から云へば、公債市價の高ければ、高いだけ、一般有價證券の市價も亦高く、總ての證券を通じて、利廻りの低きに居ることを以つて、一般の原則とする。而して斯く公債の市價が額面以上に騰貴して居ると云ふことは、何故に發生する事相であるか。國家が從來公債の發行に就て、慎重なる態度を保持して、一方に其減却に勉めたとか、國家財政に對する信用状態が良好であるとか云ふことも、其原因に相違ないが、最も有力なる原因としては、一般金利歩合なり、各種有價證券の利廻りなりに比較して、公債の利率の高きに居る一事を擧げなければならぬ。斯る場合に於て、國家は始めて借換の方法を利用する餘地を見出すのである。假に公債の利率が五分であり、市場利率の低い結果、市價が額面價格以上に騰貴したとする。此際國家は新に四分五厘利付の公債を發行し、此公債に應募する者は新公債に對する乗換應募する現金を以つて拂込みを爲すことも出来るが、從來の五分利付公債を以つて、拂込みに充てることも出来る、即ち新公債に對する乗換應募を爲すを得ると公債發行規程に掲げたならば、容易に公債の借換が成就する道理で

ある。蓋し五分利公債を以つて、四分五厘利付の新公債に對する拂込みを行うと云ふことは、公債所有者をして見すゝ年利五厘の損失を蒙らしめる所以であるが、公債所有者にして若しも斯る乗換應募を爲さず、其儘公債の所有を繼續しようとしたならば、如何であらうか。四分五厘利付を以つて、容易に公債を發行するを得ると、成算を付けた國家は何時までも五分利公債の存在することを許すものではない、必ず新公債の發行に依つて、收め得た現金を以つて、五分利付公債所有者に向つて、公債の現金償還を行ふに相違ない、此場合に現金を領收した公債所有者は何等かの道を求めて、此現金を運用利殖しなければならぬ道理であるが、既に公債借換の正當の道筋を経て、行はれる位に、金利歩合が低く爲つて居る以上は、一般有價證券の市價も餘程騰貴して、其利廻りも低き程度に居る譯であるから、公債所有者が現金で元金の償還を受けて、何等か利殖の道を求めたとした所で、結局低い利廻りに安んじなければならぬことゝ爲るのであらう。然らば斯る低廉なる利廻りの下に、有價證券を買入れるよりも、寧ろ現に所有する公債を以つて、新公債に對する拂込に充て、斯くて乗換應募をする方が自分に取つて、簡單であると云ふ

起し、公債所有者の内から、續々乗換應募を申込む者が多ければ多いだけ、公債借換は成效を收めたことゝ爲るのである。

借換計畫を
律する諸條

然らば國家が財政上の狀況の有利と爲れるに當り、公債の借換を行ふに就て、之を成功せしめには、如何なる條件を遵奉することを要するか。

第一借換の爲めに、特に公債の元金額を増加せしめざることは、最も肝要の個條である。元來公債の借換は國庫の負擔を輕減することを以つて、重要な目的とする。既に然る以上は、借換を行ふ傍らに於て、借換の重要な目的を打破するが如き計畫は飽くまでも之を避けなければならぬからである。而して如何なる場合に於て、借換の行はれる傍らに、公債元金の現在高を増加せしめるが如き事實を生ずるかと云へば、例へば現在の公債を以つて、新公債に對する拂込に充てるに當り、前者の價格百に對して、後者の價格百以上を以つて、同額とすることゝしたならば、其「以上」の價格に相當する金額だけ、借換に依つて、公債の元金額を増加することゝ爲る。斯く現在の公債百を拂込ませて、新公債の百以上を與へるが如きは、畢竟市場の形勢から云つて、遽に公債の借換の行はれ難き場合に、強いて低利の新公債

を發行する爲めに、已むを得ず爲す所であつて、低利の借換に伴ふ利益は爲めに、其一部分を喪失するに至るのである。

第二に借換計畫に必要な條件は一般應募者に理解され得るやうに、計畫其ものを簡單にし、明瞭にすることである。即ち直接に公債の利子を低減し且つ今後幾年の間、再度の借換を行はない保證として、適當なる程度に於て、公債の据置年限を決定することは、計畫の進行を容易ならしめる所以である。之に反して借換の進行を助けやうとして、乗換應募を申出る者に特典を與へたり、据置年限に達しない公債所有者に借換を誘ふ爲めに、或る利益を與へたりすることは、却つて借換計畫を複雑ならしめる弊ありと考へられる。第三に注意を要するとは、公債借換を利用して、公債を整理することである。蓋し一國が如何に割引發行法を利用して、公債を發行する爲めに、利率の統一を得ることを期するとしても、幾年かの間に、幾多利率の相違した公債が發行され、其市場に存在する爲めに、公債の統一を傷けることは、免がれ難き所に屬する。故に公債の借換の行はれる場合に、例へば三分利付の新公債を發行するものとすれば、三分以上の利付であつて、据置年限の到來し

て居る公債のある以上は、總て其れ等を乗換應募を行ふを得る目的物とする。斯くて三分以上利付の公債は三分利付の公債に借換へられて、公債の整理統一に資するもの少なしとしないのである。

公債借換と 最後に注意を要するのは、公債の借換が市價に及ぼす影響であつて、成公債の市價 可く市價を低落せしめざる工風を必要とする一事である。前述の如く公債の借換にして、金融緩漫、財政に於ける信用上進の結果として、市價の額面格以上に騰貴して居る時期を選んで、行はれる以上は、借換は必ずしも市價を低落せしめる虞なしと見られるかも知れないが、何分にも公債利率に低減を加へることであるから、低減の程度如何に依つては、公債の市價を壓迫するやも、測り知るを得ない。若しも借換に依つて、公債の市價に低落を來したならば、借換に對する公債所有者の反對の大なる可きは勿論、國家自ら殊更に公債の市價を動搖させて、經濟社會を攪亂する非難を蒙らざるを得ざる次第であるから、斯る場合に處する方策として、國家は新公債の發行に依つて、利子を低減するにしても、其結局に於て到達せんとする利子に對して、或る段階と時期とを設け、例へば從來の公債利子四分

であつたものを新公債に於て三分の利率に借換へやうとするときには、新公債は發行後三年間三分七厘五毛、其後幾年間三分五厘、其後に至つて始めて三分とするが如くに、何年か永い間に利率を遞減する方法を取る。斯の如くして公債の利子を輕減することが借換に依つて、公債の市價に及ぼす影響を微小にし、又金融市場に生せんとする波瀾を防止するに效果ある所以と考へられるのである。

第九章 歳計論

第一節 歳計制度の發達

財政に關する行政即ち財務並に財政に對する監督は財政學上に於ける研究科目の一と爲るのであつて、之を歳計論内に包括するのである。蓋し前數章に於て、國家の經費と收入とを論じ、又兩者の間に存する關係に就ても、亦研究を試みたの歳計制度の であるが、是等を以つてしては、未だ財政學研究の全斑を盡したとする一斑に足らない。是等諸問題の外に、一國に於て經費が其れ、當初の目的とする所に向つて支辨されるには如何なる憲法上の保障を必要とするか、租税の賦課並に徴收をして適當のものたらしめるには、如何なる方法を以つてす可きものであるか、其れ等の賦課並に徴收の行はれる機關は如何なるものを以つて、之に充て可きか、國家の豫算が編成され、又施行後の豫算が監督されるには、如何なる機關の下に、如何なる方法を以つてす可きかと云ふが如き諸問題は、其解決の如何に依つて、國家の經費並に收入に重要な關係を持つのであつて、公共經濟の性質

並に運用を理解するには、是等の研究亦缺く可からざる所に屬するのである。

財政に關する研究が經濟學中的一部分として取扱はれて居つた時代には、歲計論に關する研究の如きは、自ら閑却されて居つたのであるが、斯の如きは現代の事
歲計制度の 情の到底許す能はざる所である。然しながら古代や、中世紀の當初に
發達

於て、歲計制度や、之に關する研究の發達しなかつたのは、已むを得ざりし所であつて、其發達に就ては、何としても其原因を立憲政治に歸さなければならぬ。即ち財政上の事項に關する憲法上の制度が英國に其端を發し、漸次他の諸國に及んだものであるとは明瞭である。英國に於ては古來王室、貴族並に庶民の三者を以つて、國の代表者とするの思想が行はれ、王室に對する收入の

英國の實例

交付、其經費としての支出は是等三者の同意を要すると云ふ原則が十四世紀に於て、既に確立して居つた。其後國內に起つた幾多の變動は時に此原則を蹂躪したこともあつたが、千六百八十八年の革命と共に、財政に對する議會の協賛並に監監は實體的のものとなつた。即ち年々議會は經費配當法を議決し、同法の條項に據つて、經費の目的並に金額を決定するに至つた爲め、如何なる場合に於

ても、政府は此條項に違背して、經費を支辨するを得ざることゝ爲つた一方に、内閣は其全體の責任を負うて、財政上の事項に就て、下院の議決と監督とを受け、自然行
政部として立法部に依頼せざる可からざるに至らしめた。而して行政部が財政上の事項に就て、立法部の監督を受けるに就て、重要な資料と爲るものは、實に歲計豫算案であつて、豫算制度が歲計制度の一部として、發達するに至るのである。此豫算案の編成並に議定、其施行並に施行後の豫算に對する事後の監督は何れも財政上の手續として重要なものであつて、歲計に關する法規の外に、從來幾多の慣例が法規の足らざる所を補ふことゝ爲つて居るのである。

立憲政治と 專制政治の下に於て、歲計制度の起つたことは、二三の國に於て、之を見
歲計制度と 關するを得るのみならず、現に我國に於ても、議會の開設される以前から、豫
の關係

算制度の行はれた事實がある。然しながら議會の存在して居らない時代には、幾ら行政部が豫算案を編成した所で、他に何ものゝ協賛を受け、議決を経ることを要しない、編成上に如何なる錯誤があり、遺漏があつたとしても、責任を負ふ可き道理がないのであるから、自然其編成を疎雑ならしめるの弊なきを得ないのみならず、

施行後の豫算を決算として承認を得るにしても、立法部の監督が存しないのであるから、豫算の施行に就ても、亦慎重の態度を缺くに至るの虞れなきを得ない。之に反して立憲政治の下に於ては行政部の編成に係る豫算案を立法部に於て議定し、立法部の議定した豫算を行政部に於て施行し、更に斯く行政部の施行した豫算を立法部に於て監督し、編成と議定、施行と監督とが其れ／＼機關を異にする結果、茲に始めて歳計制度の確立を期するを得るのである。

第二節 豫算の編成

豫算案編成の意義 豫算案を編成すると云ふことは、年度の區劃に依つて、國家の經費と收入とを計算し、之を對照した上、更に收支の適合を求むる根柢を造ること

とに外ならない。收支の適合を求めんに就ては、或は剩餘收入を處分するとか、或は收入の増加を謀るとか、特殊の法律を以つてしなければならぬ。其法律案は豫算案に現はれた收支の状況に従つて案出するのであつて、豫算案其ものとは、自ら別個の關係に立つのである。

經費を豫算 故に豫算案の編成に就て、第一に必要な手續を以つて目されるのは、經

費の金額を豫定することであつて、之を豫定する、換言すれば豫算する

に就ては、第一如何なる機關に於て之に當るか、第二如何なる方法の下に、之を爲すか、第三如何なる時期に於て、之を爲すかと云ふ三個の問題を生ぜざるを得ない。

如何なる機關に於て歳出豫算を編成するかと云へば、之を大別して、第一行政部に於て之を編成するものと、第二立法部に於て、之を編成するものとの二

機關に於て之を編成するものとして、第一行政の各部に於て個々分

立して、之を爲すか、第二財務に關係ある官廳に於て、他の行政各部を統一して、編成の衝に當るか、と云ふ問題を生ずる。

諸國の歳計制度を見ると、細目に互れば、上記の諸點に就て、多少の相違はあるが、大體に於て、行政部が單獨に統一的編成法を取ること

を以つて常とし、又之を以つて道理上最良の方法と認めて居るのである。蓋し一國の行政部は毎年豫算施行の局に當り、自ら財政上の事務を掌るのであるから、財政上の事項に就ては、他の何ものよりも、細大漏らす所なく、事を熟知し、又之に通曉して居る筈である。随つて行政部をして豫算案の編成を掌らしめたるならば、其當局は最

善の知識と最良の材料とを以つて、其業を果すことゝ爲るであらうし、自ら編成した豫算案を立法部に提出し續いて次年度に於て、之を施行する順序と爲るのであるから、編成の状態粗漏であつて、立法部に於て其缺點を指摘されたり、施行の際に進退に窮するが如き違算を生じたりしたならば、行政部としての責任を糺彈される譯であるから、此點から考へても、行政部は豫算案の編成上に綿密であり、慎重である可きものと認められる。

行政部の中
中央統一編成
法

但し行政部の豫算案編成に右の如き效果あらしめるには、必ず中央統一の編成法でなければならぬ。中央統一の編成法と云ふのは一國

の財務を管掌する大藏省に於て、其首腦たる大藏大臣が次年度に於ける歳入の状況を想察し、收支適合の維持されるやうに、各行政官廳から提出し來る經費要求額に取捨を施し、以つて歳出入の均衡を正しからしめるの方法であつて、之に對する各官廳分立の編成法に於ては、同じく行政部の編成に係るには、相違ないが、各官廳は其れゝ隨意に其必要とする經費を計上し、之を立法部に提出して、經費を要求することゝ爲るのである。

中央統一編
成法の利益

何故に行政部の中央統一編成法が可なりと認められるのであるか。

蓋し豫算施行の衝に當るものは、一國の行政部であつて、年々同様の事を繰返して居るのであるから、行政部の當局者は豫算の實際に通曉し、如何なる方針の下に、豫算案を編成し、如何なる方面に幾何の經費を配當したならば、國家の要求に應じて、誤まらざるかと云ふことに就て、最善の知識を持つ譯であり、斯る知識を備へたものをして豫算案を編成せしめることは、其編成をして正しきに就かしめる所以である。嘗に行政部當局者は豫算案に就て、知識を有するの故を以つて編成を掌るを可なりとされるばかりではなく、他に一の動かす可からざる理由が備へられて居る。蓋し豫算案施行の局に當るものも亦行政部である以上は、行政部に於て、若しも杜撰なる豫算案を編成したならば、如何なる結果を生ずるであらうか。立法部に於て、其杜撰なる點を指摘されたならば、或は行政部として重大なる責任を負はざる可からざるに至るのみならず、假に立法部から何等の非難を蒙らずして、豫算の成立を見るを得たとしても、豫算其ものに缺陷があつたならば、其施行に臨んで、施行の局に當る行政部をして苦境に陥らしめるに至る。之を避け

る爲めに、行政部が豫算の編成に就て、慎重着實を旨とす可きは、論を俟たざる次第である。

更に中央統一に依つて、豫算案を編成することは、行政部をして豫算編成の當局者たらしめる制度に伴う利益を徹底する所以である。蓋し行政部を組織する諸官廳單獨の意思と判断とに基いて、其官廳に要する豫算案殊に經費要求書を編成するとしたならば、各官廳は其官廳に於て行はれる職務を以つて、各種國家職務を通じて、最も重要なものであるとする偏見に左右される一方に、斯く職務を擴張して、多數の官僚を自己の官廳内に使役したり、又は多額の經費を支辨して、以つて官僚としての權威を盛ならしめようとする私心から、自然相率ひて經費を増加する傾向を免がれない。一官廳にして既に然る以上は、他の諸官廳亦自ら節約を事とするを愚なりとし、相誘つて經費を膨脹せしめ、結局國家の收入に對して、均衡の宜しきを保つ能はざるに至らしめるのである。

中央統一法 然るに中央統一の編成法に於ては、是等の諸點に關して、如何なる關係の特色を持つてあらうか。中央統一の編成法に於て、編成の職務に當るもの

は、大藏大臣であつて、大藏大臣は閣議に於て決定された財政方針を體し、一方に經費の總額をして國民所得に對して、適當の比率を保たしめ、濫に其増加膨脹することを許さないと共に、他の一方に於ては各種の經費の間に於ける輕重を識別し、其重いものを認めて、輕いものを削る。斯くて財政の全般に互つて、均衡の宜しきを保たしめるを得るのであつて、此結果を收めようとするには、必ず大藏大臣が財政の全體に着眼して、經費に對する取捨を行うことを必要とするのである。

豫算編成に於ける大藏大臣の地位 故に中央統一制度の下に、行政部が豫算を編成するに當つて、能く中央

何に依つて、定まるのである。即ち大藏大臣にして單に或る年度に於ける收入と經費とを合計し、收入剩餘のあつた場合には、之を處分し、收入不足の生じた場合には、之を補充する計畫を立てることを以つて、其任務とするに止まつたならば、大藏大臣の職責は頗る輕易であるとするを得るが、中央統一の豫算編成法の下に於ては、大藏大臣自ら自己の意見に基いて、各省の要求し來る經費に査定を加へる必要の存すること、上記の如くであるとすれば、大藏大臣として其任を全うするには、

第一、國務全體に通曉し、各省長官の要求し來る經費に對して、輕重緩急を判斷するの明を備へること

第二、自家の意見を固執し、他の長官をして之に服從せしめるの勢力を有すること

の二資格を必要とするし、更に斯くて編成された豫算案は之を議會に提出して、其議決を要求するのであるから、第三の資格として、

立法部に於て、議員の質問に應じて、自家の計畫を説明し、之を辯護し、之を主張し、以つて其成立を容易ならしめる辯才、機略を有すること

を必要とし、斯くて成立した豫算を自ら施行する衝に當るのであるから、第四の資格として、

金錢上の關係の紛更した豫算を施行するに就て、清廉身を持し、世間の疑惑を蒙らざること

を必要とする。殊に上記諸條件中第一、第二は中央統一の豫算編成法に於て、大藏大臣の具備せざる可からざる條件であつて、若しも之を缺いたならば、各官廳の所

謂經費の分捕りなるものが始まり、大藏大臣は之を如何ともするを得ず、中央統一は其名徒に美にして、其實を失ひ、大藏大臣は一個の財務技師に過ぎざるに至る。我國に於て、陸海軍經費に對して、大藏大臣の威力の及ばざるが如き、中央統一編成法の利益を奪うの甚だしきものとせざるを得ない。

英國の豫算編成法 試に諸外國の實例に徴すると、中央統一の編成法が最も完全に行はれて居るのは、英國であつて、我國の如き要するに英國の制度に範を取つ

たものであると云へる。即ち英國に於ては、國務大臣中、Chancellor of Exchequerなるものあつて、此人が大藏省の事務を主裁し、大藏大臣の職を取ることゝ爲つて居る。而して毎年十月一日大藏省は諸官廳へ向け、大藏省に於て、次年度總豫算編成上に必要であるから、來る十二月一日又は其以前に、次年度即ち翌年四月一日から開始される會計年度に於ける其省の經費要求書を提出す可き旨の回章を發し、一方に閣議に於ては次年度に於て如何なる方針の下に、財政計畫を立て、又新事業を行う可きものであるかを決定する。而して各大臣は此決定された方針を體して、經費要求書を作製し、之を大藏省に送付する。之に對して大藏大臣は仔細に檢案を試

み、次年度に於ける歳入の状況、歳入を増加せしめ得る可能性、増加せしめることので失等を念頭に置いた上で、自己の満足する所まで、主管大臣と交渉を重ねて、要求書に掲げられた経費の項目なり、又は金額なりを廢除し、削減し、斯くて全體の豫算案を編成するを得るのである。右の大藏大臣と主管大臣との間に行はれる交渉が圓滿に成立するかどうかは、政治上に於ける内閣の運命に重大なる關係を持つのであつて、其圓滿を期するには、一方に大藏大臣に威力の備はれることを必要とすると共に、他の一方には國務の全體に對して、大藏大臣が正しき理解を持ち、如何なる方面の経費を削減して、如何なる方面の経費を承認するかに就て、盡く根據ある判斷に基き、其對手たる主管大臣をして何等の不滿なからしめるものでなければならぬ。英國に於て大藏大臣が一政黨を通じて俊秀の稱高き政治家に依つて襲はれること多く、又一度び大藏大臣として才能を示した政治家が續いて總理大臣として、内閣の首班たる例多きに居るが如き、偶然であるとしないのである。

日本の豫算編成法 我國に於ても豫算案は中央統一に依つて、編成されることゝ爲つて居る。即ち會計規則第四條に於て、

大藏大臣は歳入歳出の景況を調査し、各省の豫定経費要求書に基き、歳入歳出總豫算を調成す可し

と規定されて居り、其編成の方法に關しては、明治二十二年三月閣令第十二號歳入歳出豫算概定順序なるものに於て、左の如く規定されて居る。

第一、歳入の事務管理廳は前年度五月三十一日までに、歳入概算書を調製し、歳入を經常と臨時とに大別し、更に之を款項目に區別し、前年度の豫算に比し、増減あるときは、其理由を説明し、大藏大臣に送付すること、

第二、各省大臣は同一の期日までに、次年度歳出概算書を調製し、之を大藏大臣に送付すること、

第三、大藏大臣は各官廳の歳入概算書並に歳出概算書を檢案し、歳出入を對照調理し、歳出入概算書を調製し、前年度六月三十日までに、之を閣議に提出すること、

第四、内閣に於ては、前年度七月十五日までに、歳入出總概算書を決定すること、

第五、各省大臣は閣議に於て、決定したる各省所管経費毎項の概算額以内に於て、節約を旨とし、毎年度の各省豫定経費要求書を調製し、前年度八月三十一日まで

に、之を大藏大臣に送付すること、

第六、歳入概算書並に歳出概算書の様式は大藏大臣之を定むること、

右の諸規定に據れば、我國に於ても豫算案が中央統一の方法に依つて編成されるものであることは、明瞭である。唯大藏大臣として、財政の局に當る者が此方法を活かすだけの能力者であり、種々の點に於て、特殊の權力を擁する軍部大臣に對抗するを得るや否やは、自ら別問題に屬するものとして、考へられなければならぬ。

合衆國の豫算編成法

從來日英兩國に比較して、最も異なつた豫算編成法を實行して居つたのは、北米合衆國であつて、多年に亘り、各行政官廳分立、立法部分擔の編成法が行はれ、然も近年其弊に堪へずして、中央統一、行政部編成の方法に改めらるに至つた點に於て、少なからざる興味を興へる。蓋し合衆國は建國に際し、新に憲法を制定するに當り、所謂三權分立説を容れて、司法行政立法の三權の間に、勢力の均衡を保たしめ、一の權力をして特に偏重する所なからしめることを期した結果、豫算案の編成に就ても、之を行政部單獨の職務とせず、其一部分に對して、立法部

をして之に参加せしめ、以つて立法部の財政に對する監督權を重大なるものたらしめようとしたのである。故に豫算案編成に對して合衆國大藏卿の職務とする所は頗る簡單であつて、毎年十月十五日又は其以前に於て、各行政官廳の長官から會計次年度に於て、其官廳に於て要する經費の概算額を書類として送付されたならば、大藏卿は單に之を領收するだけであつて、其金額に對して査定を施すが如き權限は全然之を有しない、唯斯く自己の手許に集まり來つた經費要求書を一纏めに編纂し、之に會計次年度に於ける國庫收入の概況を添付して、之を財政文書として其儘議會に送付する。豫算案に對する大藏卿の職務は之を以つて終了したのであつて、此以後に於ける編成上の手續は總て立法部に於て之に當るのである。元來議會には各種の國家職務に應じて、其れれ専門の委員會がある。故に財政文書に掲げられた經費は其種類に従つて、是等委員會の審査に付せられるのであつて、委員會に於て審査の上、適當と認められた經費は其適當とする金額を限り、之を經費配當法案なるものに計上し、以つて議會の議に付するのである。故に此經費配當法案に計上された經費の總額こそ即ち豫定經費の要求額に當るのであるが、此要

求の總額と曩に大藏卿が財政文書に於て計上した歳入總額との間には、必ず若干の差違のある可き筈である。此過不足を如何にするか、過剰の存する場合には、之を處分しなければならず、不足の場合には、填補の道を講じなければならぬ。之を爲すものは即ち立法部に於ける財務委員會であつて、適當と認める法律案を制定し、前記の經費配當法案と相俟つて、全體の豫算案を編成し、又收支の均衡を維持するに至るのである。

合衆國制度の缺點 然らば斯る合衆國の豫算分立的編成法は英國の中央統一編成法に比較して、如何なる相違があるであらうか。合衆國の財政當局者たる大

藏卿にして各行政官廳の要求する經費を査定する權能を有しない以上は、自ら經費の全體に亙つて、之を統一するを得ない。各官廳は自由勝手に經費を計上し、其れが直に立法部に送付されて、委員會の審査に付せられる。然も委員は概して財政に關する専門的知能に缺けて居るのであるから、斯る經費の要求に對して、時に不當の削減を加へるかも知れないと共に、當然削減す可き經費に對して、其儘承認を與へることもあるであらう。殊に前記の如く經費の種類に依つて、其れ々々違

つた委員會の審査に付せられるのであるから、各委員會を通じて、審査々定の方針に統一を缺き、國務に必要な程度に應じて、最も公正に經費を割當ることに困難を覺へるのは勿論、收入に關する委員會と經費に關する委員會とが互に獨立して居つて、兩者の間に聯絡なく、殊に委員の間に其代表する選舉區の利害を尊重する氣風が盛であつて、互に交換的に經費の膨脹を承認し、以つて自他の利益を謀らうとする結果、益々經費に無用の増加を來すの弊著しきに至つた。

合衆國の新制度 茲に於てか近年殆ど黨派の異同を問はず、歴代の大統領は豫算制度の改正に努力し、結局千九百二十一年豫算及び會計法が制定され、中央統

一編成法に近き制度が實行されることゝ爲つた。其要點は左の如くである。

第一、豫算案の提出。豫算案は毎年議會に於ける通常會期の第一日大統領に依つて、議會に提出されるものとする。但し此豫算案には行政部の經費見積りのみならず、立法部及び高等法院に於ける經費の豫算も亦含まれる。但し大統領が責任を以つて、編成するのは行政部に關する經費のみであつて、他の經費に就ては、大統領に於て何等の査定を加へず、當該官廳から送付された儘、其經費を直

に豫算案に掲げるに止める。

第二、追加豫算案の提出。追加豫算案は左記の場合に限つて、提出されるものとする。

(イ)豫算案提出後に制定された法律の結果として、新に經費を必要とする場合
(ロ)公益上必要とする場合

第三、豫算局の組織。本局をして豫算案編成の實務を掌らしめる。

第四、豫定經費要求書。本書は各官廳をして其れら提出せしめる。

合衆國に於て、近年中央財政の經費に著しき減縮を告げつゝあるが如き、固より戦時財政の變態を脱した結果であるとす可きも、亦同時に豫算編成法の改正の與つて大に力あることも、亦之を認めなければならぬ。

然らば豫算の編成に關聯して、歳出入豫算は如何なる方法の下に、之を算出し、計上す可きものであるかと云ふ問題を生ずる。

歳出豫算の 先づ歳出豫算即ち經費の算出法から考へると、一國の經費の内には、既算出に法律の結果に依つて、定まつて居るものがあり、或は既に議會の協賛

を経た契約に基いて、支出されるものがあり、或は憲法上なり、法令上なりに於て、特別の取扱を受けることの定まつて居るものがある。例へば皇室費、官吏俸給、國債元利金、恩給手當金の如きは、何れも斯る項目の何れかに當るものであつて、是等の經費は當初から其金額が一定して居り、豫算案に其實數を掲げれば、宜しいのであるが、是等以外の經費であつて、年度と共に、著しく金額に異動を生ずるものに就ては、如何なる方法を以つて、之を算出す可きものであるか。其標準とし、規矩とする所は

第一、前數年度(少なくとも三年間)の歳出現計平均額を起點とし、

第二、一方に新年度に要する新事業費を計算し、

第三、新年度に於て、物價並に賃銀が如何なる趨勢に左右され可きかを豫想し、其騰貴なり、下落なりの程度を見込んで、前二項の經費に對して、相當の増減を加へることの諸點に外ならないのである。

歳入豫算の 然らば歳入豫算は如何にして之を計算す可きものであるか。歳入の算出法 内、官有財産や、官業の收入の如き、租税の收入の如きは、經濟社會の景氣

の良否に依つて、其影響を蒙り、爲めに増減するものであるから、歳入豫算を立てる場合には、此景氣の如何を豫測することを必要とする。随つて歳入豫算に於ても、歳出豫算に於けると同じく、物價の趨勢に依つて、自ら支配されることの多きは論を俟たない。蓋し景氣の良否は大體に於て、物價の趨勢に依つて動かされるもの多いからである。然しながら斯る物價に關する豫測を爲すことの困難である所から、此難事を避け、次年度の歳入を豫算するに當り、單に前年度の實收額を取つて、豫算上の歳入に充てる方法の行はれる場合があり、佛蘭西の如き現に此方法を採用して居るのである。是れは人智の推測に伴う總ての誤謬を避けると共に、豫算の編成を簡單にする趣意から云へば、之に適したと云へるかも知れない、又經濟社會の状態幼稚であつて、事物の停滞して居つた場合には、之に依つて、大なる故障に接しなかつたであらうが、今日の如く財政上に於ても、將た又經濟上に於ても、變動の頻繁である場合に於ては、却つて歳入豫算をして不確實ならしめるの嫌なきを得ない。

随つて歳入豫算を立てる場合に、人智の最善を盡して、推測し得る變動は之を眼

中に置いて、歳入に増減を加へることの可なるは論を俟たざる所であるが、此増減如何なる時を加へるには、如何なる年度の歳入を標準に充てるかと云ふ問題を生の歳入を標準とするか。而して此點に就ては、二ツの標準がある。其一は單に前年度の實收額を取つて、之に多少の増減を加へるのであつて、他の一は前數年度の平均實收額に増減を加へるのである。前法には大なる缺點がある。蓋し一國の經濟又は財政の事情は常に變動して、極まる所なきを常とする。随つて一年度の實收額を取つて、直に次年度の豫算を律するとしたならば、最も確實を必要とする豫算の標準として、變動極まりなきものを取るの嫌ある。之に多少の増減を加へたとした所で、果して人智の働きて、變動の極まる所なき標準をして能く正確のものたらしめるを得るか、一個の疑問とされるのである。

茲に於てか歳入豫算の標準としては、前數年度の平均實收額に對して、増減を加へる方法が行はれる。何を以つて増減を加へるかと云へば、次年度に於て生ず可き各種の變動を豫想して、其標準とするのである。而して此平均數を算出するには、多く前三年間の平均數に據るのである。蓋し三年よりも多い年度の平均を取

つたならば、現在に對して、餘りに遠く距つた事實に依つて、平均數が定められるであらうし、二年度であつたならば、平均數を算出する効力が薄弱と爲るの憾なきを得ないからである。兎に角斯く或る年間に於ける平均數を標準としたならば、其間に生ずる各種の變動は互に相殺されて、漠然一年度を標準とするものに比較して、正確なる算出法たるを得るからである。而して此平均數に對して、更に適當なる範圍内に於て、適宜の増減を施し、實際に對して著しき過不足を生ぜざらしめることは、一に財政當局者の技倆と用意とに據るのである。

故に右の歳入豫算々出法に於ては、之を運用する餘地の大なるを得ると共に、或は當局者に於て運用の方法を誤まつたり、又は故意に之を誤まつたりする場合がある。如何にして故意に之を誤まるかと云へば、殊更に歳入豫算を過大に見積り、豫算の表面に於ては、收支の均衡の維持される状態を裝ひ、實際に於ては收入不足の禍根の藏されて居るが如き、又は殊更に歳入を内端に見積り、國庫の現計に於ては、歳入剩餘を生ぜしめ、之を流用して一時の便宜に充てんとするが如き、何れも之に當るものである。

我國の歳出入豫算々出法

我國に於ては歳出入豫算の算出法は何れも既往三年間の平均數に當る局者の見込に據る増減を加へるのであつて、先づ歳出に就ては、明治二

十二年六月閣令第十九號豫定經費概則に於て、左の如く定められて居る。

第一、法律命令又は契約に依つて支出す可きものは、其總額を以つて豫算とす。

第二、法律命令又は契約に依り、總金額の定まらざるものは、豫期し得べきものと豫期し得べからざるものとの二とす。

第三、豫期し得べきものを分つて(甲)給與に屬するものと、(乙)物件に屬するものとの二とし、給與に屬するものは一人當りの給額を根基とし、其給與に關して、規定あるものは、其額に基き、規定なきものは、適當と認むる額に據る。而して人員にして定員あるものは、其定員を限度とし、定員なきものは、前年度四月一日現員を以つて、標準とす。物件に屬するものは、一個當りの費用を根基とし、其費用にして規定あるものは、其價格に従ひ、規定なきものは、時々相場を斟酌して、適當と認むる額に準ず。而して個數は規定あるものは、其定數を限度とし、定數なきものは、前々年度以前三個年度の實數平均を以つて標準とす。

第四、豫期し得べからざるものは、前々年度以前三箇年度の實費平均額を標準とす。

歳入豫算の
算出法 然らば次に歳入豫算は如何なる方法に依つて、之を算出するか。明治二十四年三月の歳入豫算々出規定に據ると、其の要點は左の如くである。

第一、法律命令又は契約に依り、収入總額の定まりたるものは、其収入總額を以つて、豫算とす。

第二、前項の方法に依つて、収入總額の定まらざる収入を算出する場合には、左の方法を取る可し。

據る可き標準なく、且つ年々収入額に大差なきものは、前々年度以前三箇年度實收平均額に準ず可く、其二個年度又は一個年度前より、始めて收入したるものも、亦之に據る可し。若し年々増加又は減少の傾向あるものは、既往年度に於ける増減の比率に従ひ、之を斟酌す可し。

以上は一般的規定にして、固より豫算は實際に近きを以つて、目的とす可きが

故に、必ずしも之に拘泥するを要せず。正當の理由あるときは、最も適當の方法を以つて、之を調製す可きものとす。

以つて我國に於ける歳出入豫算の立て方の如何なるものであるかを知らるに足るであらう。

總額豫算と 右の如き方法に據つて、國家の収入を計算するに當り、收入全體の金額純豫算 を直に取つて、豫算に掲ぐ可きものであるか、或は收入の内から、之を徴

收するに必要であつた費用を控除し、殘額のみを豫算に掲ぐ可きものであるか。

前者は總額豫算の主義であつて、後者は純額豫算の主義である。總額豫算の採用される場合には、豫算の一面には租税の總收入とか、官業官有財産の總收益とか云ふが如き金額が掲げられ、他の一面に租税の徵收費なり、官業官有財産の經營に要する費用が掲げられ、相對して收支の計算を爲すを得るに反し、純額豫算であつては、單に各種收入から經費を控除した殘額(時には經費から収入を控除した殘額)のみを豫算に掲げるに止まるのである。随つて純額豫算の方法にして行はれるときは、豫算の形式をして簡單ならしめると云ふ利益はあるに相違ない。然しな

がら豫算形式の簡單のみを以つて、豫算編成の要點としたならば、大なる間違である。右の如く純額豫算の主義を以つて、豫算を編成し、収入の金額中から之を徴收するに必要であつた費用を控除し、殘額のみを豫算に掲げたとする、此場合に此殘額に相當する収入を徴收するに就て、幾何の費用を要したかと云ふことは、國民に對して加へられる負擔の總額を知悉する上に於て、行政機關運用の巧拙を判斷する上に於て、抑も亦問題と爲れる國庫收入科目の當否を確める上に於て、最も必要なる點であるに拘はらず、純額豫算の方法を以つてしては、遂に之を窺うを得ないのである。例へば租税に關して、之を見るに、或る金額の収入を得るに就て、費された徴收費の如何は其租税の適否を知る重要な材料であつて、或る租税にして純額豫算の 入の割合に多くの徴收費を必要とし、爲めに純収入が少額であるとすれば、國庫に收納される収入の割合に、國民に加へる負擔大であつて、其租税の缺點を暴露したこと、爲り、租税の徴收法に就て、相當の改正を加へるなり、或は斷然斯る租税は之を廢止して、他の租税をして代らしめるなり、自ら議論を生ずる道理である、官業官有財産の収入に就ても、亦同様の議論が立てられるのであ

るが、純額豫算の方法を以つてしては、徴收費其ものが全く裏面に匿されて、之を確めるを得ないとしたならば、純額豫算に伴ふ缺點は極めて大なりとしなければならぬ。

純額豫算の 往昔行はれた所以 斯の如き缺陷ある純額豫算の制度が既往に於て行はれたのは、要するに當時に於ける事情の之を然らしめたものに外ならない。即ち國家

の職務中、地方的性質を有するものがある一方に、其職務の行はれる地方と中央との間に於ける運輸交通上の關係の不備であつた場合には、地方機關に於て徴收された収入は其儘徴收費は勿論、地方機關の要する經費をも支出した上、殘額のみを中央に回送することを以つて、最も經濟的方法とし、自然純額豫算の主義の行はれるを見たのである。随つて事情の全然異なるに至つた今日に於ては、出來得る限り總額豫算の方法を取ることを以つて、正しとするのである。

我國に於ける總額豫算の主義 我國に於ては總額豫算の主義を採用して居る。即ち會計法第二條に於て「租税及び其他一切の收納を歳入とし、一切の經費を歳出とし、歳入

歳出は總豫算に編入す可し」と規定し、又同第十四條に於て「國務大臣は其所管に屬

する収入を國庫に收む可し、直に之を使用するを得ず」と規定したのは、何れも總額を以つて、豫算を計上する主義を認めたものに外ならない。而して國家の營む作業に係る収入は單に總豫算に作業の益金のみを掲げるのであるが、我國には總豫算の外に幾多の特別會計があつて、作業の如きは、此特別會計に於て、収入を計上し過不足のあつた場合に、其金額を一般會計に計上する次第であるから、總豫算では、純額豫算であるが如くに見えても、豫算の全體に就て、觀察したならば、總額豫算の主義を以つて、一貫したものであると云へるのである。

第三節 豫算の形式と會計年度

豫算の形式に就ては、總豫算、特別豫算又は特別會計、追加豫算の三種に區別することが出来る。以下其特長を説明する。

豫算の種類 總豫算に於ては、一會計年度に於ける歳出入の各項目即ち國家の正常第一總豫算なる職務に關する經費と之に對する收入の一切が網羅し、編成されるのであつて、各種豫算中、最も重きを成し、豫算の本體を以つて、目されるのである。蓋し總豫算に依つて、一國財政の狀況、財政計畫の當否、國民に對する財政の負擔の

輕重等を明瞭ならしめるを得るのであつて、此點に顧みて、總豫算には總ての財政的事實の數字に依つて、現はされたものを綜合することに努めなければならぬ。

第二特別豫算

然るに總豫算の外に、別種の豫算を成すものが二つある。其一是特別豫算即ち特別會計であつて、他の一は追加豫算である。何故に總豫算に對し、又は總豫算と相並んで特別會計なるものを必要とするか。本來特別會計なるものは總豫算即ち一般會計から分離獨立して、別個の收支計算を立て、以つて其會計の主體と爲つた或る事業の財政的状況を明瞭ならしめることを主眼とする特別會計なのである。然らば如何なる場合に於て特別會計が必要とされるか
と云へば、其重なるものは

第一、或る一定した一時の目的に向つて、收支計算を爲すことを要するか、

第二、政府自ら資本を投入して、事業を經營するに當り、之に關する收支計算を爲すことを要するか、

の場合である。蓋し第一の場合に於ては、收支の計算の一時的のものを永久繼續を常態とする一般會計に編入し、兩者の計算を混亂させ、又或る期間に互つて、收支

の比較を困難ならしめる弊を避ける趣意に出るのであり、又第二の場合に於ては、政府が資金を投じて、或る事業を創設し、續いて其經營に當つて居る場合に、資産と負債との關係即ち政府の投入した資本と之に依つて創設された財産と果して能く均衡を保つて居るかどうか、財産の運用に依つて生ずる収益は能く經營の費用を支辨した上に、投入された資本金に對する利子を支拂ひ、元金償還の財源に充當するを得るかどうかを明にし、單に財政上の關係を明瞭ならしめるに資するのみならず、事業經營の根本方針を確立する材料たらしめようとするのである。

特別會計に 故に特別會計なるもの、由來から考へれば、確乎たる理由あることは伴ふ弊害 勿論であつて、又之に伴ふ利益の大なることも亦認めなければならぬ

いが、此利益たる、要するに程度問題であつて、一方に特別會計に於ける弊害も亦輕しとするを得ない。第一豫算全體の内に、各種の特立した歳出入豫算を生じ、總體の歳出入を綜合して、計算を立てる場合に於けるよりも、自ら豫算に過不足を生ずる機會をして繁多ならしめ、第二此不足の生ずることを避ける爲め、當局者にして當初から特別會計に於ける經費を多額に見積つて置くに至つたならば、豫算全體

に無用の經費を生ずること多からざるを得ないであらうし、第三各特別會計に於て、收支の均衡を維持する目的を以つて、其特別會計に於ける信用を基礎として、公債を發行したならば、一般財政に於ける財政方針に矛盾する結果を齎さざるを得ない。要するに特別會計は豫算單一の原則に反する除外例であるから、其適用に嚴重なる制限を加へなければならぬのは、論を俟たざる所である。

我國に於ては、特別會計に就て、如何なる規定があるか。會計法第二條の特別會計に於て「租税其他一切の收納を歳入とし、一切の經費を歳出とし、歳入歳出は總豫算に編入す可し」と規定したのは、即ち豫算單一の原則を具體化したものと認め可きであるが、一方に會計法第三十九條に於ては、除外例として、特別會計の行はれることを認め、特別の須要に因り、本法に準據し難きものあるときは、法律を以つて、特別會計を設置することを得べし」と規定したのである。故に特別の須要ありと認められたときには、法律を以つて、特別會計の設けられることは、右の規定に據つて、明白であつて、今日此必要に基いて、存立して居る特別會計を其性質に従つて區別すれば、第一作業に關するもの、第二資金に屬するもの、第三教育事業に屬

するもの、第四在外領土に關するもの等である。

何故に右の諸事業に於て、特別會計を設けることが必要であるかと云ふに、第一作業會計は政府に於て私經濟的事業を經營することの必要から生ずるものであつて、隨つて其収入は他の一般行政上の經費に比較して、其性質に於て異なり、投下された資本に對する収益であり、斯くて此収益に對して、投下資本の運用が適當のものであるかどうか、將た又収益に依つて、投下資本中の固定資本を銷却し得るかどうかを知る必要があり、自ら特別會計に據らざる可からざるに至るのである。

第二に我國會計法に於ては其第四條を以つて規定する如く、各官廳は特別の資金を有せざることを以つて、一般の原則とするものであるけれども、尙ほ其例外として、會計の便宜上、法律勅令を以つて、特別資金を置き或る作業の需要に應ずる材料を貯藏させたり、或は一定の時期に於て、必要を生ずる事業に要する資金を備へさせたりする。其一般會計に對して、全然性質の異なる爲め、特別會計を以つて、之を處理せしめることゝ爲るのである。第三の學校及び圖書館の行政は一般行政と性質に於て、異なる所あるのみならず、當該事業には常に若干の収入を生じ、其収入

に依つて、少なくとも經費の一部を支辨し、時に經費の全部を支辨して、獨立維持の狀態に至らしめることを必要とする場合すらあるのであるから、是等の機關に於ては、自ら資金を所有し、政府の支出金、資金から生ずる収入、學校の場合には授業料、圖書館の場合には閱覽料、兩者に共通する寄附金其他の収入に依頼して、經費を支辨し、以つて特別會計を營むに至る。第四は地理上、一般會計の行はれる本土に對して遠隔なる領土に於て、行はれる會計を一般會計と混同することは、豫算の統一を害する理由の下に、特別會計を以つて、處理する事情を生ずるのである。

第三、追加豫算 追加豫算なるものは、總豫算案が編成されて、現に議會に於て審査に付せられて居る際、又は既に議會に於ける議定を終了した際、曩に豫想するを得なかつた事變が發生して、經費なり、収入なりに、變動を生じて、兩者の均衡の打破された場合に、之に應ずる必要から、總豫算に追加して、編成される豫算の一種である。即ち其由來する所は總豫算の編成後、歳出入に生じた變動に對して、新に收支の均衡を求むる一手段に供されるものに外ならない。豫算の形式又は體裁から云へば、追加豫算を編成することは豫算を簡單明瞭ならしめる趣意に反する